

土岐市人権施策推進指針



市民一人ひとりが
人権意識を高め
お互いの個性を認め合う
人権尊重のまちづくり

土岐市



はじめに



人権は、人が人として尊重され、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利です。

21 世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。

平成 12 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され人権教育・啓発の推進は国の責務としてのみならず、地方公共団体においても、地域の実情をふまえた施策の制定・実施が責務となりました。

本市においては、あらゆる機会を通じて、自ら人権意識を高め、すべての市民が、かけがえのない存在として互いに尊重しあう、平和で差別のない都市の実現をめざしています。

また、各部局が連携を図りながらあらゆる人権施策を講じ、人権意識の高揚に努めてまいりました。

この度、地方公共団体の責務として人権施策に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために「土岐市人権施策推進指針」を策定しました。

今後は、本指針に基づき、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重の思いやりのあるまちづくり」の実現に向けて、より一層の取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本指針策定にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました人権施策推進指針策定委員会委員の皆様をはじめ関係機関・団体の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 23 年 3 月

土岐市長 大野 信彦

【目 次】

第1章 人権施策推進指針策定にあたって	1
1. 人権施策推進指針策定にあたって.....	1
2. 人権施策推進指針策定の背景と経緯.....	2
第2章 基本的な考え方	10
1 人権施策推進指針策定の趣旨	10
2 基本理念	10
3 人権施策推進に向けての基本的視点	11
4 指針の位置づけ	12
5 指針の推進期間	12
第3章 人権施策の推進方向	13
1 人権教育・人権啓発の取り組みの推進.....	13
2 各分野別人権課題における取り組みの推進方向	20
2-1 女性の人権	20
2-2 子どもの人権	23
2-3 高齢者の人権	29
2-4 障がいのある人の人権	33
2-5 同和問題	38
2-6 日本に暮らす外国人の人権	41
2-7 HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権	44
2-8 刑を終えて出所した人の人権	46
2-9 インターネットや携帯サイトによる人権侵害	48
2-10 アイヌの人々の人権	50
2-11 犯罪被害者等の人権	52
2-12 ホームレスの人たちの人権	54
2-13 性的指向の異なる人の人権	56
2-14 性同一障がい者の人権	57
2-15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	58
2-16 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引による人権問題	59
3 人権の擁護体制の確立.....	60
第4章 指針の推進	66
1 基本姿勢	66
2 推進体制	66
3 進行管理	66
資 料 編	67

第1章 人権施策推進指針策定にあたって

1 人権施策推進指針策定にあたって

21 世紀は「人権の世紀」といわれています。

20 世紀においても昭和 23 年（1948 年）の世界人権宣言以来、国連を中心に全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきました。

これには、21 世紀こそ真に全人類の幸せが実現する時代にしたい、という全世界すべての人たちの願いが込められています。

人権とは、生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する当然の権利であり、この人権の尊重が、すべての国々とすべての人々の行動基準となるよう、国のみならず人間相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある一人ひとりの人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められます。

しかし、現実には、生存、自由、幸福追求の権利としての人権が、さまざまな場面において侵害されることがあり、その一つの典型が不当な差別のような一方的な人権侵害であることは、広く認識されています。

こうした人権侵害は、いかなることがあっても決して許されるものではありません。

また、国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきています。

今もなお様々な人権課題が存在する要因として、地域の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向（人の性質の傾向）や非合理的な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、地域社会における無縁社会といわれる人間関係のきずなの希薄化などの社会的要因のほかに、私たち一人ひとりが、個々の人権課題に関して、自分自身の問題として向き合い、人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着したとは言えない状況があることが、それぞれの課題で問題となっている差別や偏見につながっているという側面もあります。

このような認識に立って、人権教育・人権啓発の施策の基本的あり方について、私たち一人ひとりが自分自身の課題として、人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが求められます。

人権教育・人権啓発は、いずれも人権尊重の理念に関する相互の理解を深めるためのものである。そのことによって、一人ひとりの人権意識が培われ、自分を大切に思うとともに、他者への思いやりや痛みを分かち合うという人権意識「自己肯定感」が育まれることにより、人権問題を生じさせているさまざまな要因を解消し、あらゆる人権課題が解決されることが求められます。

一方で、人権教育・人権啓発は、私たち一人ひとりの心や意識のあり様に密接にかかわるものであることから、それが押しつけになるようなことがあってはならないことは言うまでもありません。

2 人権施策推進指針策定の背景と経緯

1 人権条約に係る国際的な動向

1. 「世界人権宣言」採択の経緯と内容

20 世紀、人類は 2 度にわたり世界大戦を経験し、多くの尊い生命が奪われ、悲劇と破壊をもたらした大戦の反省から、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。

国連は、「われらの一生のうちに 2 度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」（国際連合憲章前文）に基づいて昭和 20 年（1945 年）に設立されました。

この国連の基本法ともいえるべき国際連合憲章（以下「国連憲章」という）は、第一条 3 で、「人権及び基本的自由を尊重するよう助長推奨することについて、国際協力を達成すること」を目的のひとつとして掲げるとともに、第五十五条及び第五十六条で「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」のためにすべての加盟国が「共同及び個別の行動をとることを誓約する」旨を規定しました。

主要機関の一つである経済社会理事会は、この「人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するため」の機関として、昭和 21 年（1946 年）に国連人権委員会（平成 18 年 3 月に人権理事会に改組）を設置し、同委員会に対し、国際権利章典について提案を行うよう指示し、法的な拘束力はないが人権保障の目標ないし基準を宣言する人権宣言と法的な拘束力をもつ人権規約の双方が必要であるとして、その草案を国連人権委員会に提出しました。国際権利章典では、人権宣言、人権規約及びその実施措置の 3 分野のすべてを含むことを決定し、まず人権宣言の検討を行い、経済社会理事会を通じて総会に提出し、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日に第 3 回国連総会において「世界人権宣言」として採択されました。

2. 「世界人権宣言」の概要

「世界人権宣言」は、前文及び本文三十条からなり、その中で、すべての人間の自由と平等、刑事手続上の権利、表現の自由、社会保障を受ける権利などを宣言しています。

前文では、世界人権宣言の趣旨、背景、目的などが記され、趣旨として、第1に、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎」であり、第2に、「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言され」、第3に、「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要である」と記されています。この宣言の背景及び目的として、第1に、「国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意」し、第2に、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、第3に、「これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要」であるので、社会の各個人及び各機関が「これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」となることが世界人権宣言の目的であることが記されています。また、本文は、基本原則、市民的、政治的権利に関する権利、経済的、社会的及び文化的権利に関する権利、人権保障一般に関するものに分けられ、基本原則では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とし、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享受することができる」ことを宣言したもので、人権の歴史において重要な地位を占め、すべての国の人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としています。さらに、昭和25年(1950年)の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。「世界人権宣言」は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つものではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることも少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。

3. 「世界人権宣言」をうけた条約（規約）の採択

その後、「世界人権宣言」を実効あるものにするために、「人種差別撤廃条約」^{※1}（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）」（昭和 40 年・1965 年）、「国際人権規約」^{※2}（昭和 41 年・1966 年）、「女子差別撤廃条約」^{※3}（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」（昭和 54 年・1979 年）、「拷問等禁止条約」^{※4}（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約）」（昭和 59 年・1984 年）、「こどもの権利条約」^{※5}（児童の権利に関する条約）」（平成元年・1989 年）、「障害者権利条約」^{※6}（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」（平成 18 年・2006 年）などの人権条約を採択するとともに、各種の「人間の尊厳」に係る国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みがなされてきました。

※1 「人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）」

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とし、昭和 40 年（1965 年）の第 20 回国連総会において採択され、昭和 43 年（1969 年）に発効しました。日本は平成 7 年（1995 年）に加入しました。

※2 「国際人権規約」

国際人権規約は、昭和 41 年（1966 年）12 月 16 日、第 21 回国連総会において採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下、「A（社会権）規約」と略称）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「B（自由権）規約」と略称）、さらに「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」及び平成元年（1989 年）12 月 15 日、第 44 回国連総会において採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」の 4 つから成り立っています。

国際人権規約は、世界人権宣言に示された諸権利の大半を承認し、それらをより詳細に規定しており、また、「世界人権宣言」にない若干の権利も規定しています。

国際人権規約は、条約であり、締約国は、規約に規定している権利を尊重し、確保し、あるいはその完全な実施のための措置をとることを約束している点で、法的拘束力を持たない「世界人権宣言」とは相違しています。

わが国は、昭和 54 年（1979 年）6 月 21 日、A（社会権）、B（自由権）両規約を批准し、1979 年 9 月 21 日に効力が生じました。なお、死刑制度の廃止等の内容が含む「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」については、わが国は、いずれも締約国になっていません。

※3 「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。本条約は、昭和 54 年（1979 年）の第 34 回国連総会において採択され、1981 年に発効しました。日本は昭和 60 年（1985 年）に締結しました。

※4「拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約）」

「拷問等禁止条約」は、「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が「拷問」を刑法上の犯罪とすること、そのような犯罪を引き渡し犯罪とすること、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱い等が公務員等により行われることを防止することなどについて定めています。

昭和 59 年（1984 年）の第 39 回国連総会において採択され、昭和 62 年（1987 年）に発効しました。日本は平成 11 年（1999 年）に批准しました。

※5「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」

「こどもの権利条約」は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。

平成元年（1989 年）の第 44 回国連総会において採択され、平成 2 年（1990 年）に発効しました。日本は平成 6 年（1994 年）に批准しました。

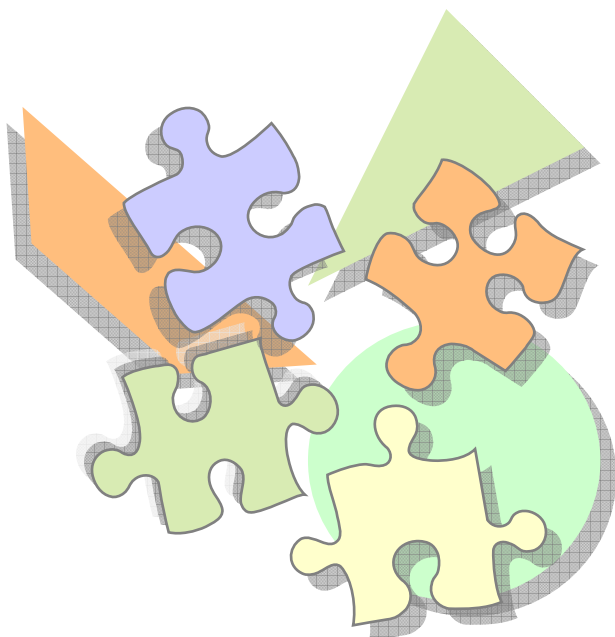
※6「障害者権利条約（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」

国連では、1970 年代から障がいのある人の権利に関して、「精神遅滞者の権利に関する宣言」（昭和 46 年・1971 年）第 26 回国連総会にて採択、「障害者の権利に関する宣言」（昭和 50 年・1975 年）第 30 回国連総会にて採択、「障害者に関する世界行動計画」（昭和 57 年・1982 年）第 37 回国連総会にて採択、「障害者の機会均等に関する標準規則」（平成 5 年・1993 年）第 48 回国連総会にて採択）を始めとするいくつもの宣言・決議を採択してきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。

平成 13 年（2001 年）12 月、第 56 回国連総会において、メキシコ提案の「障害者権利条約（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」に関する決議案が採択され、条約作成交渉のための「障害者の権利条約に関する国連総会アドホック委員会」の設置が決定されました。

我が国は、平成 14 年（2002 年）以降 8 回にわたるアドホック委員会における条約交渉に起草段階から参加し、平成 18 年（2006 年）12 月、障害者権利条約は第 61 回国連総会で採択されました。平成 19 年（2007 年）9 月、日本は、条約への署名を行ない、現在、可能な限り早期の締結を目指して、検討を行っています。

* アドホックとは、ラテン語の「ある限られた事柄」を意味します。



4. 「人権教育のための世界計画」の採択

平成 6 年（1994 年）に、国連総会において、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議されました。

わが国は、平成 9 年（1997 年）に国内行動計画を定め、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、刑を終えて出所した人などの人権問題を重要課題として位置づけ、人権教育・啓発に取り組んできました。

平成 16 年（2004 年）12 月 10 日、第 59 回国連総会は、「人権教育のための国連 10 年（1995－2004 年）」の終了をうけ、平成 16 年（2004 年）4 月、第 59 回国連人権委員会にて、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連 10 年フォローアップ決議」が無投票で採択されました。

「人権教育のための世界計画」では、終了時限を設けずに 3 年ごとのフェーズ（phase・段階）及び行動計画を策定し、第一フェーズ（2005－2007 年）は初等中等教育に焦点をあてることとなり、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間の「人権教育のための国連 10 年」の取り組みを踏まえ、新たに「人権教育のための世界計画」（以下、「世界計画」という）に取り組む決議を採択しました。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産です。

いまや世界的な規模で、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める波は大きなうねりとなって広がりつつあります。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連 10 年行動計画」において定義されています。

「人権教育のための国連 10 年行動計画」に関する国内行動計画においては、人権教育について、国連における定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、わが国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で用いる人権教育と人権啓発の両者を含む意味で用いられています。

2 人権に係る国内の取り組み

1. 「人権教育のための国連 10 年行動計画」決議をうけての国内行動計画の策定

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有（きょうゆう）を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（第 11 条）、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（第 13 条）、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（第 14 条）など、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など多くの種類の人権を基本的人権として保障し、様々な取り組みが行われてきました。

平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議されたことを受け、政府は「人権教育のための国連 10 年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 7 年（1995 年）12 月 15 日、閣議決定により、内閣に「人権教育のための国連 10 年」推進本部を設置しました。推進本部は、平成 8 年（1996 年）3 月 18 日、第 1 回会合を開催し、政府として積極的な取組みを推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成 8 年（1996 年）12 月 6 日に、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表しました。

その後、推進本部において検討が進められ、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下、「国連 10 年国内行動計画」という）を取りまとめました。この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図るとともに、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現に取り組んでいくことが示されました。

2. 「人権教育・啓発推進法」と人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申に基づく「人権教育及び啓発に関する基本計画」の策定

平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という）が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。

「人権教育・啓発推進法」は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定しています。

人権教育・啓発の推進に当たっては、「国連10年国内行動計画」や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となりますが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、「人権教育・啓発推進法」制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、国は平成14年3月に「人権教育及び啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」という）を策定、公表しました。

「基本計画」では、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及し、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取り組みのほか、各人権課題に対する取り組み及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいます。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述しています。

現在、重要事項として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、インターネットによる人権侵害、アイヌの人々、犯罪被害者等、ホームレスの人、性的指向の異なる人、性同一性障がい者、北朝鮮当局によって拉致された被害者、性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引等の項目が取り上げられ、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からの多岐にわたる取り組みがなされています。

3 人権に係る岐阜県の取り組み

「人権教育・啓発推進法」で定められた地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第5条）とされています。

岐阜県においても、平成10年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。

また、平成12年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、様々な人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

そして、「人権教育のための国連10年行動計画」に関する国内行動計画及び「人権教育・啓発推進法」と人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申に基づく「人権教育及び啓発に関する基本計画」等で示された基本的考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育・啓発推進法」第5条において規定されている地方公共団体の責務に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が平成15年3月に策定されました。

この指針によって、岐阜県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みを行ってきました。

また、平成17年5月、これまでの「人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

さらに、平成20年3月には、近年の社会状況の変化や新たな人権課題に対応した、今後5ヵ年の新たな「岐阜県人権施策推進指針（第1次改定）」を策定し、国、市町村、関係機関と連携を図りながら、より一層の効果的な人権施策の推進に取り組んでいます。

4 人権に係る本市の取り組み

本市では、平成18年度から実施している「第五次土岐市総合計画」中で、「正しい人権教育を推進し、人権に対する理解と認識を高めていく。」としており、各種団体等への人権教育研修を行うなどの施策事業に取り組んできました。

また、平成22年度に総合計画（基本計画）の見直しを行い、これまで取り組んできた人権教育を一層推進するとともに、新たに人権啓発の推進を施策として取り上げ、差別のない社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。

第2章 基本的な考え方

1 人権施策推進指針策定の趣旨

本市では、人類の多年にわたる努力の成果である人権が、永久に侵されることのないよう、自ら人権意識を高め、すべての市民がかけがえのない存在として互いに尊重し合う、平和で差別のないまちの実現をめざしています。

平成 18 年度から実施している「土岐市第五次総合計画」では、各部局が連携を図りながら、人権教育・啓発活動の積極的な取り組みを実施し、人権意識の高揚に努めてきました。このような経緯を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条の規定に基づき、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え方、各分野の現状と課題、そのことに対する施策展開の方向などを明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「土岐市人権施策推進指針」を策定することとしました。

2 基本理念

土岐市第五次総合計画（見直し後）において、本市の将来都市像を「“緑・美濃焼・みんなの笑顔” 未来を拓く快適・交流都市」として掲げ、その実現に向けて、分野別に 6 つの基本目標を設定し、施策の大綱を定め、各種施策を進めています。

総合計画における 6 つの基本目標のうち、「育成」（教育分野）と「安心」（保健・福祉・医療分野）において人権に関する施策を取り上げ、育成では「人権教育の充実」、安心では「差別の撤廃」を掲げ、人権施策推進体制の充実をはじめ、人権尊重のための教育や啓発、人権擁護活動を推進し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を図っています。また、総合計画では、市民、学校、事業者、市民活動団体、行政が、それぞれの役割分担を認識し、一体となってまちづくりに取り組む、協働のまちづくりを進めており、人権施策についても、市民一人ひとりが、基本的人権尊重の基本理念を自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあい、人権尊重に根づいた地域社会の構築を目指しています。以上のことを踏まえ、本指針では、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」を基本理念とします。

と

ともに認め合い、ともに育む、人権尊重のまちづくり

き

きちんとした、正しい知識で、なくそう差別と偏見

3 人権施策推進に向けての基本的視点

基本理念である「市民一人ひとりが人権意識を高め、お互いの個性を認め合う、人権尊重のまちづくり」の実現に向け、以下の4つの基本的な方向性に沿って、私たち一人ひとりの基本的権利である人権の尊重に係る施策を推進します。

(1) 人権意識の醸成



私たち一人ひとりが人権問題に関心をもち、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくよう、人権意識の醸成を図ります。

※醸成:ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。

(2) 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり



私たち一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人の自由が保障された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる差別や偏見のない地域社会づくりをめざします。

(3) 多様な価値観や個性を尊重する共生社会の実現



一人ひとりの個性や違いを尊重し、多様な文化や歴史、生活習慣などを認め合い、様々な人と、ともに生活し、ともに支え合える地域社会の実現をめざします。

(4) 市民協働による、ともに育むまちづくり



人権意識にすぐれたまちづくりを推進するため、私たち一人ひとりをはじめとして、地域社会、学校、事業者、市民活動団体、行政などが協働して、さまざまな人権課題の解決に向けての積極的な取り組みを行うとともに、相乗的效果が発揮できるような市民協働型社会を構築して、人間としての尊厳の保持と基本的人権が尊重されるまちの実現をめざします。

4 指針の位置づけ

本指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号、同年 12 月 6 日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された国の人権教育・啓発に関する人権指針（以下「基本計画」という。）及び「岐阜県人権施策推進指針（第 1 次改定）」の趣旨を踏まえ推進を図ります。また、平成 18 年度から実施している「土岐市第五次総合計画」の個別計画に位置づけるとともに、各分野別計画との整合性及び連携を図り、人権尊重のまちにふさわしい人権施策を推進していきます。

《基本理念》

市民一人ひとりが人権意識を高め、お互いの個性を認め合う、人権尊重のまちづくり

《基本的視点》

1. 人権意識の醸成
2. 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり
3. 多様な価値観や個性を尊重する共生社会の実現
4. 市民協働による、ともに育むまちづくり

人権教育・人権啓発の推進



人権の擁護体制の確立

《各分野別人権課題と施策の方向》

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障がいのある人の人権
5. 日本に暮らす外国人の人権
6. 同和問題
7. HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権
8. 刑を終えて出所した人の人権
9. インターネットや携帯サイトによる人権侵害
10. アイヌの人々の人権
11. 犯罪被害者等の人権
12. ホームレスの人たちの人権
13. 性的指向の異なる人の人権
14. 性同一性障がい者の人権
15. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
16. 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引による人権問題

5 指針の推進期間

指針の推進期間は、平成 23 年度を初年度として、平成 32 年度までの 10 年間とします。また、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

第3章 人権施策の推進方向

1 人権教育・人権啓発の取り組みの推進

1 人権教育の推進

● 現状と課題 ●

人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身につけられるよう、地域の実情等を踏まえながら、学校教育、社会教育及び家庭教育を通じて様々な取り組みが行われています。

本市においても、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、あらゆる分野において、様々な機会を通じて、人権教育に取り組んでいます。

しかし、いまだ人間の尊厳や人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が十分定着していないことなど、依然として私たちの身のまわりで様々な人権課題が生じています。

平成21年度（2009年）に実施した人権に関する本市の市民意識調査では、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるための取り組みについて、「学校での教育」が57.7%と最も多く、次いで、「行政による啓発活動」が49.8%、「家庭や地域での教育」が43.2%となっています。

また、年齢層で見ると、「学校での教育」という回答は、若年齢層ほど多く、逆に「行政による啓発活動」は、高年齢層の方が多くなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「学校での教育」が最も多く、次いで、「家庭での教育」、「行政による啓発活動」などとなっています。「家庭での教育」については、女性や30歳代以上で多くなっており、「学校での教育」については30歳代で多くなっています。

学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を培っていく必要があります。

また、社会教育においては、生涯学習の視点に立って、さまざまな機会において、人権に関する学習の一層の充実を図っていくとともに、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動の変容に結びつくような人権感覚を培っていくことが必要です。

さらに、家庭教育では、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などを育む上で、極めて重要な役割を担っています。

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され、自己実現が図られていくことが必要です。そのために、学校教育や社会教育を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります。

市民の声

- こんなにたくさんの人権問題があることさえ知りませんでした。普段の生活で差別や人権侵害を感じたことや聞いたこともあまりないので、これからは少しでも考えてみたいと思います。(30歳代 女性)
- 家庭や地域社会から他の人と関わる機会がどんどん減っている。人と人との関わりから人権の大切さを経験として学ぶことができると考えます。地域の力が落ちていきます。(50歳代 男性)
- どん底の経済の現在に、今日の生活に追われている人々が多く、他人の事などまで、気が回らないのが現状ではないだろうか。そして、人と人とのふれ合いが減り、信頼し合える地域社会、仲間がいない。自分以外は誰も信じられない社会になってしまった気がする。今回の調査内容に限らず、人と人とが、ふれ合い信頼し合える社会づくりが必要だと思います。(60歳代 男性)
- 「差別のない社会」は無いと思います。家庭、近隣、学校、職場、老人施設等どこにでも大なり小なりあると思います。相手を思いやる心を育てる環境が整っているでしょうか。まずは家庭、家族の在り方が最も大事で重要だと思います。人に対して無関心な人が多いですね。(50歳代 男性)
- 人権問題は根が深い。そして、親の価値観が子に継承されるせいで、なくなりにくい。何十年という長期スパンで解決する必要がある、そのためには学校教育で地道に啓発を行う必要があると思う。(20歳代 男性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 市民意識調査によって、人権に関する内容への関心の高まりが、一つのきっかけとなったとの意見もあり、今後の人権教育・啓発のあり方が問われている。

学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を培っていくことが求められます。

また、社会教育においては、生涯学習の視点に立って、あらゆる機会において、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

この人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動変容に結びつくような人権感覚を培っていくことが求められます。

さらに、親の差別的な意識が、言動を通じて子どもに再生産されてしまう場合が少なくないとの指摘もあり、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなど、日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが求められます。

● 施策の基本方向 ●

価値観や生活意識、ライフスタイルの多様化等が進む中で、人と人とのつながりや関係性が希薄になってきています。

このような社会の変化が子どもたちに与える影響は大きく、特に心のひずみの問題は深刻になり、自己肯定感の喪失や思いやりの心の欠如、社会性の不足などが指摘されるとともに、陰湿ないじめや暴力行為等の問題行動も増加しています。

このことから、お互いの多様性を認め、お互いの個性を尊重するという共生の心の醸成が強く求められています。

「土岐市人権同和教育基本方針」では、“心豊かな人間教育の推進として、差別や偏見を否定し、個人の尊厳を尊重する人権教育を充実していく”ことを掲げています。そのことを踏まえ、人権教育をすべての学校の全教育活動として位置づけ、児童・生徒の発達段階を踏まえて、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい認識を深めるとともに、人権意識を高め、偏見や不合理な差別に気づき、日常生活において自他を尊重する態度の育成と人権教育の一層の充実を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざすとともに、人権尊重の精神の涵養を図るために、教職員の人権課題への認識を深め、指導力の向上を図り、学校における人権教育の内容や指導方法の体系的な整備等に努めます。

また、地域に開かれた学校運営という観点から、人権教育に対する家庭・地域社会の関心や要望を的確にとらえ、学校の全教育活動に反映するよう努めるとともに、一人ひとりの児童・生徒の実態に則した適切な指導ができるよう、学校と家庭との相互の信頼関係を深めるとともに、情報の共有化に努めます。

一方、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、社会教育において、生涯学習の視点に立った人権教育を行っていくことが求められています。

このことから、社会教育に人権に関する学習を位置づけ、日常生活の中で個々の人権を侵害する課題に直面したとき、主体的な判断によって解決を図る実践力を培い、他の人の心の痛みを理解し、共に支え合い、助け合って生きていくという共生の心の涵養に努めます。

また、一人ひとりの子どもの人格や個性を尊重し、健康な心身、社会生活における望ましい習慣や態度、自発性、豊かな心情、表現力を育て、生きる力を育みます。

さらに、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活の中で自らの姿をもって子どもに示していく家庭教育を支援する観点から、さまざまな機会を通じた人権に関する多様な学習機会の提供に努めるとともに、子育て等に関する相談支援体制の充実を図っていきます。

● 主な施策の概要 ●

① 家庭教育における人権教育の推進

施策の方向	施策内容
人権に関する学習機会の提供	・様々な場を通じ、親を対象とした人権に関する幅広い学習機会を提供します。 ・PTAや母親学級、父親学級などを通じ、家庭教育における人権学習を支援します。
子育てに関する相談支援体制の整備	・家庭の日の周知を図るとともに、親子が触れ合う機会や各種行事の開催を行ないます。

② 職場教育における人権教育の推進

施策の方向	施策内容
男女共同参画の視点に立った取り組みの推進	・ワークライフバランスなどの男女共同参画の視点に立った職場環境の改善を推進します。
職場における人権教育の学習機会の充実と情報提供	・職場での性差による不当な差別やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害についての学習や情報提供に努めます。

③ 学校教育における人権教育の推進

施策の方向	施策内容
発達段階に応じた人権尊重意識を高めるための教育の充実	・幼児・児童・生徒が発達段階に応じ、すべての教育を通じて、人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことが出来る力を育むとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。 ・効果的な教育実践や学習教材などについての情報収集や調査研究に努め、人権教育の指導方法の改善を図ります。
人権教育推進のための教職員の指導力の向上	・各学校が人権の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の確保に努めます。
学校と家庭・地域が一体となった人権教育の推進	・豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りながら、ボランティア活動などの多様な体験活動や高齢者・障がいのある人などとの交流の機会の充実を図るなど、家庭・地域と一体となった人権教育を推進します。

④ 社会教育における人権教育の推進

施策の方向	施策内容
人権に関する多様な学習機会の提供	・社会教育においては、生涯学習の視点に立って、あらゆる機会において、人権に関する学習の一層の充実を図るとともに、学校や社会教育関係団体等との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会を提供します。 ・人権問題についての正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るため人権学習資料を作成し提供します。
社会教育活動を通じた家庭教育の支援	・家庭教育学級等を通じて、親子とともに人権感覚が身につくような学習機会の充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。
人権教育推進のための指導者の養成	・人権教育活動を効果あるものにするために、地域社会において人権教育を推進する指導者の養成など、社会教育における指導体制の充実に努めます。

2 人権啓発の推進

● 現状と課題 ●

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動等で、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。

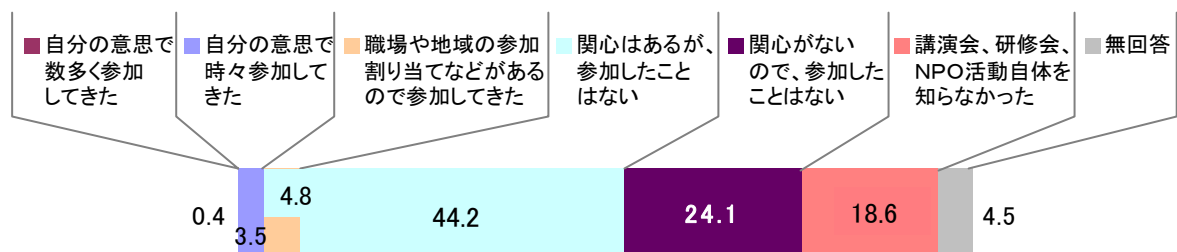
具体的には、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権が侵害された場合に、これを解決し、救済するための制度がどのようなになっているか」等について、正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、態度面・行動面等において確実に根付くようにすることが目的です。

また、その内容や実施方法については、市民の理解と共感が得られるものであることが必要です。内容的には、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、生命の尊さ・大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重し合うことが大切であることを訴えかける啓発などがあります。

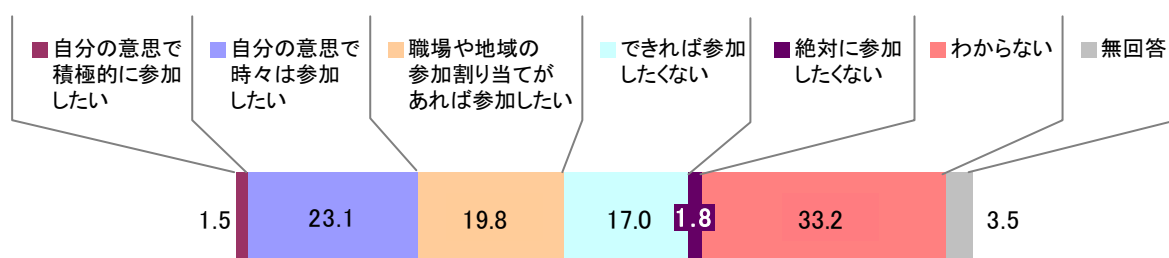
平成21年度（2009年）に本市が実施した人権に関する市民意識調査では、人権問題についての理解を深めるための効果的な啓発・広報活動について、「学校・職場・地域単位での研修会の開催」が31.1%と最も多く、次いで、『広報とき』やホームページの活用」が21.6%となっています。

さらに、年齢層で見ると、『広報とき』やホームページの活用」は高年齢層の方が多く、逆に「学校・職場・地域など単位での研修会の開催」という回答は若年齢層の方が多くなっていることから、身近な場や機会を通じた啓発の重要性を感じている人が多くいることがうかがえます。

一方で、人権問題に関する講演会や研修会などへの参加の状況については、「関心はあるが、参加したことはない」が44.2%と最も多く、次いで、「関心がないので、参加したことはない」が24.1%、「講演会、研修会、NPO活動自体を知らなかった」が18.6%となっています。



また、人権問題に関する講演会や研修会、NPO活動への参加意向については、「わからない」が33.2%と最も多いなかで、「自分の意思で時々参加したい」が23.1%、「職場や地域の参加割り当てがあれば参加したい」が19.8%、「自分の意志で積極的に参加したい」が1.5%と、市民の4割以上が参加の意向を示しています。



岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、関心はあるが、参加したことはない」が最も多く、次いで、「講習会、研修会自体を知らなかった」などとなっています。20歳代・30歳代では、“参加したことがある”人が1割を下回り、さらに、「講習会、研修会自体を知らなかった」という人が3～4割と多くなっています。

このことから、本市においても、市の広報のみならず様々な媒体を通じた市民への幅広い周知を図っていく必要があります。

市民の声

- 今の時代だから問題になる事も少ないと思いますので、学校での教育も必要だと思いました。私は字がいっぱいだと読む気になれないので、広報等にコーナーで記事設けてもらって少しずつ読んで、知識も増えるのではと思います。(30歳代 女性)
- 偏見や差別は残念ながら人間に潜在的に備わっている心の卑しさだと思います。広報「とき」などを通して人権問題への取組みを市に行って欲しいです。(30歳代 男性)
- 人間というのは同じ考えをもった人は少なく、いろいろな人がいる。だから自分は人とは違うんだということをまずちゃんと理解することが大切だと思う。だから意見がちがうのもあたり前だし、区別もしてしまう。でも逆にちがうからこそ人権もある。(20歳代 男性)
- もっと知識と理解を深めなければいけないと思った。講演会や研修会等と情報を広報で入手できればと思った。(30歳代 女性)
- 人権の講演会を各地区の公民館等で行えば良いのではないかな。市民意識が少ないと思うので啓発が必要と思う。(60歳代 男性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- アイヌの問題、同和問題、北朝鮮の拉致の問題の関心の低さが目立ったが、市民意識調査を通じて、「そういう問題もあるのか」と認識された方があった点からして、幅広い啓発の必要性が改めて認識された。

私たち一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が日常生活の中に広く浸透し、人権感覚を育んでいくことを目的に、今後とも継続的に必要な人権啓発を効果的に行っていく必要があります。

● 施策の基本方向 ●

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人の人権にも十分に配慮した行動がとれるよう、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権を尊重する心を育てることが重要です。

このような観点から、市民への啓発においては、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動の推進に努めるとともに、法務省（岐阜地方法務局多治見、中津川支局）、多治見人権擁護委員協議会、中津川人権擁護委員協議会、土岐市、多治見市、瑞浪市、恵那市、中津川市で構成された人権啓発活動を行う組織である「東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会」と連携を図り、人権週間にかかわる各種イベントの開催など総合的な活動を実施するとともに、啓発活動を積極的に展開していきます。

また、企業の人権意識を高めるため、各企業に対して公正な採用選考や人権をテーマとしたセミナー、講習会への参加の働きかけなど、人権啓発の取り組みを推進するとともに、岐阜労働局・ハローワーク・岐阜県等と連携し、各企業に対して積極的な啓発活動を実施していきます。

● 主な施策の概要 ●

① 市民への啓発

施策の方向	施策内容
各種情報媒体を活用した啓発	・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報やホームページ、情報誌など各種媒体を活用し、全市民に対して人権啓発を推進します。
講演会・講座等による啓発	・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を進めます。
視聴覚教材を活用した啓発	・市民及び職員などが人権についての理解を深めるため、人権に関する図書・ビデオなどの充実を図ります。

② 事業者等への啓発

施策の方向	施策内容
事業主・公正採用選考人権啓発推進員などに対する啓発・研修	・人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に立った事業活動を行う意味から、計画的・継続的に事業主・公正採用選考人権啓発推進員などに対し啓発・研修に努めるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、研修会などへの参加を促進します。 ・事業者等における人材の採用にあたっては、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るため、ハローワーク等と連携し、周知徹底に努めます。
啓発資料の配布・情報提供	・事業者等における人権に対する啓発・研修に関する資料や情報提供などの支援に努めます。

2 分野別人権課題における取り組みの推進方向

1 女性の人権

● 現状と課題 ●

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、男女が平等な立場で自己実現を図り、互いに責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を築くことが求められています。この男女平等（ジェンダー・エガリテ）の理念は、日本国憲法に明文化されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。

国において、平成 11 年 6 月に、男女共同参画社会基本法が施行され、平成 12 年 12 月に男女共同参画基本計画（平成 17 年 12 月基本計画（第 2 次））が策定され、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間は、「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が実施されています。

また、女性に対する暴力等については、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され（平成 20 年 1 月施行の改正法により保護命令制度が拡充）、毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間に「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されるなど、様々な取り組みが行われています。

本市においても、平成 16 年 3 月に「男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けて、統合的かつ体系的な施策の推進を図っています。

しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などで様々な差別を生む要因となっています。

また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する重大な人権侵害が社会問題となるなど、いまだ真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

平成 21 年度（2009 年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、女性の人権について特に問題があると思われることについて、「家事・育児や介護などを、男女が共同で担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が 34.0%と最も多く、次いで、「職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に違いがあること」が 24.8%、「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること」が 20.6%などとなっています。

男女ともに「家事・育児や介護などを、男女が共同で担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が最も多く、さらに 8.5 ポイント女性の方が多くなっていることから、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」、「職場において、男女の待遇に違いがあること」などが多い割合となっています。

市民の声

- 子どもがいる主婦が働きやすい社会になることを望みます。(仕事の面接で「子どもが体調を崩した場合どうするか」と必ず聞かれ、その答えによって採用されなかったり、そうなった時「仕事を休むと言われても困る」と言われた事もあります。パートの気持ちが分からない経営者、上司が多くいる事がショックです。)(20歳代 女性)
- 子どもが小さい時に母親が働きたくても子どもを預ける所がなく結局働くのをやめてしまう。子どもを安心して預けられる環境を整えてほしいです。(40歳代 女性)
- 専業主婦で外へ出て働いていないと、家庭の中でも社会でも人権を十分に認められない様なところがあります。なかには、夫から生活費を全くもらえない場合もあります。専業主婦でも社会の中で立派な存在だという認識が欲しいと思います。(50歳代 女性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 市の男女共同参画の懇話会の委員に女性が多く、もう少し男性の委員が入られると良いと思う。
- 市の「男女共同参画プラン」の認知度が低く、周知の徹底を図る必要がある。

平成21年度(2009年)に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、女性の人権尊重に必要なこととして、「女性が家庭生活と職業の両立ができるよう環境の整備を図る」が45.0%と最も多く、次いで、「女性のための相談・支援体制を充実する」が20.6%、「学校教育・生涯学習と通じて女性の人権を守るための教育を行う」が18.8%などとなっています。男女ともに「女性が家庭生活と職業の両立ができるよう環境の整備を図る」が最も多く、12.4ポイント女性の方が多くなっています。

また、どの年齢層も「女性が家庭生活と職業の両立ができるよう環境の整備を図る」が最も多くなっています。特に、子育て世代である「20歳代」から「40歳代」では5割を超えています。

こうした問題を解決するには、男女平等の人権意識を醸成し、家庭や職場など社会のあらゆる場面で、従来の固定的な制度や慣行を見直すともに、女性が、社会活動に積極的に参画し、自己を高めることができる体制や環境を整備していくことが求められます。さらに、女性に対するあらゆる暴力に対しては、重大な人権侵害として、毅然とした態度で臨むことが必要であり、問題の早期解決、再発の防止に向けて、各関係機関が相互に連携を組みながら取り組むことが必要です。子どもを含む女性の個人としての尊厳が重んじられ、生涯を通じて健康で充実した生活が送れるよう、また、家庭や職場、地域などで個人としての能力が発揮する機会が確保されるように、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、より一層推進することが求められます。

● 施策の基本方向 ●

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、「男女の人権の尊重」と「社会のあらゆる分野での男女の共同参画」を基本的な視点として、男女共同参画社会の実現のための施策に取り組みます。そのために、すべての施策に男女共同参画の視点を反映させていくとともに、男女の固定的な役割分担意識に基づく、家庭、地域での慣習等の見直しや意識の改革、政策・方針決定の場などあらゆる分野への女性の参画の拡大、家庭生活における活動と他の社会活動との両立等を進めます。さらに、男女が性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の支援等を推進するなど、男女が互いの人権を尊重する社会づくりを進めます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
男女共同参画社会実現に向けた啓発の推進	・人権講座の開催、啓発誌・パンフレット等の充実と配布等により、女性の人権尊重を啓発します。 ・固定的な性別役割分担意識をなくすための各種セミナーや講座等の充実を図り、市民への啓発を促進します。 ・PTA活動や家庭教育学級等を通じて、男女平等の視点に立った家庭・生涯教育を推進します。
女性に対する暴力の防止	・男性の女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶のために、女性への暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実及び相談機関等の情報提供を行います。 ・関係機関との連携を図りながら、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の女性の人権に関する相談体制の充実及び被害者の支援の充実を図ります。
男女共同参画によるまちづくりの推進	・男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の政治参加意識を高めるとともに組織の中核となるポストへの登用など女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。 ・地域活動においては、自治会や各種団体等に対する男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動等の意思決定機関への女性参画の促進を図ります。 ・各種分野での女性の人材把握に努めるとともに、女性団体のネットワークづくりを促進します。
男女が働きやすい環境づくりの推進	・女性の職業能力開発・就労継続への支援、女性の再チャレンジへの支援、仕事と家庭・地域生活の両立への啓発など、女性の人権が尊重され、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。 ・女性の職業能力開発のための学習機会の充実や資格取得への情報提供、仕事と育児の両立に向けた保育等の環境整備、再就職支援のためのセミナーの開催や職業訓練・技術取得への情報提供などに努めます。 ・雇用・労働の場における男女雇用機会均等の確保を図るため、関係機関との連携により、企業等に対して、法令・各種制度等の広報・啓発活動やセミナーの開催・充実などに努め、企業等への働きかけを推進します。

2 子どもの人権

● 現状と課題 ●

子どもの人権については、昭和 22 年の「児童福祉法」、そして、昭和 26 年に「児童憲章」が制定され、平成元年(1989 年)に国連で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられており、平成 6 年（1994 年）にわが国は、この条約に批准しました。

すべての子どもたちは、生まれながらにして自分自身を高め、成長させる「育つ力（子育て力）」をもっています。

その「育つ力（子育て力）」を子どもの豊かな成長に結び付けるためには、子どもをいとおしく育む親や家族との緊密な関係性や地域の仲間とのあたたかなつながり、お互いの個性や多様性を認め合い支えあう関係が重要です。

しかし、近年の少子化や核家族化の進行、地域の子育て力の低下、インターネットや携帯電話の急速な普及などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、体罰などの人権侵害や不登校、引きこもりなどの子どもをめぐる問題が深刻化しています。

また、インターネットや携帯電話における児童ポルノの氾濫、出会い系サイトを通じた児童買春、誹謗・中傷などの書き込みによるいじめなどの問題も子どもの人権問題として深刻な社会問題となっています。

国においても、平成 11 年 11 月に、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行され、また、平成 12 年 11 月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され（平成 16 年 10 月施行の改正法により虐待となる行為及び通告義務等が拡大、平成 20 年 4 月施行の改正法により立入調査等の強化）、積極的な取り組みが行われています。

また、平成 15 年に次世代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市においても、この法律に基づき平成 21 年 3 月に「次世代育成支援後期行動計画」を新たに策定し、子育て支援のための各種施策の展開を図っています。

その中で、次代を担う子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、健全に育つことができる環境づくりに向けて、家庭や学校・地域が連携した多面的な取り組みが必要とされています。

平成 21 年度（2009 年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、子どもの人権に関して特に問題があると思われることについて、「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行うことが 53.3%と最も多く、次いで、「家族が子どもの世話を放棄したり、家族から虐待を受けること」が 46.0%となっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「身体への直接攻撃や相手がいやがることをするなどのいじめを行うこと」が最も多く、次いで、「家庭で親が子どもを虐待すること」、「暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんあること」、「子どもを成績や学歴などだけで判断すること」などとなっています。

少子化や核家族化の進行、地域の子育て力の低下など、近年の家庭を取り巻く環境の変化にともなった、子どもをめぐる問題が深刻であることがうかがえます。

さらに、平成21年度(2009年)に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、子どもの人権を守るために必要なこととして、「地域の人々が他人の子どもに関心をもって接する」が45.5%と最も多く、次いで、「学校教育・生涯学習を通じて子どもの人権を守るための教育を行う」が35.0%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」が最も多く、次いで、「親の家庭でのしつけや教育力を向上させる」、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる」、「子どもの人権相談所や電話相談所を充実する」などとなっています。

子どもたちが日常的に感じる感情を、共感的に聞いてくれる存在が身近にいない、大人が共感的に子どもに向き合う時間をもてないという状況の中で、自己肯定感(自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権感覚)を持ち得ない、現代の子どもたちを取り巻く社会の「貧しさ」があります。

この「貧しさ」の問題は、共感的な関係性を築けないことと、自尊感情(セルフエスティーム)＝自己肯定感の低さという相関関係から派生する事柄です。

自分への信頼感のなさ、自己不信、逃避行動や非行などを解決していくためには、子どもたちの自己肯定感を高めることしかなく、子どもたちの育つ力(子育て力)に信頼して任せることが、自己肯定感を高める出発点です。

子どもたち自身が肯定できる自分を回復しないかぎり、子どもたちを取り巻く問題を解決することはできません。

家庭や学校、地域でも、生きる力と自己肯定感を育む実践的な活動を通じて、そのことを培っていくことが必要です。また、現代は、子どもと子どもの関係性のズレから生じるいじめ、子どもと親の関係性のズレから生じる虐待、子どもたちと学校の先生の関係性のズレから生じる学級崩壊、子どもたちと地域の関係性のズレから生じる子どもをめぐる犯罪など、子どもたちを取り巻く様々な関係性にズレが生じています。

子どもたちとの関係性のズレを回復していくには、学校や家庭を結ぶ最も身近な暮らしの場である「地域でのきずな」が重要であることから、地域と子どもたちとの関係性を回復していくことを中心軸に据え、市民による協働・共育(子育てガバナンス)のまちづくりを進めていくことが必要です。

今後も、地域、学校、家庭がともに手を携え、子どもの自己肯定感を育むとともに、次代の地域自治を担う主体者として、子どもの人権を保障していく基盤を創出していくことが求められています。

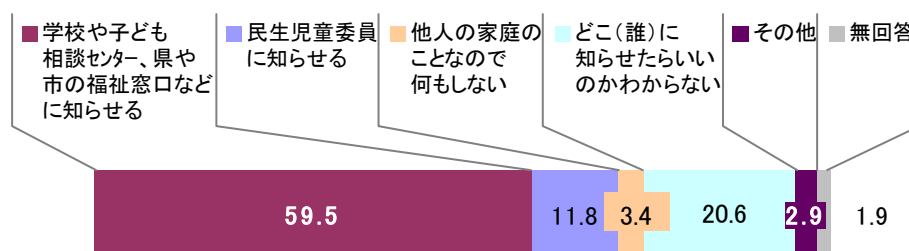
市民の声

- 今の子供達は相手の気持ちを考えるという事があまりないのかも知れません。だれかが1人ちがう事を言ったりすると、その事に対してクラス中の子たちが一斉に非難するのに、自分達が何かまちがった事があってもそれを認めようとしなないし、人にあやまる事もしない。人にはいちいち何だかんだと言うのに、自分は別になんにもない。何でそうなのでしょう。親にも問題があるのでしょうか。社会の問題なのでしょうか。(30歳代 女性)
- 特に学校、職場でのいじめがかなりあると思うので、それについて行政の面からなんとかしていただきたい。特に子供がいじめによって「自殺」なんていうのはとても悲しいと思います。最近ではインターネットを使ってのいじめが多いと聞いています。(30歳代 男性)
- 今の教育は皆と同じと教えている為自分の意に沿わぬ人をいじめの対象にしたり、排除しようとする。しかし、人間1人ひとり違う個性を持っている。1人の人間として扱う教育が必要だと思う。同じ人間なんていないのだから、「個を尊重する社会」、教育を受ける権利などは皆同じ。しかし、同じという意味をはき違えている。幼児の虐待にしても、生んだのは親であっても親の私物ではない。生まれた出た瞬間から1人の人間として認識する事、それが出来ない親が多すぎる。(60歳代 女性)
- 学校等でのいじめは犯罪であることを、児童・生徒・学生に指導していただきたい。いじめられた子が勉強したい、学校へ行きたいと思っても、行けない。そのジレンマに悩まされている子がいるという事をわかってもらいたい。(60歳代 女性)
- 子供は親の姿を見て育つと思いますので、いじめの問題に関しても大人の社会の縮図が子供の中にも出てきているのではと思います。(40歳代 女性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- いじめ等の問題について学校教育の中で、重要課題として教育内容に入れていきたいが、一方では家庭の問題など、虐待に近いような状況が以前に比べ多くなっており、子どもたちが安心して学校へ通えるような家庭環境づくりが必要である。
- 家庭も一番大切だが、地域社会が崩壊し、子どもたちに地域全体で関わる事が出来ない問題があり、今後より一層の地域、学校、家庭の連携が必要である。

平成21年度(2009年)に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、児童虐待を発見したときの対応について、「学校や子ども相談センター、県や市の福祉窓口などに知らせる」が59.5%と最も多く、次いで、「どこ(誰)に知らせたらいいのかわからない」が20.6%、「民生児童委員に知らせる」が11.8%、「他人の家庭のことなので何もしない」が3.4%、「その他」が2.9%、「無回答」が1.9%となっています。



岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「学校や子ども相談センター、県や市町村の福祉窓口などに知らせる」が最も多く、次いで、「民生・児童委員に知らせる」との一方で、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」が全体で16.5%となっており、若い年代ほどその割合が多くなっています。

子どもへの虐待は、子どもの生命に関わる問題であると同時に、最も重大な子どもに対する人権侵害です。本来最も安心できるはずだった家庭、本来最も愛してくれるはずだった親から裏切られたと感じながら、その“場所”で育っていかねばならないという、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、特に実際に命を奪われた子どもの多くは、全く無抵抗の乳児を含めた低年齢児が多く、単に家族内の問題として片づける訳にはいかない事柄であることから、たとえ親権を有する親であっても、子ども虐待の加害者である場合は、各関係機関との連携を充分図り、毅然とした対応で臨むことが求められます。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の第19条1に「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、および教育上の措置をとる。」との条文が明記されました。その後、わが国では、平成12年5月17日に、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」という。)が成立し、この間、様々な取り組みがなされてきました。

しかし、その後も深刻な虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成16年には「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、子ども虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策の充実・強化が図られてきました。

子ども虐待の問題は、将来にわたり子どもの心に大きな傷を残し、情緒面や行動面の問題、社会性や対人関係上の困難性を抱える場合も少なくなく、世代を越えて、その影響が引き継がれる可能性があることは無視できません。

また、虐待する親は、根強い母親役割の強要や経済不況等の世相の影響、あるいは少子化、核家族化の影響からくる子育ての未経験や未熟さ等、その背景は多岐にわたり、それらのストレスのはけ口を、家庭内の最も弱い立場に置かれている子どもに向けるしかない状況をうみだし、一度外れた歯車を一人ではどうにもできずにもがいているのが実態です。

これらの実態を踏まえ、子ども虐待に対する対策は、発生後の長期にわたるケアに奮闘するばかりでなく、今と次代の親に対し、生命や人権を尊重する意識を根づかせ、心身ともに健全に成長・発達できるように支援していく体制を充実させていく根源的な取り組みが大切なことはいふまでもありません。

● 施策の基本方向 ●

近年の少子化や核家族化の進行、地域の子育て力の低下、インターネットや携帯電話の急速な普及などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、児童虐待、いじめ、体罰などの人権侵害や不登校、引きこもりなどの子どもたちをめぐる問題が深刻化しています。こうした中で、次代を担う子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、健全に育つことができる環境づくりに向けて、家庭や学校・地域が連携した全体的な取り組みが必要とされています。

未来を生きる子どもたちが、自分の存在や生き方を見つめ、豊かな心や人間性を育むことは、それぞれの家庭のみならず、すべての人の願いでもあり、地域や社会にとって、子どもたちこそが「未来」そのものです。

子どもたちは育ちの主人公であり、市民社会の一員でもあり、地域自治の担い手としての権利行使の主体者です。

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもを保護の対象としてだけではなく、権利の主体として尊重するとともに、子どもたちの最善の利益の保障を求めています。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を尊重し、子どもたちの権利（人権）について、あらゆる機会を通じて、普及・啓発を図るとともに、子どもたちが自我（個）を確立し、自ら考え、判断・行動する力、豊かな感性や人間性、さらに他の人とのつながりや社会性を育むことができるように、発達段階に則した、子どもの視点にたったまちづくりを進めていきます。

すべての子どもたちが、家庭の状況や障がいの有無、発達や社会への適応の違いなどにより、差別されることなく、命と人権が尊重され、健やかに育つことが保障されなければなりません。子どもの権利が尊重される社会は、すべての人の人権が尊重される社会です。そのためには、子どもの幸せを第一義に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもたちが将来に夢を持ち、未来に向かって健やかに育まれるまちづくりを進めていきます。

また、家庭・地域における子育て力の向上のため、親の子育て力の向上、児童虐待防止対策の推進、子育ての経済的負担軽減や子育て支援体制の充実などを図ります。

さらに、子どもの健全育成のための教育環境の整備として、子どもの個性や能力を伸ばす学校教育や地域での教育支援体制を充実し、子どもを取り巻く有害環境対策を進めるとともに、企業の子育て応援の促進として、次世代育成支援地域行動計画策定など、子育てしやすい労働環境づくりに取り組む企業を支援し、労働環境改善に必要な情報を提供します。

一方、子と親の健康づくりのため、妊娠・出産・周産期医療や小児保健・医療、また不妊医療対策を充実するとともに、バランスのとれた食事の大切さを身に付ける食育を進めるほか、子育てのための安全・安心な環境づくりのため、犯罪や交通事故から守るまちづくりや親子が安心して外出できる環境を整備します。

また、若者が社会的に自立できるよう、就業教育や就業体験、就業支援に積極的に取り組みます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
子どもの人権を尊重する啓発の推進	・子どもは、すべて子どもとしての権利を持ち、一人の個人として権利を行使する主体であることを様々な機会をとらえ、子ども自身や親、そして市民全体に対して意識啓発に努めます。
児童虐待防止への取り組み	・市民に対して児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための協力を働きかけます。 ・学校・地域・関係機関・団体とのネットワーク化を進め、児童虐待の実態把握に努めるとともに、ケース会議を開催し、情報交流や具体的支援方法の計画・実践を行います。
いじめや不登校などへの適切な対応	・いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期解決に向けて適切な対処ができるようスクールカウンセラー等の校内教育相談機能の充実を図るとともに、家庭・学校・各種相談窓口・専門機関の相互の連携体制強化に努めます。 ・児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるよう教職員・相談員の力量を上げるための研修の充実を図ります。
家庭や地域社会での青少年健全育成	・子どもが豊かな人間性を身につけ健やかに育つためには、地域ぐるみの子育て支援、子どもの生きる力の育成、安心・安全な子育て環境の整備を図ります。 ・子育て中の親と子どもたちが集まり交流や育児相談ができる場や、児童公園などの安全な遊び場の整備を進めるとともに、地域や学校、関係機関・団体、ボランティア等が連携を強化して、子育て支援組織の育成、世代間交流や社会参加活動を通じて子どもの健全育成に努め、地域ぐるみで子育てをする社会を推進します。 ・青少年の健全な成長を阻害するおそれのある書籍、雑誌、映像ソフト、インターネット上の有害情報等、有害な社会環境から青少年を保護するとともに、社会環境の浄化に努めます。

3 高齢者の人権

● 現状と課題 ●

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、近年ますますその度合いを強め、「前例のない本格的な高齢社会」を迎えつつあり、本市においても、平成22年3月末日現在において、65歳以上の人口は16,398人で、高齢化率は26.19%となっており、全国と同様に高齢化が進んでいます。

こうした状況の中で、社会の中における高齢者に対する尊敬の念や感謝の心が稀薄になってきたことや、核家族化が進む中で、ひとり暮らし高齢者や夫婦二人だけの世帯が増え、無縁社会の進展の象徴としての近年の所在不明高齢者の問題など、高齢者を取り巻く生活環境は大きく変化しているとともに、年々介護を必要とする高齢者が増えてきています。

また、高齢者の人格を否定し、人間の尊厳を傷つけ踏みにじる、身体的・心理的・性的・経済的な虐待や介護放棄、悪質商法や振り込め詐欺などの事件が後を絶たず、高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

さらに、高齢者は、人生において様々な知識や経験を得ていますが、加齢による衰えなどから、社会的役割が軽視され、生きがいを持って社会で活躍することが難しい環境となっています。

こうした超高齢社会に対応するため、国において、平成7年12月に「高齢社会対策基本法」が施行され、政府は、翌年7月、同法を受けて政府の高齢者対策の基本的かつ総合的な指針となる「高齢社会対策大綱」を策定し、その後、経済社会情勢等を踏まえた見直しを行い、平成13年12月、新たな高齢社会対策大綱が閣議決定されました。また、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、平成18年4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

本市においても、高齢者にやさしいまちづくりの実現に向けて、平成20年3月に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画～ホッと安心プラン 21～」を策定し、介護基盤の整備をはじめ、様々な高齢者を支援するための各種施策の展開を図っています。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、高齢者の人権に関して特に問題があると思われることについて、「悪質商法などの被害が多いこと」が26.1%と最も多く、次いで、「経済的に自立が困難なこと」が26.0%などとなっています。また、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」や「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」などの意見も多いことから、高齢になっても多方面で活躍し、長年培ってきた知恵や能力が、十分に発揮されていないことに問題を感じている人が多いことがうかがえます。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題があると思われることとして、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」、「経済的に自立が困難なこと」、「悪質商法の被害が多いこと」が多い割合で、特に、50歳

代と60歳代では、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」が3割を超えています。

「65歳以上は高齢者で、支えられるもの」という従来の固定観念は、高齢者の実態にも高齢者の意識・意欲にもそぐわない考え方で、「高齢者は生涯現役社会を支える貴重なマンパワー」と位置づけていく必要があります。



- 高齢者世帯に対して地域の人達の「やさしい声かけ運動」が大切だと、最近思うようになりました。(60歳代 女性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- ひとり暮らしの高齢者や認知症の方などに対する、外出支援や交通事故の防止などの安全・安心な日常の暮らしの保障が必要である。

平成21年度(2009年)に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、高齢者の人権を守るために必要なこととして、「年金・住宅・福祉サービスの充実によって、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」が44.0%と最も多く、次いで、「高齢者一人ひとりにあった保健、医療、福祉サービスを充実する」が25.7%、「高齢者のための相談・支援体制を充実する」が24.7%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどの充実で高齢者の生活の安定を図る」、「高齢者が培った能力を生かせるよう生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」、「学校や家庭、地域で高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける」などが多い割合となっています。

高齢化の進展にともない、寝たきりや認知症などの介護を必要とする人たちもますます多くなってきており、介護サービスをはじめとした介護予防事業や在宅医療の充実、地域での見守りや支えあい等の地域包括ケア体制のより一層の推進を図っていく必要があります。

一方で、元気な高齢者も確実に増加していることから、自ら培ってきた経験と知恵が発揮できる生活環境を確保し、世代間交流や生きがいづくりなど、積極的な社会参加に向けた取り組みを進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を発揮し、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活していける安全で安心なまちづくりが求められます。

● 施策の基本方向 ●

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく、元気で、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者及びその家族に対して、介護予防、生活支援、介護に関する相談支援体制の充実及び地域包括支援センターなどの関係機関との連絡・調整に努め「介護の社会化」をより一層図るとともに、災害時の要援護支援事業及び緊急通報システム事業の推進など、緊急時の対応を強化し、高齢者福祉活動の充実や相互ネットワークを図るとともに、高齢者の身近な地域において、住民が相互に支え合う地域コミュニティ機能を強化し、地域が一体となって支えていく地域づくりを積極的に進めます。

また、増加している認知症高齢者に対する市民の理解を深めるとともに、認知症高齢者の日常生活での意思決定を支える「成年後見制度」や社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の適正な利用を支援し、人権に配慮した「生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現」をめざします。

さらに、高齢者虐待の早期発見、防止及び見守りを行うために、相談窓口を充実させるとともに、処遇困難な事例や所在不明高齢者問題に対応するために、地域包括支援センターや民生委員などの関係機関との情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化をより一層推し進めます。

一方、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験、能力を生かしていけるよう、シルバー人材活動への登録促進や企業等における雇用機会の確保を図るとともに、その希望に応じた多様な形態で働くことのできる社会の実現をめざします。

また、高齢者の生活を健康で豊かにするために、老人クラブ活動への支援を行うとともに、友愛訪問やボランティア活動などの高齢者の自己実現が果たせる社会活動の活性化に努めます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
自己実現・生きがいづくりへの支援	・高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域・学習活動への参加支援、就労機会の確保など自立・生きがいづくりへの支援に努めます。 ・高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、地域シルバー人材センターの運営を促進するとともに、高齢者職業相談業務や情報提供の充実を図り、高齢者の就労対策を推進します。 ・高齢者の様々な団体やグループ等の活動支援や生涯学習施設・老人福祉センター等でのサークルや講座、スポーツ教室など活動の場の充実を図り、高齢者の生きがいづくりを推進します。
高齢者虐待などへの適切な対応	・市民に対して、高齢者虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための働きかけをします。 ・相談窓口を充実させるとともに、早期発見・早期対応に向けて情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。 ・高齢者に対する悪質商法や振り込め詐欺などについても、広報などでの周知や講座などの学習機会を利用して被害防止の啓発を図るとともに、地域福祉活動を通じて関係機関と連携し、被害防止及び早期対応を図ります。
福祉・介護サービスの充実	・高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの充実を図ります。 ・生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者等に対して、各種生活支援サービスを提供するとともに、認知症等により判断能力の衰えた高齢者の権利擁護のために「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めます。 ・介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう介護サービス基盤の計画的な整備を進めます。 ・人権尊重の視点に立った質の高い介護サービスの確立と向上に努めます。
高齢者にやさしいまちづくりの推進	・高齢者が住み慣れた地域の中で安全で快適に生活できるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅等の整備や、公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

4 障がいのある人の人権

● 現状と課題 ●

障がいのある人の人権に関しては、「障がいのある人も地域の中で、あたりまえの暮らしができる社会の実現」という「ノーマライゼーション」を基本理念として、さまざまな施策を進めてきました。

しかし、いまだ、障がいのある人に対する「活動」や「参加」への制限や制約をはじめ、施設コンフリクト（入居拒否）などの人権侵害や差別は数多く存在しています。

こうした人権侵害や差別は、障がいのある人が、一人の人間として、あたりまえに地域社会で生きていくことを阻む最大の障壁（バリア）です。

「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である。」という国連の提唱は、障がいがあるということを人間の多様な姿の一つと捉えるとともに、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合うという多様性を尊重する社会の重要性を意味しているといえます。

ノーマライゼーションの理念を実現するためには、道路の段差、駅・建物等のエレベーターの不備などの目に見えるバリアばかりでなく、障がいのある人に対するいわれなき偏見や差別意識など、目に見えない「こころのバリア」の解消が不可欠です。

また、虐待、預金などの搾取、不要な契約への勧誘などの人権侵害の被害者になりやすいことも問題としてあげられます。

国においては、平成 14 年 12 月に、「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 か年計画」（平成 19 年 12 月に新計画策定）を策定し、障がい者施策を推進しています。

また、平成 16 年に障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、12 月 9 日の「障害者の日」が 12 月 3 日から 9 日までの「障害者週間」に拡大され、ノーマライゼーションの実現に向けて、障がいのある人への施策の推進を図っています。

本市においても、平成 19 年 3 月には、障がいの有無に関係なく、すべての市民がともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりをめざして、「障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障がいのある人を支援するための各種施策の展開を図っています。一方、国連は、1970 年代から「精神遅滞者の権利宣言」（昭和 46 年・1971 年）、「障害者の権利宣言」（昭和 51 年・1975 年）を制定し、さらに、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現を目指して、昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」とし、昭和 57 年（1982 年）には「障害者に関する世界行動計画」を採択、昭和 58 年（1983 年）には平成 4 年（1992 年）までを「国連障害者の十年」と宣言して、各種の障がいのある人の“人間の尊厳”に係る国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みがなされてきました。その後、21 世紀最初の人権条約として、平成 18 年（2006 年）12 月、第 61 回国連総会本会議において「障害者権利条約（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」が採択され、平成 20 年（2008 年）5 月に発効しました。

障害者権利条約の特徴は、“Nothing about us without us”（われわれ抜きにわれわれのことを決めるな）のスローガンに象徴されるように、その制定過程に障がいのある当事者を始めとする障がい関連団体が参画したことであり、さらに、非差別・平等を基調とし、自由権と社会権を包括していることです。

この条約の目指すところは、障がいのある人の実質的な権利享有（きょうゆう）上の格差を埋め、“保護の客体”でしかなかった障がいのある人が“権利の主体”へとその地位の転換を図り、すべてをありのまま受容する共生社会を創造することにあります。

我が国は、同年9月に署名しましたが、いまだ締結には至っていませんが、この間、障害者権利条約の締結に関して必要とされる措置における障がい者制度改革に向けての具体的な検討を明らかにしたものとして、厚生労働省において、平成20年4月から始まった「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」による差別禁止を含めた条約対応への在り方に関する議論、さらに、障害者施策推進本部の下に置かれた障害者施策推進課長会議において、平成20年12月、障害者基本法に「合理的配慮の否定」が差別に含まれることを明記し、中央障害者施策推進協議会について、監視等の所掌事務を追加するとの結論を出したことが挙げられます。

また、文部科学省においても平成20年8月より「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の中で、合理的配慮や共に学び、共に育む教育についても議論されてきました。

その後、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、同本部の下に「障がい者制度改革推進会議」（以下、「推進会議」という。）が設置されました。

推進会議では、平成22年1月から審議を開始し、「障害者基本法」の抜本改正による「障害者の権利と支援に関する基本法」（仮称）の制定、障がいのある人に係る総合的な福祉法制となる「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた具体的な検討に着手しており、平成23年夏から秋までを目途に結論を得て、平成24年の通常国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指しています。さらに、推進会議の下に「差別禁止部会」を設け、「障害者差別禁止法」（仮称）の制定に向けた検討を開始し、平成24年度末を目途にその結論を得ることとしています。

平成22年6月7日には、推進会議におけるこれまでの議論を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」がとりまとめられ、平成22年6月29日に閣議決定されました。

今後、この第一次意見を基に、障害者基本法の抜本改正に向け、分野別課題の具体的な検討に着手し、平成22年秋から年末を目途に、「制度改革の重要方針に関する第二次意見」を取りまとめることとなっています。さらに、この第二次意見に基づき、障害者基本法の抜本改正や制度改革の推進体制等に関する法律案を平成23年の通常国会に提出する予定となっています。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、障がいのある人の人権に関して特に問題があると思われることについては、「就労の機会が少ないこと」が25.7%と最も多く、次いで、「障がいのある人とない人との交流が少ないこと」が24.9%、「差別的な言動を受けること」が24.5%などとなっています。

さらに、障がいのある人の人権を守るために必要なこととして、「障がい者が必要とする福祉サービス等を拡充する」が25.8%と最も多く、次いで、「学校教育・生涯学習を通じて障がい者の人権を守るための教育を行う」が24.8%、「障がい者のための相談・支援体制を充実する」が24.0%となっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「障害者が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」、「障害者の就労機会を確保する」、「在宅の福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」、「障害者のための各種相談や情報提供事業を進める」などが多い割合となっています。

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 障がいのある人が一般市民と同じように自立した生活を営んでいく上で、雇用・就労の機会などに対する相談・支援対策などを重視すべきである。

障がいのある人やその支援者（家族や介助者など）が住みなれた地域で安心してあたりまえに暮らしていけるよう、障がい及び障がいのある人への相互理解に向けた取り組みや個々の障がいに応じた自立に向けての共に学び、共に育む教育の推進、就労や社会参加などの環境づくり、自立に向けた生活支援体制の整備や福祉サービスの充実などを進めていくことが求められます。

目指すべき社会である、「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合うすべてをありのまま受容する共生社会」を実現するために、すべての障がいのある人を、福祉・医療等を中心とした「施策の客体」としての“保護・措置の対象”に限定することなく、“権利の主体”たる地域社会を担う一員としてその責任を分担し、自らの判断の下で、地域社会のあらゆる分野の活動に参画する主体としてとらえ、施策の推進にあたっては、障がいのある人の自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、地域において自立した生活を営むことができるよう、あらゆる権利を保障し、その実現に向けた支援体制の構築を目指すとともに、障がいのある人が、日常生活又は社会生活の参加や活動において受ける制約や社会的不利は、様々な社会環境因子との相互作用によって生ずるものであることを踏まえ、すべての障がいのある人が日常生活及び社会生活のあらゆる分野の活動への積極的・主体的な参加を可能とするため、教育、雇用、コミュニケーション、交通、情報通信等の生活および社会環境の整備・改善を図ることが求められます。

● 施策の基本方向 ●

障がいのある人が社会の一員として、他の人と同等に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念が、広く市民に浸透し、定着することを基本に置き、障がいのある人一人ひとりが決して社会的に孤立することなく、人間（ひと）と人間（ひと）との関係性、社会とのつながりの中で自らの固有の役割を高めていけるよう、「ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる市民協働による地域で育む自立支援社会づくり」の構築に向けて、すべての障がいのある人の地域での自立と社会参加の実現をめざします。

「自立」とは、一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することです。

すべての障がいのある人が、地域社会において、こうした意味で自立した暮らしを実現し、就労や芸術文化活動など様々な社会活動に参加することを一層進めるためには、地域社会における支援によって必要な条件を整備していくことが必要です。

個々の暮らしは、障がいの有無に関わらず、日常の生活基盤である住まいと、社会的な役割を担う活動や参加の場、そして余暇活動などの場が重要な要素です。

障がいのある人もない人も「ともに生きる福祉社会」を実現するため、市民一人ひとりがノーマライゼーションの理念を正しく理解し、認識を深め、積極的な行動を起こせるよう、幼少時から障がいのある人の人権に関する教育・啓発に努めるとともに、ボランティア活動の進展につながるような施策を推進します。

障がいのある子どもたちに対しては、ノーマライゼーションの基盤となる社会参加・社会自立をするために必要な力を養うため、一人ひとりの障がいに配慮した教育を推進するとともに、共に育み、共に学ぶ教育の機会を保障します。

さらに、障がいのある人の就業に対する関心と理解を深めるため、積極的な啓発活動を推進するとともに、関係機関との緊密な連携等により、障がいのある人の雇用および就業機会の確保のための支援を行います。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
相互理解と交流の促進	・障がいのある人に対する総合的な理解を図るため、広報やホームページ等を活用し、障がいに対しての理解の啓発を図るとともに、障がいのある人及びその家族等が組織する団体の活動について支援を行います。 ・地域交流の促進を図るため、障がい者団体・施設が地域住民とともに行う行事の開催を支援し、障がい者施設の地域開放を推進します。 ・学校教育、社会教育においては、障がいに対する理解を深めるため、交流、福祉・介護などのボランティア体験活動などの充実を図り、福祉教育を推進します。 ・ボランティア活動に携わる人材の育成や活用を図るため、ボランティア市民活動支援センター機能の充実を図ります。
雇用・就労の支援と社会参加の促進	・雇用・就労は、障がいのある人の社会参加や自立のためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障がいのある人の職域の拡大及び職業訓練の充実を図るとともに、一般企業での雇用促進を図ります。 ・一般就労が困難な人に対しては、就労支援施設等の就労支援の場の充実に努めます。 ・スポーツ・レクリエーション活動においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できる障がい者スポーツ教室の開催・参加を支援します。 ・障がいのある人への社会参加・学習機会の提供を支援するため、手話通訳等の派遣、声の広報・点字広報などの作成・配布、録音図書・点字図書等の福祉資料の充実などに努めます。
福祉サービスの充実	・障がいのある人が地域社会の一員として共に生活が送れるよう在宅福祉・施設福祉及び相談活動等の充実を図り、総合的な生活支援サービスを推進するとともに、人権尊重の視点に立った質の高いサービスの確立と向上に努めます。 ・障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう権利擁護に係わる相談窓口の充実を図り、判断能力の不十分な障がいのある人に対するサービス利用などを推進します。
障がい児教育の充実	・障がいのある児童生徒が、障がいの内容や程度に応じた適切な教育を受けることができるよう個人の意向に沿った教育や特別支援教育体制の充実を図ります。 ・特別支援教育コーディネーターを中心に全教職員が組織的に指導できるように校内支援体制の確立に努めます。 ・将来の社会参加・自立につながる力を育てるために指導内容・指導方法などを工夫・改善し、教育内容の充実を図ります。
障がいのある人にやさしいまちづくりの推進	・障がいのある人が住み慣れた地域の中で安全で快適に生活できるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅等の整備や、公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

5 同和問題

● 現状と課題 ●

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることやその場所に住んでいる事を理由に、長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、また、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなど、日常生活の上で様々な差別を受けるといふ日本固有の人権問題です。

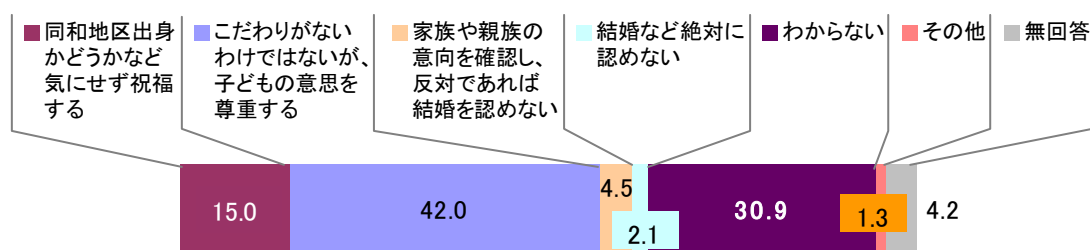
この問題を解決するために、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、人権問題の根本原因である同和問題の解消に向けて、諸施策を講じてきました。

その結果、同和地区の劣悪な環境をはじめとする住環境の整備は着実に成果を上げ、同和地区と他の地域との格差は、次第に改善されてきました。

しかし、こうした取り組みにより、今日、同和問題は解決されたかに見えますが、現実には結婚問題をはじめとする様々な心理的差別が後を絶たず、むしろ、今日では、インターネットなどの匿名性をもったメディアを使つての差別的な情報の掲示や流布などが拡大傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、同和問題について、「同和問題についての理解や認識が十分でないこと」が31.8%と最も多く、次いで、「同和問題のことを知らない」が27.7%などとなっています。

また、同和地区出身者との結婚について、「こだわりのないわけではないが、子どもの意思を尊重する」が42.0%と最も多く、次いで、「わからない」が30.9%、「同和地区出身かどうかなど気にせず祝福する」が15.0%などとなっています。



さらに、同和問題の解決に必要なこととして、「わからない」が33.5%と最も多く、次いで、「学校教育・生涯学習を通じて同和教育を行う」が22.9%、「同和問題について特に触れなければ、自然となくなる」が18.0%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」との意見がある一方で、「あまりさわがずそっとしておけばよい」は22.1%、「とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」は11.1%などとなっています。

また、同和問題の解決に必要なこととして、「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」が37.0%と最も多く、次いで、「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」が26.7%、「同和地区の人々の差別の実態を知らせる機会を増やすなど同和地区外へ働きかけを行う」が21.6%などとなっている一方、「同和地区のことや差別のことなど口にださないで、そっとしておけば自然になくなる」が20.6%、また、「わからない」と回答した人は21.5%となっています。

市民の声

- 同和問題など名前も聞いた事がないような人権問題もあり、自らの認識度がとても低いと思いました。私達の年代は知らない人もとても多いと思います。若い年代にも知ってもらえるような活動があると良いと思います。(30歳代 女性)
- 社会が同和問題など特に情報をとりあげるので関心が深まり、なかなか自然解消出来ないのではなかろうか。これからの子供達が生きていく中、特に同和問題など知らせる必要はないと思う。かえって差別が生まれるような気がする。(70歳以上 女性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 市民意識調査において、「特に触れなければ自然となくなると感じている」市民が18.0%存在するという結果について、特に触れなければ差別や偏見は、自然となくなるとすることは絶対にあり得ない。障がいのある人や高齢者と同じように、同和問題の存在を知ることは必要なことである。
- すべての人が人間らしく生きていく権利を持つのだと、同和の人々はその権利を少し侵害されているのかいないのか、考えて対応していくべきではないか。
- 自分たちが、圧迫を受けていると感じる同和の人たちが、この問題について無視されると感じれば差別として受け取られかねない。そういう意味でも、知るということは大切である。
- この地区では、同和問題はないかもしれないが、全国的には、結婚問題で反対をする、身元調査をする、就職や職場で不当な扱いをするということが全国的に存在し、依然として同和問題はインターネットなどの中傷も含めて、深刻な問題である。身近にないから関心を持たなくてもいいとか、ふれなければいいとかではなく、積極的に人権施策の中に反映しなければならない。

● 施策の基本方向 ●

同和問題に関する差別意識は、結婚問題を中心に依然として存在しており、同和問題に関する偏見や差別意識の解消を図るため、これまでの人権同和教育、啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、市民が自らの問題として取り組んでいくとともに、差別意識の解消と、市民ひとり一人の人権意識の高揚のための教育・啓発活動に向けた取り組みをより一層推進します。

また、教育・啓発の推進体制の整備・充実を行い、市民がいつでも学習情報を得られる環境を整備するとともに、同和問題を身近な問題として捉えられるよう、教育・啓発活動への市民の積極的な参加を呼びかけるとともに、できるだけ多くの人が参加しやすいように努めます。

企業等に対しては、同和問題についての正しい理解と認識を深め、公正な採用選考の促進等により、就職の機会均等に努めます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
人権同和教育の推進	・学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の改善・充実に努め、同和問題をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権尊重教育を推進します。 ・教職員に対する人権同和教育研修の実施、充実を図ります。 ・社会教育では、同和問題をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、社会教育施設等において実施する事業の充実を図ります。
啓発の推進	・同和問題についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決をめざして、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実します。 ・広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会等の開催、啓発パンフレット等の配布など様々な手法により効果的な啓発活動に努めます。 ・企業や公共性の高い組織などに人権に関する講演会・研修会等への参加を促し、人権意識の高揚を図ります。
人権侵害事案への対応	・同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別落書きなど、悪質な事案が発生しており、こうした人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、国の機関・県・市並びに関係機関・団体等との相互の連携・協力を図ります。 ・就職の採用にあたっては、就職差別の撤廃に向けて、ハローワーク等と連携し、公正採用の周知徹底に努めます。
「えせ同和行為」の排除	・官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、広報・啓発パンフレット等を活用した啓発を図ります。

6 日本に暮らす外国人の人権

● 現状と課題 ●

国際化時代を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、本市においても、現状の外国人は約 1,600 人（総人口の約 2.5%）で、そのうち特別永住者は約 300 人、残りの約 1,300 人が海外からの転入者で、ブラジル、ペルー、フィリピン、中国等の外国人が生活しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

日本国憲法が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上、日本国民のみを対象と解されているものを除き、日本に暮らす外国人に対しても等しく及ぶものとされています。しかし、地域の一員として生活しているにもかかわらず、従来、「市民」であるとの認識が十分になされなかった傾向があります。

言語、文化、宗教、習慣、価値観などの違いから、近隣住民との様々な摩擦、外国人労働者に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの人権問題が発生していることや、一部の外国人の不法就労や犯罪などで、市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。

また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるはずのサービスを受けられないなどの生活上の問題や、市内の小中学校では、要指導の外国人の児童・生徒が現在 22 名おり、市依頼の支援員 2 名と県依頼の支援員数名では十分とは言えず、外国人の子どもたちが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

平成 21 年度（2009 年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、外国人の人権に関して特に問題があると思われることについては、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 41.1%と最も多く、次いで、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」が 31.2%などとなっています。

また、日本に暮らす外国人の人権を守るために必要なこととして、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深めるため、交流イベント開催等の機会を提供する」が 28.8%と最も多く、次いで、「外国人のための相談・支援体制を充実する」が 28.3%などとなっています。

岐阜県が平成 19 年 7 月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が特に問題があると思われており、また、人権を守るために必要なこととして、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」ことなどが多い割合となっています。

このことから、市民及び外国人が、地域で共に生きる社会のパートナーとして、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、国際理解を深めるための学習機会や交流の場の提供、尊重しあえる意識を育んでいくことができる環境づくりをすすめていくことが求められます。

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 教育は、日本人の子どもは義務ですが、外国人の子どもは義務ではありません。やめたければやめられるというのはどうなのでしょう。日本に来たなら日本の法律に従わなければならないのと同じように、教育についても日本の子どもと同じ扱いをするべきではないのか。
- 外国の子どもの就学について、親に説明をしようとしてもその中身が十分に伝わらず、子どもが学習用具の準備が出来ていないなど、いろいろな問題があることから、親などに対する相談支援体制の充実を図る必要がある。
- 外国人をささえる NPO などの支援グループが土岐市にはないことから、例えば役所に住民票をもってきた際に、支援の為の役所の手続きを翻訳したり、母国語で伝えたりするなどの対応を検討する必要がある。

市民の理解と認識を深めるための啓発活動をはじめ、日本の言葉や文化に不慣れな外国人については、きめの細かい効率的な情報提供や利用しやすい効果的な相談体制の確立を図り、誰もが快適な生活を送られる地域づくりを進めていくとともに、定住化に伴い新たに生じている子どもの教育や地域社会への参画等の課題への取り組みが求められます。

● 施策の基本方向 ●

市内に在住する外国人の人権を尊重する観点から、市民が国際社会における慣習や常識を理解し、異文化を知り、学ぶことを通して、異文化に対する柔軟な姿勢や国際社会で通用する知識と資質を兼ね備えることができるよう、国際理解のための学習機会や外国人との交流機会の創出など、市民の国際意識の高揚を図ります。

また、外国人にとって、魅力ある暮らしやすい地域となるよう、多言語による行政案内を作成するなどの各種情報提供や日常生活の困りごとや悩みなどの相談体制等を充実するなどの諸施策を推進します。

外国人の子どもたちの教育については、学校生活適応指導を充実するとともに、日本語指導教材の作成をはじめとする教育環境の整備に努めます。

さらに、外国人労働者の適正就労のための啓発を推進します。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
異文化理解の推進	・文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、市民や企業、団体等を対象に多文化共生の地域づくりについて啓発を行うとともに、多文化共生をテーマにした講演会や講座・交流会など、地域に密着した事業の実施に努めます。 ・小中学校において、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。
在住外国人への生活支援の充実	・県及び財団法人国際交流協会、NPOなどとの連携を図り、外国人のための日本語講座の開催、多様な言語による住宅や就労、医療、保健、福祉、防災などの生活・行政に関する多言語による行政案内も作成するなど情報提供及び相談機能の充実など、外国人が安心して快適な生活が送れるよう生活支援の充実を図ります。
在住外国人児童生徒への教育体制の充実	・定住化する外国人の増加に伴い、外国人児童生徒の教育の推進に向けて、日本語教室の拡充や通訳者の学校配置を推進するなど学校教育の充実を図ります。 ・学校入学時の就学案内や就学援助制度などの情報提供や不就学児童生徒への対応・進路指導等についての支援に努めます。

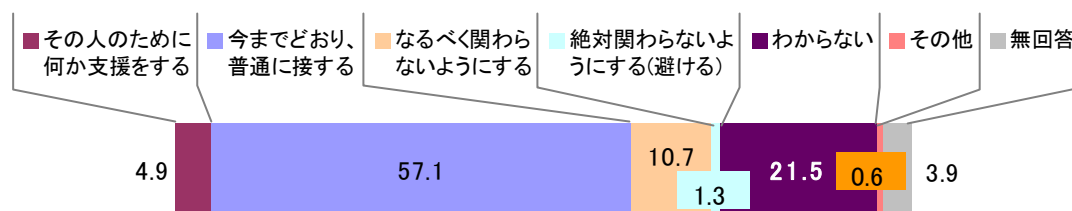
7 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

● 現状と課題 ●

どんな病気や感染症であっても、そのことを理由に、人権が損なわれることがあってはなりません。

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、H I Vの感染経路は限られており、非常に感染しにくいウィルスで、日常的な接触では感染しないことがわかっています。しかし、当時、簡単に感染し発病すれば死亡するといった誤った知識が広がったことで、H I V感染者に対する偏見や差別意識は未だに根強く存在し、正しい知識や理解の不足から就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、医療現場における診療拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となっています。ハンセン病については、らい菌による慢性の感染症で、感染力は非常に弱く、感染したとしても発病することはごく稀です。また、現在では、治療法も確立されており、発病した場合であっても、適切な治療により後遺症もなく治癒します。しかし、長年にわたり行われてきた療養所への強制隔離政策や病気に対する誤った知識により、近年においてもハンセン病元患者に対する宿泊拒否や嫌がらせなどの人権問題が発生しました。また、療養所入所者の多くが、長い間の隔離により家族や親族との関係を絶たれていたり、高齢化や病気が完治した後も障がいが残っていることにより、療養所に残らざるを得ず、社会復帰が非常に困難な状況にあります。このような状況から、国において、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年6月に成立し、平成21年4月1日から施行されています。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、感染症患者等の人権に関して特に問題があると思われることについては、「感染症患者等についての理解や認識が十分でないこと」が46.3%と最も多く、次いで、「感染症患者であるというだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」が40.4%などとなっています。また、感染症患者等への接し方については、「今までどおり、普通に接する」が57.1%と最も多く、次いで、「わからない」が21.5%、「なるべく関わらないようにする」が10.7%となっています。



さらに、感染症患者等の人権を守るために必要なこととして、「学校教育・生涯学習を通じて感染症に対する理解や認識を深める教育を行う」が46.0%と最も多く、次いで、「感染症患者等のための相談・支援体制を充実する」が31.6%、「感染症患者等が自立して生活するための生活支援や治療費援助等を行う」が30.7%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題があると思われることとして、「世間から好奇又は偏見の目でみられること」が最も多く、次いで、「エイズ患者、HIV感染者についての理解や認識が十分でないこと」などとなっています。また、接し方については、「今まで通り、普通に接すると思う」が最も多い一方で、「なるべく関わりたいくないと思う」と「絶対関わりたいくないと思う」を合わせた“関わりたいくない”という人が15.1%となっています。

市民の声

- ハンセン病について、らい菌による感染症のようですが伝染力は非常に弱く、薬物療法によって減少しているようですね。ハンセン病への偏見や差別の撲滅、ハンセン病の勉強などを中心とした対策ができることを希望いたします。(60歳代 女性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 一般の方でも HIV 感染者は触れるとうつるとか以前は誤った認識があった。今では学校教育の場や、一般市民のための講座も開かれているが、現実には、「学校教育・生涯学習を通じて感染症に対する理解や認識を深める教育を行う」など、いまだ理解が不十分であると感じている市民が約半数というのが現状である。

最近では、ハンセン病や HIV 感染症以外にも、様々な感染症がマスコミによって取り上げられるなど、感染症に対する関心は、社会的に高まってきています。

患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見・差別をなくすために、正しい知識の普及や教育・啓発活動が求められます。

● 施策の基本方向 ●

ハンセン病患者、元患者やエイズ患者、HIV感染者をはじめとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実を重く受け止め、今後同じ過ちを繰り返すことのないように、市民一人ひとりがそれぞれの病気についての正しい知識を習得できるよう普及啓発を図るとともに、患者・元患者、感染者に対する理解と共存について強く訴えることを重点として施策を進めます。その際、患者・元患者、感染者のプライバシーの保護と人権について、十分配慮します。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
正しい知識の普及	・HIV感染症やハンセン病、その他の疾病についての偏見や差別をなくす正しい知識や理解の普及啓発を図るため、正しい情報の提供や正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。
感染症患者などの自立と社会参加の支援	・感染症患者や元患者が、安心して自立した社会生活が送れるように、こころと体の健康づくりや働きやすい環境づくり、就労機会のかくほなど、自立と社会参加の支援を進めます。
人権侵害に対する相談・支援体制の充実	・いわれなき人権侵害に対して、適切で迅速な対応を図るため、人権擁護の救済制度や相談窓口の周知に努めるとともに、法務局などの関係機関との連携を強化していきます。

8 刑を終えて出所した人の人権

● 現状と課題 ●

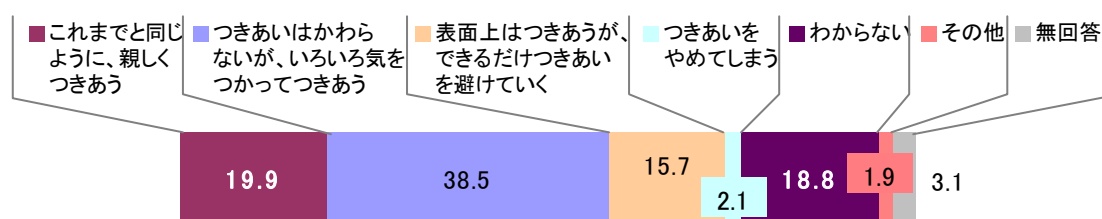
刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対して、あるいは、本人のみならずその家族に対しても根強い偏見や差別があります。

本人に更生の意欲があるにもかかわらず、就職や居住等を選ぶ自由さえ奪われ、時には親戚等からも支援が受けられないなど、社会復帰の機会から排除され、生活に行き詰まる場合もあります。このように、更生をめざす人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

また、社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、刑を終えて出所した人であるとわかった場合の接し方について、「つきあいはかわらないが、いろいろ気をつかってつきあう」が38.5%と最も多く、次いで、「これまでと同じように、親しくつきあう」が19.9%、「わからない」が18.8%などとなっています。

一方、「表面的にはつきあうができるだけつきあいを避けていく」、「つきあいをやめてしまう」などの意見も2割近くあり、つきあいを避けるという現状もあります。



また、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこととして、「刑を終えて出所した人の就労機会を確保する」が44.6%と最も多く、次いで、「刑を終えて出所した人のための相談・支援体制を充実する」が40.3%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、接し方について、「つきあいはかわらないが、いろいろ気をつかってつきあう」が最も多く、次いで、「これまでと同じように親しくつきあっていく」などとなっています。

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- 刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人が、窓口のカウンターなどの周囲に聞こえる場所で、年金手続きで受刑期間の空白の理由を問われなど、個人情報やプライバシーへの配慮が必要である。
- 現実には、更生に向けての就職が困難で、協力雇用主を増やすなど、就職に向けての自立支援体制の充実が必要である。

● 施策の基本方向 ●

刑を終えて出所した人が、真に更生を果たし社会の一員として円滑な日常生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族・職場・地域等、周囲の人々の理解と協力が不可欠となります。

そのために、刑を終えた人の人権を尊重していけるよう、刑を終えた人及びその家族等の心情や立場に対して理解を深めるためのあらゆる人権教育や人権啓発を通じて、市民の人権尊重の精神を育てていくとともに、民間ボランティアなど関係団体との連携のもと、これらの問題についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、刑を終えて出所した人の就労などの社会復帰に向けて、協力雇用主を増やすなど、就労支援体制の充実に努めます。

さらに、マスメディアに対しては、刑を終えた人及びその家族のプライバシーを侵害することのないよう、人権に配慮した報道を要請します。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
刑を終えた人及びその家族の人権を尊重する啓発の推進	・刑を終えた人及びその家族の人権を尊重していけるよう、あらゆる人権教育や人権啓発を通じて市民の人権尊重の精神を育てていくとともに、民間ボランティアなど関係団体との連携のもと、これらの問題についての理解を深めるための啓発活動を推進します。また、マスメディアに対しては人権に配慮した報道を要請します。 ・保護司会等との連携・協力を深め、啓発活動を推進します。
就労機会の創出	・協力雇用主を増やすなど、就労支援体制の充実に努めます。
刑を終えた人及びその家族への相談・支援体制の充実	・人権擁護の救済制度や相談窓口の周知に努めるとともに、法務局などの関係機関との連携を強化していきます。 ・刑を終えた人及びその家族がいつでも気軽に相談できるよう、各種相談機能の充実を図るとともに、国、県なども含めた各種相談窓口の周知を進めます。 ・国、県、司法機関、医療機関、民間団体など関係機関との連携を図り、適切な対応や支援に努めます。

9 インターネットや携帯サイトによる人権侵害

● 現状と課題 ●

情報化時代におけるインターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現やいじめや差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

また、近年、インターネットを介して大量の個人情報流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、国において、平成14年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成17年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進め、さらに、平成21年4月から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなど対策に取り組んでいます。

しかしながら、インターネットを通じた人権侵害は依然としてなくなりません。

さらに、有料サイトなどの利用にあたって、トラブルや詐欺の被害に巻き込まれることもあります。

平成21年度（2009年）に実施した人権に関する市民意識調査では、インターネットを悪用した人権侵害について特に問題と思われることについて、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」が44.8%と最も多く、次いで、「個人情報などが流出していること」が37.5%などとなっており、インターネットをきっかけとする犯罪の発生を危惧している人が多く、また、個人情報の保護に関しても大きな人権課題の一つになっています。

また、インターネットによる人権侵害を解決するために、「違法な情報発信者に対する監視を強化する」が40.2%と最も多く、次いで、「人権侵害が明らかになった場合は、プロバイダ・掲示板管理者に対し情報の停止・削除を求める」が39.1%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題と思われることとして、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」が最も多く、次いで、「個人情報などが流出していること」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」などとなっています。

また、人権侵害を解決するために、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が最も多く、次いで、「プロバイダ等に対し情報の提示・削除を求める」などとなっています。

市民の声

- 出会い系サイトの規制強化が弱すぎるのでもっと強く規制したほうがいいと思います。(20歳代 男性)
- インターネット利用での青少年に対する教育をしてほしい。伝言版、チャット、おそろしいです。(20歳代 男性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 子どもの時に受けた誹謗中傷は、心の傷として大きく残ります。大人であればある程度対処能力があるかもしれませんが、子どもの場合はありません。例えばプロバイダに、情報の停止、削除を求めるなど、家族や学校で対応するなどの対策を講ずる必要がある。

個人情報、氾濫する現代社会において、本人の意志とは無関係に流用される状況もあり、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対する相談・支援体制の充実を図ることが求められます。

● 施策の基本方向 ●

人権を侵害するような情報をインターネットに発信しないよう、広く市民に向けて、一人ひとりがモラルを守り、インターネットを正しく利用するよう意識啓発に努めます。

また、「個人情報保護法」に基づく個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者および市民に対する支援に必要な施策を実施するよう努めるとともに、市の機関等が保有する個人情報の適切な保護を図ります。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	・個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解の促進を図ります。
関係機関との連携による適切な対応	・インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応に努めます。

10 アイヌの人々の人権

● 現状と課題 ●

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治政府の「北海道開拓」の過程における同化政策により、伝統的な生活や生産の手段を奪われ、近年に至るまで、他の人々との生活上の格差が存在し、結婚や就職等においても多くの偏見や差別を受けてきました。

また、独自の言語を話せる人も高齢化が進む中で極めて少数となり、アイヌ民族固有の文化が失われつつあります。

このようなアイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、国において、平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が制定され、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるようになりました。

その後、平成19年9月に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受けて、平成20年6月6日に国会において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する官房長官談話を踏まえ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催するなど、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、いまだ、結婚や就職等における差別などの問題は依然として存在しているのが現状です。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、アイヌの人々の人権問題に関して特に問題と思われることについては、「わからない」が40.1%と最も多く、次いで、「アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと」が35.0%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題と思われることとして、性別や年代にかかわらず「アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと」が、ほぼ4割以上と最も多く、「わからない」が全体で34.0%となっています。

アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について理解と認識を深めるとともに、いわれなき偏見や差別の解消に向けての啓発活動に取り組むことが求められます。

市民の声

- いろいろな差別等があるが、同和地区の人、アイヌの人などへの差別は本当にわけが分からない。同じ日本人として生まれているのに、歴史的な勝手な地位づけだけで、何もわるいところがないのに、といつも思います。みんなが笑顔で幸せにくらせる世の中にするために、みんながもっと人権に対する知識を得るべきです。(私も含め) そういう場が必要だと思います。(40歳代 女性)

■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 市民意識調査では、アイヌの人々の人権問題について、よくわからないと回答した人が 40.1%、アイヌの人々についての理解や認識が十分ではないと回答した人が、35.0%という結果について、より一層、市民への啓発が必要である。

● 施策の基本方向 ●

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する正しい理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ります。

また、アイヌの人々の人権問題を図るための啓発等の推進に当たっては、国や県、NPO等との連携を図ります。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	・アイヌの歴史や文化、生活習慣や現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発活動の推進に努めます。

11 犯罪被害者等の人権

● 現状と課題 ●

近年、犯罪被害者等をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やプライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があり、犯罪被害者やその家族等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

こうしたことから、国において、平成17年4月に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

平成21年度（2009年）に実施した人権に関する市民意識調査では、犯罪被害者とその家族の人権問題に関して特に問題と思われることについては、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」とが45.4%と最も多く、次いで、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」が33.5%などとなっています。

また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、「犯罪被害者とその家族のプライバシーに配慮した報道や取材を行う」が39.3%と最も多く、次いで、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実する」が32.0%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題と思われることとして、「報道でプライバシーが公表されたり、取材で私生活の平穏が保てなくなる」とが最も多く、また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が最も多くなっています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権の尊重を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が重要です。



- プライバシーに配慮しない過剰なまでの報道に関する規制を作るか、見直すべきだと思う。(20歳代 男性)

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- マスコミの過剰なまでの報道は、真実を追究する姿勢から逸脱し、個人の人権を無視した興味本位の報道に走っていることが危惧される。

● 施策の基本方向 ●

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害等様々な被害を受けている場合が多くあり、問題を抱えている被害者にとって、その人権を独力で回復することは難しく、被害者は多くの社会的支援を必要としています。

「犯罪被害者等基本法」の基本理念にのっとり、このような犯罪被害者の人権に対する社会の理解を深め、被害者支援の必要性を啓発するとともに、被害者支援のための体制を整備し、被害者を救済する活動の促進に努めます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	・犯罪被害者やその家族等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。 ・犯罪被害者等への相談・支援業務を行っている専門機関・関係機関等の情報を提供します。
犯罪被害者への相談・支援体制の充実	・人権擁護の救済制度や相談窓口の周知に努めるとともに、法務局などの関係機関との連携を強化していきます。 ・犯罪被害者がいつでも気軽に相談できるよう、各種相談機能の充実を図るとともに、国、県なども含めた各種相談窓口の周知を進めます。 ・国、県、司法機関、医療機関、民間団体など関係機関との連携を図り、適切な対応や支援に努めます。また、被害者相互の交流、支援を推進するとともに、被害者を支援する人材を養成するため、当事者団体や被害者支援団体への支援を進めていきます。

12 ホームレスの人たちの人権

● 現状と課題 ●

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。

ホームレスの人の中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を送ることができない人や自らの意思で求めない人もいます。

また、ホームレスの人と地域社会との間にあつれきが生じるなど、ホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスの人への嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

このような状況において、国において、平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）」が施行され、同法に基づき、平成15年7月、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定され、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住空間、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの人の自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などについて定めています。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、ホームレスの人の人権問題に関して特に問題と思われることについては、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」が50.7%と最も多く、次いで、「ホームレスに対する誤解や偏見があること」が22.4%などとなっています。

また、ホームレスの人への人権問題を解決するために、「就職支援（職業訓練等）を行うなど、就業機会を確保する」が43.0%と最も多く、次いで、「住まいを確保するなど自立して生活しやすい環境を整備する」が31.3%、「ホームレスのための相談・支援体制を充実する」が31.2%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題と思われることとして、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」が最も多く、また、人権問題を解決するために「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」、「安定した住居を確保する」などが多い割合となっています。

今後もホームレスの人に関する問題について、市民の理解を促進する取り組みが必要です。

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- 自立支援も大切ですが、ホームレスの人の人権侵害について重要なことは、人間を人間と思わずに、第三者によるいわれなき暴力や殺人事件が発生していることで、根が深い問題である。

● 施策の基本方向 ●

ホームレスの人の真の自立を図るために、ホームレスの人の人権にも配慮しながら、根強い偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいきます。

また、ホームレスの人に対するいわれなき無差別の暴力に対しては、未然の防止策を講ずる観点からも、関係機関における定期的な見守りや声かけなど、地域住民との連携を図りながら進めていきます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	ホームレスの人の自立を図るための様々な取り組みが行われている一方、ホームレスの人に対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。そのような中で、ホームレスの人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。

13 性的指向の異なる人の人権

● 現状と課題 ●

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指しますが、同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

こうした偏見や差別を生む要因については、性的指向の異なる人が社会的に認知されていないことや、一部の興味本位なマスコミの扱いなどによって誤解や偏見にさらされ続けていることなど、また、従来の性の基準とは異なる性のあり様に対する根強い偏見や差別などが考えられます。

平成21年度（2009年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、性的指向の異なる人の人権問題に関して特に問題と思われることについて、「性的指向の異なる人に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解または偏見の目で見られること」が36.4%と最も多く、次いで、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が21.2%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題と思われることとして、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」が最も多く、次いで、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」などとなっています。

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- 極めて少ない人で、我々大多数の人にとって不都合なことや感情的に馴染めないから、当然偏見が生まれるのは当たり前だという論理で、その人を誹謗中傷して不利益につながるようなことはあってはならない。

● 施策の基本方向 ●

性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、依然、偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を進めていきます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	・性的指向の異なることによる差別は不当であるという認識を持ち、偏見・差別を解消することが求められます。そのため、性的指向における少数者が直面している問題を正しく理解し、多様性を認め、誤解・偏見や差別意識を解消していくための啓発活動の推進に努めます。

14 性同一性障がい者の人権

● 現状と課題 ●

性同一性障がい者は、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないために自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。就職をはじめ日常生活の中で自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見によるいやがらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。

性同一性障がいについては、わが国では、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づいて、診断と治療が行われており、治療は、近年、正当な医療行為として認知されるようになっていきます。

性別再判定手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、国において、平成 15 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成 16 年に公布され、性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更正することができるようになりました。

平成 21 年度（2009 年）に実施した本市の人権に関する市民意識調査では、性同一性障がい者の人権問題に関して特に問題と思われることについては、「性同一性障がいに対する社会的理解度が低いため、世間から誤解または偏見の目で見られること」が 43.4%と最も多く、次いで「わからない」が 27.1%などとなっています。

岐阜県が平成 19 年 7 月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、特に問題と思われることとして、「性同一性障害に対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は偏見の目で見られること」が最も多くなっています。

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- 誤った偏見や差別によって、社会的不利益を受けたり、相手に対し不当な誹謗中傷を行なうことは許されない。

● 施策の基本方向 ●

今後も、性同一性障がい者に対する正しい認識を深める啓発活動を進めていきます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	・性同一性障がいであって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で性同一性障がい者に対する偏見や差別があり、性同一性障がいに対する偏見・差別をなくするため、性同一性障がいに関する正しい理解を深める啓発を推進します。

15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

● 現状と課題 ●

平成14年9月17日、日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、日本人の拉致を認め、その後の折衝の結果、同年10月に5人の拉致被害者の帰国が実現しました。

平成15年1月には「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき15人が拉致被害者に認定されました。拉致被害者の帰国から1年8か月を経た平成16年5月、日朝首脳会談を経て、拉致被害者の家族5人が、同年7月には残る1家族3人が帰国しましたが、その他の被害者については、未だ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままです。

拉致問題に関する広報・啓発については、平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に定められており、特に、同法は12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。

平成18年度においては、拉致問題対策本部、法務省及び外務省が連携し、「拉致問題を考える国民の集い」を開催するとともに、関係省庁、地方公共団体においても、ポスターの掲出、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報等、同週間にふさわしい活動に取り組んでいます。

平成21年度（2009年）に実施した人権に関する市民意識調査では、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題に関して特に問題と思われることについては、「北朝鮮による日本人をはじめとする他国籍人の拉致そのもの」が55.9%と最も多く、次いで「北朝鮮拉致問題における日本政府の取り組み」が36.7%、「北朝鮮拉致問題に対する国際的関心の低さ」が35.7%などとなっています。

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- 市でも拉致被害についての講演会を開き、啓発を行っているが、法的にも自治体としてやらなければならない。

● 施策の基本方向 ●

拉致問題は重大な人権侵害であり、問題に対する正しい認識を持つことができるよう、シンポジウムや講演会などを通じた啓発活動を進めます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	・北朝鮮当局による拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。

16 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引による人権問題

● 現状と課題 ●

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

我が国では、平成16年4月5日、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月7日、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめました。

また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、平成17年6月に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行され、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

平成21年度(2009年)に実施した人権に関する市民意識調査において、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引の人権問題に関して特に問題と思われることについては、「女性や子どもなど弱い立場の人が被害に遭うこと」が33.0%と最も多く、次いで「児童ポルノや買春を行うなどのモラルの低下」が29.6%などとなっています。

また、人身取引を防止するために、「人身取引を行う犯罪集団の取り締まりを強化する」が53.8%と最も多く、次いで「人身取引に関する罰則強化など、法制度を整備する」が34.9%などとなっています。

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- 今をもって人身売買が行われているという現状から、人身取引の犯罪を行う人の取締の強化を行なうべきある。

● 施策の基本方向 ●

人身取引は犯罪にあたるということで、関係機関と連携し、啓発活動をすすめていきます。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
啓発の推進	・モラルの低下と相まって、この問題についての市民の関心と認識を深めていくための啓発に努めるとともに、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、犯罪であることを周知します。

3 人権擁護体制の確立

(1) 人権擁護体制の充実

● 現状と課題 ●

人権擁護について、政府は、平成14年3月に人権擁護法案を国会へ提出しました。

この法案は、人権を守るために人権侵害に関する相談や人権侵害の被害者の援助に関する仕組みとしての人権救済手続、その担い手として人権擁護のための組織体制を整備することなどを目的としていました。

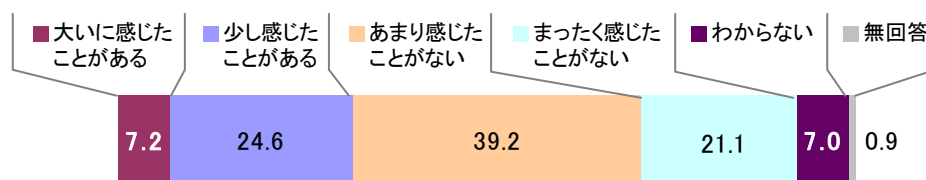
しかし、国会内外で様々な議論がなされたものの、平成15年10月に衆議院解散により廃案となって以来、現在も成立の見通しが立たない状況が続き、新たな人権救済制度の創設に向け、今後の動向が注目されています。

現実においては、不当な差別、虐待、暴力、名誉毀損などの人権侵犯事件が後を絶たず、その内容も多岐にわたっており深刻な状況にあります。

こうした状況において、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対し、相談を受ける中で当事者の主体的な解決のための助言を行うなど、国・県並びに関係機関・団体等との密接な連携を図りながら、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実を図る必要があります。

また、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など各分野での相談体制の充実を図るとともに、様々な人権問題に対して庁内外の関係部署・機関・団体等が相互に連携し、問題解決に向けて迅速かつ的確に対応を図ることが必要です。

平成21年度（2009年）に実施した人権に関する市民意識調査では、人権侵害の経験について、「あまり感じたことがない」、「まったく感じたことがない」が60.3%であるのに対し、「少し感じたことがある」、「大いに感じたことがある」が31.8%などとなっています。



また、人権侵害を受けた内容については、「生活圏域（家庭・地域）でのプライバシーの侵害」が32.1%と最も多く、次いで「職場における採用・昇格時の差別待遇」が25.6%、「名誉・信頼等の毀損・侮辱」が24.4%などとなっています。

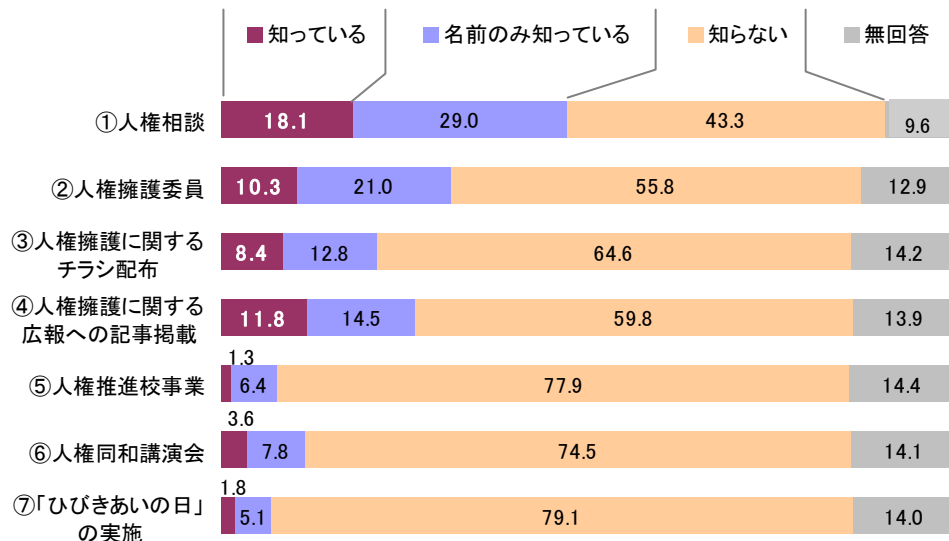
さらに、人権侵害を受けた場合の対応については、「家族に相談をする」が57.2%と最も多く、次いで、「友人に相談をする」が32.9%、「警察に相談をする」が32.3%などとなっています。

岐阜県が平成19年7月に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、人権侵害の経験について、「大いに感じたことがある」「少し感じたことがある」を合わせた“人権侵害を受けたことがある”と認識している人は全体では36.6%となっています。また、人権侵害を受けた内容については、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」や「名誉・信用のき損、侮辱」の割合が多くなっています。さらに、人権侵害を受けた場合の対応については、「家族に相談をする」が最も多く、次いで、「友人に相談をする」、「警察に相談をする」などとなっています。

市民の声

- 人権問題についての内容等は気にしてニュースなど見てはいますが、実際の窓口や地域での活動を目にした事がなかったと思っております。デリケートな問題であり、知らなければ済んでしまうかもしれませんが、その問題が自身に起こった時の事などを考えると、最低限どこに相談したら良いかという事だけでも知る機会が欲しいです。(40歳代 男性)
- 相談する場所を増やす事や、ホットラインを活用しやすいようにするとよいと思います。(40歳代 男性)
- 「土岐市では、人権問題を解決するために様々な取り組みをしています」とありますが、全く知りません。本当に真剣に取り組んでいるのなら、私のように「知らない」と言う人が居るのはおかしいと思います。興味の有る人、知る機会が無いという人はたくさんいると思うので、もっと伝えていく事、伝える方法を考えたほうがいいのではと思いました。(30歳代 女性)
- 土岐市による人権問題を解決するための様々な取り組みは見たことも聞いたこともありません。広報もたまに読んでいますが記憶にありません。駅前など、人の多い場所でもっと活動してはどうでしょうか。関心のない人たちに積極的にはたらきかけなければ差別はなくなるのでは。(40歳代 女性)

平成21年度（2009年）に実施した人権に関する市民意識調査では、人権問題を解決するための市の取り組みについての認知度について、すべての項目で「知っている」という回答が、2割に満たないという状況となっています。また「知らない」と回答した割合では、『ひびきあいの日』の実施が79.1%と最も多く、次いで、「人権推進校事業」が77.9%、「人権同和講演会」が74.5%と、市民の7割強にのぼっています。



■土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見■

- 人権擁護委員などの市民の認知度が低く、反省している。今後、有効な啓発方法等を検討する必要がある。

● 施策の基本方向 ●

市民一人ひとりが抱える悩みや問題について、身近で気軽にいつでも相談ができるよう支援体制の整備を図るとともに、相談窓口・利用方法等について、様々な機会や媒体を通じ、市民への広報活動をさらに推進していきます。

● 主な施策の概要 ●

① 人権相談体制の充実

施策の方向	施策内容
分野別人権相談の充実	・多様化・複雑化する人権問題に対応するため、様々な人権に対する相談窓口を明確化し、市民が利用しやすい相談体制をつくります。
相談機関等の情報提供	・市民が戸惑うことなく速やかに人権に関わる相談をできるようにするため、相談・支援に関する制度や、各種相談・支援機関の情報を積極的に提供します。
相談員や関係職員の資質の向上	・人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員がそれぞれの職務に応じ各種研修に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

② 関係機関・団体との連携・協力体制の推進

施策の方向	施策内容
専門機関・関係機関・団体との協力体制の構築	・多様化・複雑化する人権問題を個別の機関だけで相談・支援を完結することは困難なため、法務局などの国の機関・県・市並びに関係機関・団体などの各種相談専門機関・支援機関との相互の連携・協力を図ります。

コラム① 「ひびきあいの日」

人権同和教育における行動力の育成を目的とする取り組みで、人権週間にあわせその期間中や前後で各園、学校ごとに毎年、世界人権宣言が採択された12月10日の「人権デー」にあわせ「ひびきあいの日」を設け、人権同和教育の学習成果を公表したり、様々な人との交流活動を行ったりするなどしています。

人権問題に対する実践的態度の育成を図るとともに、人権感覚を高め同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざす取り組みです。



コラム② 「人権相談」

日常生活の中で、さまざまな差別を受けたり、それらに関わるトラブルに巻き込まれた場合に、気軽に相談できる場所として、法務省の人権擁護機関が開設している人権相談所があります。

人権相談については、全国の法務局・地方法務局に、女性の人権に関する電話相談を専門に扱う「女性の人権ホットライン」、「高齢者・障がい者の人権安心相談」、子どもの人権に関する電話相談を専門に扱う「子どもの人権110番」をそれぞれ開設しており、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じているほか、全国の小・中学生に「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布し、子どもからの手紙による相談にも積極的に応じています。



また、日本語を自由に話せない外国人のために、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設しています。さらに、平成19年2月22日から、インターネットを利用して人権相談を受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」を開設しています。

コラム ③ 「人権擁護委員の活動」

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

現在、約 14,000 名の委員が全国の各市町村に配置され、積極的な活動を行っており、委員の中から「いじめ」や体罰、児童虐待など、子どもの人権にかかわる問題を専門的に扱う「子ども人権委員」や、人権侵犯事件の被害者救済のため紛争の円満な解決を図る「人権調整専門委員」が選任されています。

人権擁護委員は、地域住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動（小学生や幼稚園児などを対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」の開催や「人権の花運動」の実施、地元企業等における人権講習会の講師など）を行っています。そのほかにも、法務局における人権相談所に加え、市役所などの公共施設、社会福祉施設やデパート等においても、特設人権相談所を随時開設して、市民の皆さんからの人権相談に応じています。



(2) 人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する人権教育・啓発の充実

● 現状と課題 ●

人権教育や啓発を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事している者（市職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係の従事者など）が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

本市では、これまで男女共同参画や個人情報の保護の取り組みなど、人権に配慮した職場づくりを進めるとともに、新規採用職員研修をはじめ、全職員を対象とした計画的な研修を実施し、市職員の人権意識の高揚に努めてきました。今後も、本市のどの職場においても、人権に配慮した市民サービスを提供できるよう、また、人権教育・啓発の中心的役割を担えるよう努めていきます。また、議会関係や保健・医療関係などの人権に関わりの深い職域においても、より高い人権意識をもって、職務に従事することが求められています。

■ 土岐市人権施策推進指針策定委員会から出された意見 ■

- 個人的な事情がある場合、役所の市民窓口のカウンターなど、周囲に聞こえる場所での対応などは問題がある。個人のプライバシーに配慮した対応が必要である。

● 施策の基本方向 ●

市職員一人ひとりが、それぞれの分野において、人権尊重の視点に立って日常業務を遂行するとともに、すべての職員が、あらゆる人権問題・人権課題の正しい知識と理解を深め、職務内容に応じたきめ細やかな人権感覚を身に付けるよう、職場研修を充実するとともに、人権に関する研修会等への積極的な参加を促進します。

● 主な施策の概要 ●

施策の方向	施策内容
各種研修の実施	・それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民の模範、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を養成できるよう研修や学習機会の充実を図ります。
個人情報保護に関する研修	・職員一人ひとりの個人情報の重要性に関する自覚と認識が重要であることから、個人情報保護制度の周知徹底を図るため、職員研修をはじめとする啓発に努めます。

第4章 指針の推進

1 基本姿勢



市民との協働

施策の推進にあたっては、市民と人権に係る様々な問題を共有し、市民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが必要です。また、人権に関するわかりやすい情報提供に努め、幅広く市民の意見を反映していくように努めます。



各種団体との連携

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係団体との連携、地域や学校、市民活動団体、事業者などの理解と協力により一体となった推進が必要であり、これら各方面への協力を積極的に働きかけます。



国・県との連携

人権問題は、様々な課題があり専門的な知識が必要であるため、国（岐阜地方法務局多治見支局など）や県との連携が重要です。また、岐阜県の担当課である人権施策推進課や岐阜県人権啓発センターなどとのより一層の連携を進めていきます。



庁内の連携

本市における人権施策を推進するためには、すべてに関連した横断的な事項であることから、全庁的な取り組みが必要です。このため「土岐市人権施策推進会議（仮称）」を中心に庁内関係各課と連携・協力して総合的かつ効果的に推進します。

2

推進体制

人権施策推進指針を総合的・効果的に推進するために、「土岐市人権施策推進会議（仮称）」を中心として、全庁的な取り組みを進めるとともに、実施にあたっては、人権施策推進担当課を窓口、関係部局相互の緊密な連絡調整に努め、人権施策推進指針の趣旨・目的を十分踏まえ、関連施策を実施します。

また、人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国、県、周辺自治体、関係団体・機関などと緊密な連携と協力を図っていきます。

3

進行管理

本指針の進行管理については、「土岐市人権施策推進会議（仮称）」において、指針の進捗とその効果について定期的に評価を行うとともに、指針の進捗状況などを報告し、その意見を施策の推進に反映します。

また、進捗状況の適切な評価を行うため、人権に関する情報や資料の整備・充実を図るとともに、各種調査の実施など必要な調査、研究を進めます。さらに、市民の意見などを踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行います。

資料編

- ・土岐市人権施策推進指針策定委員会委員名簿
- ・土岐市人権施策推進指針策定委員会設置要綱
- ・土岐市人権施策推進指針策定委員会の経緯
- ・用語解説
- ・関連条約・法案・宣言等
- ・人権に関する国際年・国際デー等

土岐市人権施策推進指針策定委員会 委員名簿

団 体 名 等	氏 名
多治見人権擁護委員協議会	神 戸 信 之
多治見人権擁護委員協議会	亀 谷 節 子
土岐保護区保護司会	出 口 満知子
土岐保護区保護司会	山 田 直
土岐市民生児童委員協議会	宮 部 亮 司
土岐市民生児童委員協議会	林 美 枝 子
土岐市連合自治会	松 原 晃 正
財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会 土岐市支部	城 田 治
土岐商工会議所	安 藤 英 夫
土岐市小中学校校長会	中 野 克 義 (H 2 1) 楓 正 敏 (H 2 2)
岐阜地方法務局 多治見支局	森 川 昌 彦

土岐市人権施策推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づく土岐市人権施策推進指針（以下「推進指針」という。）の策定に当たり、幅広い意見を反映させるため、土岐市人権施策推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 推進指針の策定に関すること
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、推進指針の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長を務める。ただし、第1回の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

土岐市人権施策推進指針策定経緯

日 付	内 容
平成 21 年 9 月 25 日	平成 21 年度 第 1 回土岐市人権施策推進指針策定委員会 ・ 土岐市人権施策推進指針策定スケジュール説明 ・ 市民意識調査説明
平成 21 年 10 月 16 日～10 月 29 日	市民意識調査の実施
平成 22 年 1 月 15 日	平成 21 年度 第 2 回土岐市人権施策推進指針策定委員会 ・ 市民意識調査結果報告 ・ 市民意識調査報告書案の検討・承認
平成 22 年 7 月 7 日	平成 22 年度 第 1 回土岐市人権施策推進指針策定委員会 ・ 市民意識調査結果の概要説明 ・ 人権課題の検討
平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年度 第 2 回土岐市人権施策推進指針策定委員会 ・ 計画素案の検討
平成 23 年 2 月 3 日	平成 22 年度 第 3 回土岐市人権施策推進指針策定委員会 ・ 計画案の検討・承認 ・ 概要版案の検討・承認

用語解説

— あ —

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ新法)

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした法律です。(平成9年7月施行)

インターネット

複数のコンピュータネットワークを相互接続したネットワークです。

エイズ

ヒトの免疫不全ウイルス（H I V）によって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。また、H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

NPO

Non-Profit Organization の略で、「民間非営利組織」という意味です。株式会社などと違って営利を目的としない団体ということですが、たいていの場合は「社会的な課題」を自ら解決しようと活動する市民グループを指しています。1998年（平成10年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。

— か —

介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律です。(平成9年12月施行)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年 6 月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律

北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本国に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本国における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とした法律です。

(平成 15 年 1 月施行)

岐阜県人権啓発センター

2000 年（平成 12 年）4 月に、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等の人権に関する問題の解決を図るため設置されたもので、総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

高年齢者雇用安定法の一部改正

急速な高齢化の進行等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、事業主は、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じなければならないこととするとともに、高年齢者等の再就職の促進に関する措置を充実するほか、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ることが改正されました。(平成 16 年 12 月施行)

高齢社会対策基本法

我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした法律です。(平成 7 年 12 月施行)

高齢者虐待防止法

正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。(平成 18 年 4 月施行)

国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に締結しています。

個人情報保護法

正式には「個人情報の保護に関する法律」で、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。（平成15年5月施行）

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「男の役割、女の役割」を幼い頃から「男らしさ・女らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。

— さ —

次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律です。（平成17年4月施行）

児童虐待防止法

正式には「児童虐待の防止等に関する法律」で、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律です。（平成12年11月施行）

児童虐待防止法の一部改正

平成16年4月に、①通告義務を「虐待を受けたと思われる子ども」にまで拡大、②定義をDVによる心理的外傷にまで拡大、③児童相談所と警察の連携強化、④虐待を「著しい人権侵害」とし、被虐待児の自立支援を明記、⑤通告先は市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等が改正され、平成20年4月に、①児童の安全確認等のための立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が改正されました。

児童の権利に関する条約

1989 年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。わが国は、1994 年（平成 6 年）4 月に締結しています。

児童買春・児童ポルノ処罰法

正式には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」で、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とした法律です。（平成 11 年 11 月施行）

児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を規定した法律です。その中には、①児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない、②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが盛り込まれています。（昭和 23 年 1 月施行）

児童福祉法の一部改正

平成 16 年 12 月に、①次世代育成支援対策推進、児童虐待防止対策等充実・強化、②新たに小児慢性特定疾患対策を確立、医療給付等事業創設、③保護受託者制度の廃止等が改正されました。

障害者基本計画

国の策定した障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざすことを基本的な考え方とした障がい者施策に関する基本的な計画です。（平成 15 年度から平成 24 年度の 10 年間の計画）

障害者基本法の一部改正

障がい者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障がい者に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定し、都道府県及び市町村に障がい者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付け、中央障害者施策推進協議会を創設する等が改正されました。（昭和 45 年 5 月施行 平成 16 年 6 月一部改正）

障害者雇用促進法の一部改正

障がい者の就業機会の拡大をめざすため、①精神障がい者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障がい者に対する支援、③障がい者福祉施策との有機的な連携等が改正され、平成 18 年

4月に施行されました。

障害者自立支援法

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律です。（平成 18 年 4 月施行）

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979 年（昭和 54 年）の国連総会で採択された条約です。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのための必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。（昭和 60 年 6 月批准）

人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくすること等を内容とした条約で、1965 年（昭和 40 年）の国連総会で採択されました。（平成 7 年 12 月批准）

ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

ストーカー行為規制法

正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」で、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とした法律です。特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族などに対して行う「つきまとい等」と、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行う「ストーカー行為」がこの法律による規制の対象となります。（平成 12 年 11 月施行）

性同一性障がい

性別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在置かれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機関（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女

性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律

性同一性障害者のうち特定の条件を満たす者に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取り扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律です。（平成 16 年 7 月施行）

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という 2 つの類型が設けられていましたが、平成 12 年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となりました。

世界人権宣言

1948 年（昭和 23 年）12 月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された 12 月 10 日は、「人権デー」とされ、わが国では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせる様々の行為をいいます。

— た —

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という 5 つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。（平成 11 年 6 月施行）

男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律です。平成 11 年 4 月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止された。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。（昭和 47 年 4 月施行）

男女雇用機会均等法及び労働基準法の一部改正

平成 19 年 4 月に、男女雇用機会均等法は、①性別による差別禁止の範囲の拡大、②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、③セクシュアル・ハラスメント対策、④母性健康管理措置、⑤ポジティブ・アクションの推進、⑥過料の創設等が改正されました。労働基準法は、長時間労働を抑制しながら働き方の多様化に対応するため、①時間外労働の割増賃金率引上げ等、②年次有給休暇の見直し、③「自己管理型労働制」の導入、④企画業務型裁量労働制の見直しが改正されました。

同和対策事業特別措置法

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等に安定向上が阻害されている地域について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目的を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とした法律です。（昭和 44 年 7 月施行）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

この法律は、特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信）による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとします。

①損害賠償責任の制限、②発信者情報の開示、の 2 点を規定しており、特定個人の民事上の権利侵害があった場合を対象とします。（平成 14 年 5 月施行）

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、のしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

日常生活自立支援事業(旧名称:地域福祉権利擁護事業)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施主体となり、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。援助の内容は福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等となっています。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方。

— は —

配偶者暴力防止法

正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律です。
(平成 13 年 10 月施行)

発達障害者支援法

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与すること目的とした法律です。(平成 17 年 4 月施行)

バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等基本法に基づく、政府が総合的かつ長期的に講ずるべき犯罪被害者等のための施策の大綱などを定めた計画であり、犯罪被害者等の方々の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的施策を盛り込むとともに、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策について犯罪被害者等の方々の視点に立って取り組んでいくための体制などを規定しています。(平成 17 年 12 月策定)

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。（平成 17 年 4 月施行）

ハンセン病

1873 年（明治 6 年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

振り込め詐欺

「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」を総称したものが「振り込め詐欺」といいます。振り込め詐欺は家族を心配する心を逆手に取る悪質な犯罪で、家族や警察官、弁護士になりすましたり、架空の債権を請求したりするものです。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス支援法)

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律です。（平成 14 年 8 月施行）

ボランティア活動

自発的に（自発性・主体性の原則）、他者や社会のために（社会性・連帯性の原則）、金銭的な利益を第一に求めない（無給性・無償性の原則）活動のことです。

— や —

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。

— ら —

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とした法律です。（平成 18 年 6 月施行）

「国際連合憲章」（抜粋）

昭和 20 年（1945 年）6 月 26 日調印

前 文

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機関を設ける。

「日本国憲法」（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

■ 国連が中心となって作成した人権関係諸条約

名 称	採択 年月日	発効 年月日	締約 国数	日本が締結して いる条約 (締結年月日)
1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.1.3	157	○(1979.6.21)
2 市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.3.23	60	○(1979.6.21)
3 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書*1	1966.12.16	1976.3.23	110	
4 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)*1	1989.12.15	1991.7.11	64	
5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969.1.4	173	○(1995.12.15)
6 アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*1	1973.11.30	1976.7.18	107	
7 スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*1	1985.12.10	1988.3.4	60	
8 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18	1981.9.3	185	○(1985.6.25)
9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書*1	1999.10.6	未発効		
10 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*1	1948.12.9	1951.1.12	140	
11 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*1	1968.11.26	1970.11.11	51	
12 奴隷改正条約*2				
(1) 1926年の奴隷条約*1 ー(*3)	1926.9.25	1927.3.9		
1926年の奴隷条約を改正する議定書*1	1953.10.23	1953.12.7	60	
(2) 1926年の奴隷条約の改正条約*2	1953.12.7	1955.7.7	98	
13 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*1	1956.9.7	1957.4.30	122	
14 人身売買及び他人の売春から搾取の禁止に関する条約	1949.12.2	1951.7.25	80	○(1958.5.1)
15 難民の地位に関する条約	1951.7.28	1954.4.22	144	○(1981.10.3)
16 難民の地位に関する議定書	1967.1.31	1967.10.4	144	○(1982.1.1)
17 無国籍の削減に関する条約*1	1961.8.30	1975.12.13	34	
18 無国籍者の地位に関する条約*1	1954.9.28	1960.6.6	62	
19 既婚婦人の国籍に関する条約*1	1957.1.29	1958.8.11	73	
20 婦人の参政権に関する条約	1952.12.20	1954.7.7	120	○(1955.7.13)
21 婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*1	1962.11.7	1964.12.9	54	
22 拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10	1987.6.26	145	○(1999.6.29)
23 拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書*1	2002.12.18	未発効	34	
24 児童の権利に関する条約	1989.11.20	1990.9.2	193	○(1994.4.22)
25 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000.5.25	2002.2.12	119	○(2004.8.2)
26 児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000.5.25	2002.1.18	124	○(2005.1.24)
27 全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*1	1990.12.18	2003.7.1	37	
28 障害者権利条約*1	2006.12.13			
29 障害者権利条約選択議定書*1	2006.12.13			
30 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20			

(2007年11月15日現在)

(*1) 仮称

(*2) 「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と、(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

(*3) 国連ホームページ上に締約国数の記載のないもの。

■ 人権に関する宣言・条約・法律など

【人権一般・人権教育等】

* 世界人権宣言[1948]
* 難民の地位に関する条約[1951]
* 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権A規約)[1966]
* 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権B規約)[1966]
* 難民の地位に関する議定書[1967]
* 宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言(抄)[1981]
* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)[1965:日本の批准は1995]
* 人間環境宣言[1972]
* 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約[1984]
* あらゆる形の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則(国連被拘禁者人権原則)[1988]
* すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約[1990]
* 国内機構の地位に関する原則(パリ原則)[1992]
* ウィーン宣言及び行動計画(抄)[1993]
* 生物の多様性に関する条約[1993]
* 先住民族の権利に関する国際連合宣言[草案][1994]
* 国際連合人権教育の10年・決議[1994]
* 人権教育のための10年行動計画[1994]
* 人権擁護施策推進法[1996]
* 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画[1997]
* 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申)[1999]
* 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律[2000]
* 人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議宣言と行動計画[2001]
* 人権救済制度の在り方について(答申)[2001]
* 人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)[2001]
* 人権教育・啓発に関する基本計画[2002]
* 人権擁護法(案)
* 人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ][2004]
* 人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ][2006]
* 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)[2006]
* 先住民族の権利に関する国連宣言[2007]
* 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ][2008]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

「世界人権宣言」

昭和23年(1948年)12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻

撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるもの

でなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつて目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「人権教育のための国連十年」（国連総会決議）（抄）

平成6年（1994年）12月23日第49回本会議

国連総会は、「国連憲章」と「世界人権宣言」にこめられた基本的で普遍的な原則に導かれ「世界人権宣言」第26条が、「教育は人間の人格の完成並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を指向する」と定めていることを再確認する。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）第13条や、「子どもの権利に関する条約」第28条など、「国連憲章」や「世界人権宣言」と同様の目的を定めた国際人権文書の諸条約を想起し、理論的次元とその実際への適用の両方にわたる人権に関する知識が教育政策のなかで優先的位置をしめるものとして確立されるべきだと勧告している国連人権委員会の1993年3月9日の決議1993/56を考慮する。

1994年3月4日の国連人権委員会決議1994/51を考慮する。この決議において人権委員会は、国連高等弁務官に対して国連人権教育の十年のための行動計画を諸目標の中に組み入れることを促すとともに、国連事務総長に対して経済社会理事会を経て第49回国連総会に国連人権教育のための行動計画を提出するよう求めていた。

人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学びまたその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程であることを国連総会は確信している。

また、あらゆる年齢の女性及び男性の尊厳と両立しうる発展の概念に人権教育が寄与すべきことをも確信するものである。そのなかには、子ども・先住民族・マイノリティ・障害者など社会を構成する多様な人々への配慮が含まなければならない。

人権教育を促進するべく、世界中のすべての地域において、教育関係者やNGO（非政府組織）、およびユネスコやILOやユニセフなどの国際機関によってなされた努力を考慮に入れる。

女性・男性・子ども一人ひとりが自らの人間的可能性を実現するために、市民的・文化的・経済的・政治的・社会的なすべての権利を認識しなければならないと確信する。

人権教育は、ジェンダーによる差別を除去し、女性の権利の擁護・促進を通じて平等な機会を保障するための重要な手立てとなると信じる。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（抜粋）

平成9年（1997年）7月4日

「人権教育のための国連10年」推進本部

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間で「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教

育のための国連 10 年推進本部を設置した。

推進本部は平成 8 年（1996 年）3 月 18 日、第一回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成 8 年（1996 年）12 月 6 日に、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連 10 年推進本部はこの国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆたのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連 10 年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

（1）冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。平成 5 年（1993 年）には、世界人権宣言採択 45 周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成 6 年（1994 年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第 49 回国連総会（平成 6 年（1994 年）12 月）では「人権教育のための国連 10 年」を決定する決議が採択された。また、平成 7 年（1995 年）9 月に北京で開催された第四回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

（2）人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成 8 年（1996 年）5 月 17 日の地域改善対策協議会意見具申に述べられているような次の認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在しない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において 21 世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

（3）翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連 10 年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

（4）この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本 10 年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

（5）さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本 10 年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかなずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

（6）また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。

このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため様々な機会をとらえて「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等を広める必要がある。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

平成 12 年（2000 年）11 月 29 日制定

平成 12 年（2000 年）12 月 6 日施行

（目 的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期目）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画

平成 14 年（2002 年）3 月 15 日閣議決定

第 1 章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号、同年 12 月 6 日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることではない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連 10 年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成 7 年 12 月 15 日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、平成 9 年 7 月 4 日、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下「国連 10 年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成 8 年 12 月には、人権擁護施策推進法が 5 年間の時限立法として制定され（平成 8 年法律第 120 号、平成 9 年 3 月 25 日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2 年余の調査審議を経た後、平成 11 年 7 月 29 日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成 12 年 11 月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第 3 条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第 7 条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連 10 年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第 1 章「はじめに」

において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

〈人権教育・啓発に関する基本計画の構成〉

第1章 はじめに

第2章 人権教育・啓発の現状

- 1 人権を取り巻く情勢
- 2 人権教育の現状
- 3 人権啓発の現状

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

- 1 人権尊重の理念
- 2 人権教育・啓発の基本的在り方
 - (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
 - (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法
 - (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

第4章 人権教育・啓発の推進方策

- 1 人権一般の普遍的な視点からの取組
 - (1) 人権教育
 - (2) 人権啓発
- 2 各人権課題に対する取組
 - (1) 女性
 - (2) 子ども
 - (3) 高齢者
 - (4) 障害者
 - (5) 同和問題
 - (6) アイヌの人々
 - (7) 外国人
 - (8) HIV感染者・ハンセン病患者等
 - ア HIV感染者等
 - イ ハンセン病患者・元患者等
 - (9) 刑を終えて出所した人
 - (10) 犯罪被害者等
 - (11) インターネットによる人権侵害
 - (12) その他
- 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等
- 4 総合的かつ効果的な推進体制等
 - (1) 実施主体の強化及び周知度の向上
 - (2) 実施主体間の連携
 - (3) 担当者の育成
 - (4) 文献・資料等の整備・充実
 - (5) 内容・手法に関する調査・研究
 - (6) (財)人権教育啓発推進センターの充実
 - (7) マスメディアの活用等
 - (8) インターネット等IT関連技術の活用

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 地方公共団体等との連携・協力
- 3 計画のフォローアップ及び見直し

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕—指導等の在り方編—」(抜粋)

平成 20 年 (2008 年) 4 月

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

はじめに

1948 年 (昭和 23 年) に国連総会において世界人権宣言が採択された。その後今日に至るまで、人権に関する様々な条約が採択されるなど、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。そして「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような努力をめぐる国境を越えた連携がますます重要となっている。

国連は、全世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004 年)を実施した。また、2004 年 (平成 16 年) 12 月には国連総会が、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を 2005 年に開始する宣言を採択し、第 1 フェーズ 2005～2007 (平成 17 年～平成 19 年)は初等中等教育に焦点を当てることを決定した。

2005 年 (平成 17 年) 7 月には、その具体的内容を定めた「行動計画改定案」(わが国は協同提案国)が国連総会において採択されている。さらに、第 1 フェーズについては、その期間を 2 年間延長することとされ、現在世界各国が計画の実施に取り組んでいるところである。

我が国も「児童の権利に関する条約」をはじめ人権関連の諸条約を締結し、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で人権に関する各般の施策を講じてきた。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、家庭・学校・地域のあらゆる場において推進されてきた。

このような人権尊重社会の実現を目指す施策や教育の推進は、一定の成果を上げてきた。しかしながら、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 14 年 3 月閣議決定。以下、「基本計画」という。)でも指摘されているように、生命・身体安全に関わる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題(注)が生じている。特に、次代を担う児童生徒(幼児を含む。以下同じ。)に関しては、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にある。さらには、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化している。

基本計画は、様々な人権問題が生じている背景として、人々の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習意識の存在」、社会の急激な変化などとともに、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないこと」等を挙げている。このため、「全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」として人権教育の重要性を指摘し、政府として人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、基本計画では、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。さらに、基本計画は、「人権教育・啓発の推進方策」として、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示している。本調査研究会議は、こうした指摘を踏まえ、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行ってきた。そして、平成 16 年 6 月には、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を公表し、人権教育とは何かということをわかりやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示すこととした。次いで、平成 16 年度以降は、都道府県・政令指定都市教育委員会の協力の下、人権教育の実践事例等を収集するとともに、これらを参考に、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討を進め、平成 18 年 1 月には、〔第二次とりまとめ〕を公表した。〔第二次とりまとめ〕は、すでに全国の学校・教育委員会へ配付され、積極的に活用されている。しかしながら、人権教育のより一層の充実を求める気運はその後高まっており、これに対処するための実践的なノウハウ等の情報を求める要請も大きくなっている。このような中であって、本調査研究会議では、全国の学校関係者等が〔第二次とりまとめ〕の示した考え方への理解を深め、実践につなげていけるよう、さらなる検討を進めてきた。その成果として、掲載事例等の充実を図るとともに、「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にこれを再編成し、今般、第三次のとりまとめに至ったものである。今後、このとりまとめが、全国の学校・教育委員会において幅広く活用され、人権教育のより一層の推進に資することとなるよう、切に願うものである。

(注) 基本計画は、「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示した上で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等の個別的課題を挙げ、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」としている。

【女性】

- * 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)[1979:日本の批准は1985]
- * 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(1997年に改正)[1986]
- * 育児休業法[1991](育児・介護休業法として1995年に改正)
- * 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言[1993]
- * 北京宣言(第4回世界女性会議)[1995]
- * 男女共同参画社会基本法[1999]
- * ストーカー行為等の規制等に関する法律[2000]
- * 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)[2001]
- * 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法[2003]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(抄)

昭和60年(1985年)7月1日条約第7号

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(d)女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務にしたがって行動することを確保すること。

「男女共同参画社会基本法」(抄)

平成11年(1999年)6月23日法律第78号

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

公布：平成13年(2001年)4月13日法律第31号

施行：平成13年(2001年)10月13日

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

【同和問題】

* 水平社宣言・綱領・決議[1922]
* 同和対策審議会答申[1965]
* 同和対策事業特別措置法[1969]
* 今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)[1981]
* 地域改善対策特別措置法[1982]
* 今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)[1984]
* 地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書[1986]
* 今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)[1986]
* 今後の地域改善対策に関する大綱[1986]
* 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律[1987]
* 今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)[1991]
* 今後の地域改善対策に関する大綱[1991]
* 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)[1996]
* 同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)[1996]
* 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行について [1997]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（意見具申）（抄）

平成8（1996年）年5月17日 地域改善対策協議会

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。

今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言える国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

同和対策審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

【子ども】

* 児童の権利宣言(ジュネーブ宣言)[1924]
* 児童憲章(日本)[1951]
* 児童の権利に関する宣言[1959]
* 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)[1989:日本の批准は1994]
* 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約 Unicef 抄訳)
* 児童の商業的性的搾取に反対する世界会議「宣言」[1996]
* 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律[1999]
* 武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書[2000]
* 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)[2000]
* 横浜グローバル・コミットメント 2001(仮訳)(第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議)[2001]
* 子どもと若者の最終アピール(第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議)[2001]
* インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)[2003]
* 次世代育成支援対策推進法[2003]
* 少子化社会対策基本法[2003]
* 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律[2008]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(抄)

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助をあたえられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第23条及び第24条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第10条)並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的、及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規程を想起し、

極めて困難な条件下で生活している児童が世界の全ての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第I部

第1条

この条約の適応上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適応される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保すべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置、その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国際法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続きに従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規程に基づくいかなる手続きにおいても、その手続きに参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の拘留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提供自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその

父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1 締約国は、児童が不法に国外に移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。

2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限の課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的の為に必要とされるものに限る。

a 他の者の権利又は信用の尊重

b 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由について児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のための民主的社会において必要なものの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。

このため、締約国は、

a 児童にとって社会面、及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

b 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

c 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

d 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

e 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害の情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法的保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法的保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、障害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

a 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

b 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。

c 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。

d 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

e 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めることとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えら

れることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

- a 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
- b 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
- c 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疫病及び栄養不良と戦うこと。
- d 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
- e 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

f 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、発展途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保健又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- a 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- b 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
- c すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

d すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

e 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

- a 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- b 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

c 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

d すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

e 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条文は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

a 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。

b 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。

c この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

a 不法な性的行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。

b 売春又は他の不法な業務において児童を搾取的に使用すること。

c わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売春又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

a いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。

b いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、拘留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

c 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

d 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてのその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについて決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

a いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

b 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。

- i 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
- ii 速やかにかつ直接的に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
- iii 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
- iv 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
- v 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
- vi 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
- vii 手続きのすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

a その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

b 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

「児童虐待の防止等に関する法律」

公布：平成12年（2000年）5月24日法律第82号

施行：平成12年（2000年）11月20日

改正：平成11年（1999年）12月22日法律第160号

施行：平成13年（2001年）1月6日

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

4 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見）

第五条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定により通告しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第二十五条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 児童相談所又は福祉事務所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の二第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第一号の規定を適用する。

（警察官の援助）

第十条 第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

（指導を受ける義務等）

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

2 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

（面会又は通信の制限）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十八条の規定により同法第二十七条第一項第三号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

（児童福祉司等の意見の聴取）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた同項第三号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同項第二号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

（親権の行使に関する配慮等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

（親権の喪失の制度の適切な運用）

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

（大都市等の特例）

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、

指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条中児童福祉法第十一条第一項第五号の改正規定及び同法第十六条の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 社会福祉士

第十一条第一項第五号を次のように改める。

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの第十六条の二第二項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 社会福祉士

第十六条の二第二項第四号を次のように改める。

四 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの第三十三条に次の二項を加える。

前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第四十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

第四十五条に次の一項を加える。

児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧法」という。）第十一条第一項第五号に該当することにより同項に規定する児童福祉司に任用されていた者は、前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第十一条第一項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き同項に規定する児童福祉司であることができる。

２ 施行日の前日において旧法第十六条の二第二項第四号に該当することにより児童相談所の所長に任用されていた者は、新法第十六条の二第二項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き児童相談所の所長であることができる。

〔第五条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の一部改正〕

附則 〔平成11年12月22日法律第160号〕 〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日

【高齢者】

* 高齢者のための国連原則[1991]
* 高齢社会対策基本法[1995]
* 高齢社会対策大綱[1996]
* 介護保険法[1998]
* 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)[2000]
* 高齢社会対策大綱[2001]
* 高齢化に関するマドリッド国際行動計画 2002[2002]
* 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)[2002]
* 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律[2005]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

「高齢社会対策の大綱について」(抜粋)

平成 13 年 12 月 28 日 閣議決定

第 1 目的及び基本姿勢

1 大綱策定の目的

我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、経済社会の重層的な転換とあいまって国民生活に広範な影響を及ぼしている。今後、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行する。

こうした中で、国民の一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立していくためには、経済社会のシステムがこれからの高齢社会にふさわしいものとなるよう不断に見直し、個人の自立や家庭の役割を支援し、国民の活力を維持・増進するとともに、自助、共助及び公助の適切な組合せにより安心できる暮らしを確保するなど、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図る必要がある。

このため、高齢社会対策基本法(以下「法」という。)第 6 条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第 2 条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。(1) 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会(2) 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会(3) 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO(非営利活動団体)、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

(2) 予防・準備の重視

高齢期における健康面、経済面、社会関係等に係る問題について、そのような問題が生じてから対処することにとどまらず、国民の生涯にわたる施策の体系的な展開を図るものとする。特に、若年期から資産形成、健康づくり、学習、社会参加等に取り組み、高齢期における問題を予防し、老後に備えるという国民の自助努力を支援するものとする。

(3) 地域社会の機能の活性化

高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するように、地域の高齢化の状況、都市・農山漁村の別その他の社会的・経済的特性に応じて、必要な条件整備を図るものとする。

(4) 男女共同参画の視点

高齢期の男女差、特に男性より平均余命の長い女性高齢者の暮らし方、経済状況、健康問題等の実態を踏まえ、生涯を通じて男女が生き生きと安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って施策を推進するものとする。

(5) 医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用

医療・福祉、情報通信等に係る先端的な科学技術の成果が、高齢者にも広く行き渡るよう、研究開発及び活用の

両面での条件整備を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

高齢社会対策の一層の推進を図るため、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎える十数年後を念頭に置き、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を次のとおり設定し、関連施策の総合的な推進を図るものとする。

1 多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援

高齢者の多様性に配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するものとする。

高齢期の自立支援に当たっては、高齢者が様々な生き方を主体的に選択することができるよう、配慮するものとする。特に、今後は、高齢期においても活動的で年齢にとらわれずに多様なライフスタイルを実践したいとする者が増えるとともに、一人暮らしや要介護等の高齢者も増えることが予想されることを踏まえ、これらの者に対応した施策の展開を図るものとする。

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。

3 世代間の連帯強化

高齢者と若い世代の連帯を強化するため、次の取組を行うものとする。

家族における世代間の関係については、国民がその家族構成等に応じて世代間で連帯していくことができるよう、必要な条件整備を図るものとする。

また、社会保障制度等における世代間の関係については、より世代間に公平なものとなるように給付と負担の均衡を図るとともに、負担能力のある者には、年齢にかかわらず、能力に応じ公平に負担を求めるものとする。あわせて、教育又は社会参加の場を通じて、社会保障制度等を支える世代間の連帯の意識を若い世代に育むため、その環境整備を図るものとする。

さらに、就業その他の多様な社会的活動への高齢者と若い世代の共同参画を促進するとともに、世代間の交流の活性化を図るものとする。

4 地域社会への参画促進

高齢者の地域社会への参画を促進するため、シルバー人材センターやNPO等の活動基盤の整備及び地域に密着した起業の円滑化の環境整備を図るものとする。

また、誰もが活動しやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共交通機関、道路、交通安全施設、公共施設、住宅等の生活環境のバリアフリー化を推進するものとする。

さらに、就業世代を含め生涯を通じた地域社会への参画を促進するため、働き方の多様化・柔軟化、労働時間の短縮、職住近接のまちづくり等を進めるものとする。

これらの横断的な取組の推進に資するため、加齢又は高齢社会に係る政策に関する学際的な研究及び評価を推進するものとする。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

公布：平成17年11月9日法律第124号

施行：平成18年4月1日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、

関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

【障がい者】

* 障害者の雇用の促進等に関する法律[1960]
* 障害者基本法[1970]
* 精神薄弱者の権利宣言[1971]
* 障害者の権利に関する宣言[1975]
* 障害者の機会均等化に関する基準規則[1993]
* 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(旧「精神衛生法」[1950]・「精神保健法」[1987])[1995]
* 障害のある人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する米州条約[1999]
* 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)[2000]
* 障害者に関する世界行動計画[2001]
* 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律[2002]
* 身体障害者補助犬法[2002]
* 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)[2002]
* 障害者基本計画[2002]
* 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律[2003]
* 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律[2003]
* 障害者基本法[2004 改正]
* 発達障害者支援法[2004]
* 障害者自立支援法[2005]
* 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律[2008]

【関連する宣言・条約・法規等の抜粋】

「障害者の権利宣言」

1975 年 12 月 9 日

国連総会決議 3447 (第 30 回会期)

総会は、

- ・国際連合憲章のもとにおいて、国連と協力しつつ、生活水準の向上、完全雇用、経済・社会の進歩・発展の条件を促進するため、この機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟諸国の誓約に留意し、
 - ・国際連合憲章において宣言された人権及び基本的自由並びに平和、人間の尊厳と価値及び社会正義に関する諸原則に対する信念を再確認し、
 - ・世界人権宣言、国際人権規約、児童権利宣言及び精神薄弱者の権利宣言の諸原則並びに国際労働機関、国連教育科学文化機関、世界保健機関、国連児童基金及び他の関係諸機関の規約、条約、勧告及び決議において社会発展を目的として既に定められた基準を想起し、
 - ・障害防止及び障害者のリハビリテーションに関する 1975 年 5 月 6 日の経済社会理事会決議 1921 (第 58 回会期) をも、また想起し、
 - ・社会の進歩及び発展に関する宣言が心身障害者の権利を保護し、またそれらの福祉及びリハビリテーションを確保する必要性を宣言したことを強調し、
 - ・身体的・精神的障害を防止し、障害者が最大限に多様な活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助し、また可能な限り彼らの通常の生活への統合を促進する必要性に留意し、
 - ・若干の国においては、その現在の発展段階においては、この目的のために限られた努力しか払い得ないことを認識し、
 - ・この障害者の権利に関する宣言を宣言し、かつこれらの権利の保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確保するための国内的及び国際的行動を要請する。
- 1 「障害者」という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する。
 - 2 障害者は、この宣言において掲げられるすべての権利を享受する。これらの権利は、いかなる例外もなく、かつ、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくはその他の意見、国若しくは社会的身分、貧富、出生又は障害者自身若しくはその家族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなく、すべての障害者に認められる。
 - 3 障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。
 - 4 障害者は、他の人々と同等の市民権及び政治的権利を有する。「精神薄弱者の権利宣言」の第 7 条は、精神薄弱者のこのような諸権利のいかなる制限又は排除にも適用される。
 - 5 障害者は、可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある。

6 障害者は、補装具を含む医学的、心理学的及び機能的治療、並びに医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業教育、訓練リハビリテーション、介助、カウンセリング、職業あつ旋及びその他障害者の能力と技能を最大限に開発でき、社会統合又は再統合する過程を促進するようなサービスを受ける権利を有する。

7 障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。

障害者は、その能力に従い、保障を受け、雇用され、または有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し、労働組合に参加する権利を有する。

8 障害者は、経済社会計画のすべての段階において、その特別のニーズが考慮される資格を有する。

9 障害者は、その家族又は養親とともに生活し、すべての社会的活動、創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。障害者は、その居所に関する限り、その状態のため必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である場合以外、差別的な扱いをまねがれる。もし、障害者が専門施設に入所することが絶対に必要であっても、そこでの環境及び生活条件は、同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通ったものであるべきである。

10 障害者は、差別的、侮辱的又は下劣な性質をもつ、あらゆる搾取、あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護されるものとする。

11 障害者は、その人格及び財産の保護のために適格なる法的援助が必要な場合には、それらを受け得るようにされなければならない。もし、障害者に対して訴訟が起こされた場合には、その適用される法的手続きは、彼らの身体的精神的状態が十分に考慮されるべきである。

12 障害者団体は、障害者の権利に関するすべての事項について有効に協議を受けるものとする。

13 障害者、その家族及び地域社会は、この宣言に含まれる権利について、あらゆる適切な手段により十分に知らされるべきである。

「障害者に関する世界行動計画」についての国連総会決議（抄）

第56回国連総会 2001年12月19日採択

国連総会決議 56/115

「障害者に関する世界行動計画の実施：21世紀における万人のための社会に向けて」

国連総会は、

国連憲章の目的及び原則を想起し、また、関連人権文書（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（注1）及び子どもの権利条約（注2）を含む。）に含まれる義務を再確認し、

また、障害者に関する世界行動計画を採択した1982年12月3日の国連総会決議 37/52（注3）、障害者の機会均等化に関する基準規則を採択した1993年12月20日の国連総会決議 48/96、1994年12月23日の国連総会決議 49/153、1995年12月21日の国連総会決議 50/144、1997年12月12日の国連総会決議 52/82 及び1999年12月17日の国連総会決議 54/121 を想起し、

さらに、障害者の機会均等化及び人権に関するあらゆる関連国連総会決議並びに経済社会理事会決議及びその機能委員会の関連決議を想起し、

国連ミレニアムサミットにおいて2000年9月8日に国家及び政府首脳により採択された国連ミレニアム宣言（注4）を想起し、また、障害者のあらゆる人権及び基本的自由を促進しかつ保護する必要を認め、

アクセスしやすい環境、情報及び通信技術、保健、教育及び社会サービス、雇用並びに持続可能な生活に対して特別の関心を払う、基準規則及び関連決議の関連規定を実施するための政府の活動（政府間機構及び非政府組織の関連活動を含む。）に感謝をもって留意し、

主要な国連会議及びサミット並びにそれぞれの継続的再検討の成果を再確認し、

障害者の権利及び福祉を促進し、ひいては、障害者の完全参加及び平等を確保することを目的とする、主要な国連会議及びサミットの成果の実施に関する国連事務総長の評価、並びに、障害を生じさせる条件を予防することを目的として国連システムによりとられた措置に感謝をもって留意し、

2001年8月31日から9月8日まで南アフリカのダーバンで開催された、人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議が、障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関する総合的かつ包括的な国際条約（特に、障害者に影響を及ぼす差別的慣行及び取扱に対応した規定を含む。）の作成を検討するよう国連総会に対して要請したことに留意し、

障害者の人権の促進及び保護に関する非政府組織の重要な役割を認め、また、これと関連して、障害者の権利条約を促進する際になされる当該組織の作業に留意し、

障害者により障害者のために障害者と共同して、持続可能な生活の機会を創出するために基準規則を促進する国内能力の向上を支援する際の、障害に関する国連自発的基金の貴重な作業に感謝をもって留意し、

また、障害者に関連した小地域、地域及び国際セミナー及び会議の重要な貢献に感謝をもって留意し、

万人のための社会を実現するために、平等を基礎として、障害者の権利並びに経済的、社会的、文化的及び政治的生活における障害者の完全かつ効果的な参加を促進するための効果的な政策及び戦略を採用しかつ実施する必要を認識し、

障害者に関連する国際会議（2002年に日本で開催される障害者インターナショナル第6回世界会議を含む。）を開催するという率先性を歓迎し、

障害問題に対する意識及び感度の改善並びに障害者の人権尊重が、これまで世界中の障害者の生活の質を改善するには十分でなかったことを憂慮し、

武力紛争の状況が障害者の人権にとって特に惨害たる結果をもたらし続けていることに強い憂慮を表明し、障害に対する感度の高い主題、計画策定及び評価に関する時宜を得た信頼できるデータの重要性和、障害者の人口に関するデータを収集しかつ編纂するための実際的な統計手法を更に開発する必要性とを認め、科学技術（特に情報及び通信技術）が、障害者のアクセシビリティ及び雇用を改善し、かつ、彼（女）らの完全かつ効果的な参加及び平等を促進するための新たな可能性を提供することを強調し、また、万人のための社会という普遍的目的を達成する一つの手段である情報及び通信技術を容易にする際の国連の率先性を歓迎し、

1. 障害者に関する世界行動計画（注3）の実施に関する国連事務総長報告書（注6）に感謝をもって留意する。
2. 社会のあらゆる部門において障害者の権利と障害者による障害者のための障害者と共同した更なる機会均等化とを向上するための、政府、関連国連機関及び機構（関連ブレトンウッズ体制を含む。）並びに非政府組織の多くの率先性及び活動を歓迎する。
3. 障害者の機会均等化に関する基準規則の実施を監視する際に社会開発委員会の障害特別報告者によりその第3期目の任務（2000年から2002年）においてなされた貴重な作業に感謝をもって留意し、また、当該特別報告者の作業を支援する際になされた国連人権高等弁務官の作業に感謝をもって留意する。
4. 障害者に関する関連国連決議及び合意ある国際基準（特に、基準規則）の実施を促進するために、また、より一層インクルーシブな社会を促進するための戦略、政策及び計画を策定する際に、アクセシビリティ、保健、教育、社会サービス（訓練及びリハビリテーションを含む。）、セーフティネット、雇用並びに持続可能な生活に焦点を合わせるにより障害者の機会均等化を更に進めるために、具体的な措置を継続してとるよう、政府、政府間機構、非政府組織及び民間部門に対して奨励する。
5. 既存のプラン及び優先性を完全に実施するための十分な資源の分配並びに障害問題の促進及び意識のための取り決めの創出又は強化を通じて、障害者のための国内プランの採用以上の前進をするためのあらゆる必要な措置をとるよう政府に対して要請し、またこれに関しては、国際協力を通じて国内的努力を支援する重要性を強調する。
6. 障害問題に対する意識及び感度を増大し、障害者差別と闘いかつそれを克服し、かつ、障害者の社会への完全かつ効果的な参加を更に進めるという観点から、障害者による障害者のための障害者と共同した実際の行動（公的な情報キャンペーンを含む。）を継続してとるよう、政府、政府間機構及び非政府組織に対して奨励する。
7. 障害者に関する世界行動計画の実施の実現に貢献している非政府組織に対する政府支援を継続するよう、政府に対して奨励する。
8. また、貧困根絶、教育促進及び雇用向上を目的とする戦略及びプランを形成する際には、そこに障害者を含めるよう、政府に対して奨励する。
9. 障害者の権利を促進する際に、障害者に関する経験、調査及び勧告を共有することにより、国連事務局社会政策開発部の障害計画と緊密に関連させて作業（実地レベルでの活動を含む。）を継続するよう、国連システムの関連機関及び機構（関連人権条約機構及び地域委員会を含む。）、政府間機構及び組織並びに非政府組織に対して奨励する。
10. 障害に関するグローバルな統計及び指標を継続的に開発する際に国連事務局統計部と協力するよう政府に対して奨励し、また、国内データ収集システム（適当なものとして、障害者に関するデータの編纂及び頒布並びにデータ収集及び障害統計手法の開発を含む。）のための国内能力を構築するために当該統計部の技術援助を利用するよう政府に対して要請する。
11. 障害者の社会統合並びに彼（女）らの人権の保護及び促進に特に強調を置き、障害を持つ少女及び女性、障害を持つ高齢者並びに発達及び精神障害を持つ人に特別の保護を提供するよう、政府、政府間機構及び非政府組織に対して奨励する。
12. 政策及び計画を発展する際には（基準規則の実施を含む。）、国連システムと協働して、障害児及びその家族の権利、必要及び福祉に特別の関心を払うよう、政府に対して奨励する。
13. 世界行動計画及び基準規則を完全に実施するための触媒的かつ革新的活動（障害特別報告者の作業を含む。）を支援する、障害に関する国連自発的基金の能力を強化するという観点から当該基金への支援を継続するよう、また、本決議に示された活動の優先事項に強調を置き国内能力を構築する活動を支援するよう、政府、政府間機構、関連非政府組織及び民間部門に対して奨励する。
14. 障害者のあらゆる人権を促進するため、障害者差別を撤廃するため、世界行動計画を更に実施するため、また、恩恵者と意志決定者の両方として障害者を技術協力活動に統合する努力をするため、国連システムの関連機関及び機構、地域的及び政府間機構及び組織並びに非政府組織の率先性を継続して支援するよう、国連事務総長に対して要請する。
15. 障害者のために国連のアクセシビリティを改善する際になされた努力について国連事務総長に感謝し、また、バリアフリー環境を提供するために策定されたプランを継続して実施するよう、国連事務総長に対して奨励する。
16. 世界行動計画についての2002年の第4回定期的再検討及び評価（当該再検討のために提案された枠組を含む。）のために国連事務総長がその報告書（注6）において提案した準備を歓迎し、また、当該再検討及び評価に基づく調査及び勧告についての報告書（本決議の実施に関する報告書を含む。）を社会開発委員会及び経済社会理事会を通じて第58回国連総会に提出するよう、国連事務総長に対して要請する。

「障害者基本法」(2004 年改正)(抜粋)

心身障害者対策基本法(公布時)

障害者基本法(平成 5 年法律第 94 号で改題)

改正:平成 16 年 6 月 4 日法律第 80 号

施行:平成 16 年 6 月 4 日(附則第 1 条ただし書き前段:未確認,同後段:平成 19 年 4 月 1 日)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(基本的理念)

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の理解)

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(障害者基本計画等)

第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつ

てはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

「発達障害者支援法」(抜粋)

公布：平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号

施行：平成 17 年 4 月 1 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じた適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

「障害のある人の権利に関する条約（仮訳）」〔抄〕

川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付）

前文

この条約の締約国は、

- (a) 世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものとして、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利を認める国際連合憲章において宣明された原則を想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての者はいかなる区別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、
- (c) すべての人権及び基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性及び相互関連性、並びに障害のある人に対してすべての人権及び基本的自由の差別のない完全な享有を保障する必要性を再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、子どもの権利に関する条約並びにすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害〔ディスアビリティ〕が形成途上にある〔徐々に発展している〕概念であること、また、障害が機能障害〔インペアメント〕のある人と態度及び環境に関する障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害のある人の機会均等化に関する基準規則に規定する原則及び政策指針が、障害のある人の機会を一層均等化するための国内的、地域的及び国際的な政策、立案、計画及び行動の促進、形成及び評価に影響を及ぼすに当たり重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害問題の主流化が重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対しても障害に基づく差別が人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) 更に、障害のある人の多様性を認め、
- (j) 障害のあるすべての人（一層多くの支援を必要とする障害のある人を含む。）の人権を促進し及び保護する必要性を認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害のある人が、世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国、特に開発途上国における障害のある人の生活状況を改善するために国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害のある人が、地域社会の全般的な福利及び多様性に対して既に又は潜在的に貴重な貢献をしていることを認め、また、障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、障害のある人の帰属意識が高められること並びに社会の人間的、社会的及び経済的開発並びに貧困の根絶に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害のある人にとって、その個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害のある人が、政策及び計画（障害のある人に直接関連のある政策及び計画を含む。）に係る意思決定過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的、先住的若しくは社会的出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害のある人の置かれた困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女性及び少女が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、子どもの権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害のある人による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力にジェンダーの視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害のある人の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、これに関しては、障害のある人に及ぼす貧困の悪影響に取り組むことが緊要であることを認め、
- (u) 国際連合憲章に規定する目的及び原則の完全な尊重並びに適用のある人権文書の遵守に基づく平和及び安全の状況が、障害のある人、特に武力紛争下及び外国の占領下の障害のある人の完全な保護に不可欠であることに留意し、
- (v) 障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たり、物理的、社会的、経済的及び文化的環境、保健〔健康〕及び教育並びに情報通信についてのアクセシビリティが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと、並びに国際人権章典において認められる権利の促進及び遵守のために努力する責任を有することを認識し、
- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であり、かつ、社会及び国による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害のある人及びその家族の構成員が、障害のある人の権利の完全かつ平等な享有に家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び援助を受けるべきであることを確信し、
- (y) 障害のある人の権利及び尊厳を促進し及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国の双方において、障害のある人の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと、並びに市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野への障害のある人の平等な機会を伴う参加を促進することを確信して、次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害〔ディスアビリティ〕のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害〔インペアメント〕のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。

第2条 定義

この条約の適用上、

「コミュニケーション〔意思伝達・通信〕」とは、筆記〔文字言語〕、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式（アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕を含む。）とともに、言語、文字表示〔文字表記〕、点字、触覚による意思伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなしに、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。「ユニバーサルデザイン」は、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた補装具〔補助器具〕が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び人の自立に対する尊重
- (b) 非差別〔無差別〕
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン
- (d) 差異の尊重、並びに人間の多様性の一環及び人類の一員としての障害のある人の受容
- (e) 機会の平等〔均等〕
- (f) アクセシビリティ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重、及び障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる種類の差別もない、障害のあるすべての人のすべての人権及び基本的自由の完全な実現を確保し及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利を実施するため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法措置を含む。）をとること。
- (c) すべての政策及び計画において、障害のある人の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約に合致しないいかなる行為又は慣行をも差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従い行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別をも撤廃するためのすべての適切な措置をとること。
- (f) 第2条に定めるユニバーサルデザインを用いた物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設についての研究及び開発を開始し又は促進すること。この場合において、これらの物品〔製品〕、サービス、備品〔設備〕及び施設は、障害のある個人に特有の必要〔ニーズ〕を満たすため、それらの供給及び使用を促進するため並びに基準及び指針の策定の際のユニバーサルデザインの採用を促進するため、可能な限り最小の調整及び最小の費用を要するものとすべきである。
- (g) 負担可能な費用の技術〔機器〕を優先して、障害のある人に適した新たな技術〔機器〕（情報通信技術〔情報通信機器〕、移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕を含む。）についての研究及び開発を開始し又は促進すること、並びにそのような新たな技術〔機器〕の供給及び使用を促進すること。
- (h) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕（新たな技術〔機器〕を含む。）に関する並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設〔設備〕に関するアクセシブルな情報を障害のある人に提供すること。
- (i) この条約において認められる権利により保障される支援及びサービスを一層効果的に提供するため、障害のある人と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する訓練を促進すること。

2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段〔資源〕の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で措置をとることを約束する。ただし、この規定は、この条約に含まれる義務であって国際法に基づいて即時的に適用可能なもの

に影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策を策定し及び実施するに当たり、並びに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人（障害のある子どもを含む。）を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に関与させる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、障害のある人の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し又は逸脱してはならない。

5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第5条 平等及び非差別〔無差別〕

1 締約国は、すべての者が、法律の前及び下において平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等な保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害のある人に保障する。

3 締約国は、平等を促進し及び差別を撤廃するため、合理的配慮が行われることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

4 障害のある人の事実上の平等を促進し又は達成するために必要な特定の措置は、この条約に定める差別と解してはならない。

第6条 障害のある女性

1 締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる。

第7条 障害のある子ども

1 締約国は、障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための必要な措置をとる。

2 障害のある子どもに関するあらゆる決定において、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。

3 締約国は、障害のある子どもが、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を有することを確保する。この場合において、障害のある子どもの意見は、他の子どもとの平等を基礎として、その年齢及び成熟度に応じて十分に考慮されるものとする。締約国は、また、障害のある子どもが、当該権利を実現〔行使〕するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。

第8条 意識向上

1 締約国は、次のための即時的、効果的かつ適切な措置をとることを約束する。

(a) 障害のある人の置かれた状況に対する社会全体（家族を含む。）の意識の向上、並びに障害のある人の権利及び尊厳に対する尊重の促進

(b) あらゆる生活領域における障害のある人に対する固定観念、偏見及び有害慣行（性及び年齢を理由とするものを含む。）との闘い

(c) 障害のある人の能力及び貢献に対する意識の促進

2 このため、締約国が講ずる措置には、次のことを含む。

(a) 次のために、効果的な公衆啓発活動を開始し及び維持すること。

(i) 障害のある人の権利を受容する態度の育成

(ii) 障害のある人に対する肯定的認識及び一層高い社会的意識の促進

(iii) 障害のある人の技能、功績及び能力並びに職場及び労働市場への貢献に対する認識の促進

(b) すべての段階の教育制度、特に幼年期からのすべての子どもの教育制度において、障害のある人の権利を尊重する態度を促進すること。

(c) すべての媒体〔メディア〕機関が、この条約の目的に合致するように障害のある人を描写するよう奨励すること。

(d) 障害のある人及びその権利に対する意識を向上させるための訓練計画を促進すること。

第9条 アクセシビリティ

1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムを含む。）、並びに公衆に開かれ又は提供される他の施設〔設備〕及びサービスにアクセスすることを確保するための適切な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティについての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設〔設備〕（学校、住居、医療施設〔医療設備〕及び職場を含む。）

(b) 情報サービス、通信サービスその他のサービス（電子サービス及び緊急時サービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。

- (a) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスのアクセシビリティに関する最低基準及び指針を策定し及び公表すること、並びにこれらの最低基準及び指針の実施を監視〔モニター〕すること。
- (b) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスを提供する民間主体が、障害のある人にとってのアクセシビリティのあらゆる側面を考慮に入れることを確保すること。
- (c) 障害のある人が直面するアクセシビリティに係る問題についての訓練をすべての関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕において、点字表示及び読みやすく理解しやすい形式の表示を提供すること。
- (e) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕のアクセシビリティを容易にするためのライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。）のサービスを提供すること。
- (f) 障害のある人が情報にアクセスすることを確保するため、障害のある人に対する他の適切な形態の援助及び支援を促進すること。
- (g) 障害のある人が新たな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システム（インターネットを含む。）にアクセスすることを促進すること。
- (h) 早い段階において、アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムに関する設計、開発、生産及び分配を、それらを最小の費用でアクセシブルにするようにして促進すること。

第 10 条 生命に対する権利

締約国は、すべての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認し、また、障害のある人が他の者との平等を基礎として当該権利を効果的に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

第 11 条 危険のある状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法、特に国際人道法及び国際人権法に基づく義務に従い、危険のある状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）における障害のある人の保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとる。

第 12 条 法律の前における平等な承認

- 1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が、障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反及び不当な影響を生じさせないこと、障害のある人の状況に対応し及び適合すること、可能な限り最も短い期間に適用すること、並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査に服することを確保するものとする。当該保護は、当該措置が障害のある人の権利及び利益に及ぼす影響の程度に対応したものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、財産の所有又は相続についての、自己の財務管理についての並びに銀行貸付、抵当その他の形態の金融上の信用への平等なアクセスについての障害のある人の平等な権利を確保するためのすべての適切かつ効果的な措置をとる。締約国は、また、障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第 13 条 司法へのアクセス

- 1 締約国は、障害のある人がすべての法的手続（調査〔捜査〕段階その他の予備段階のものを含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を行うこと等により、障害のある人が他の者との平等を基礎として司法に効果的にアクセスすることを確保する。
- 2 締約国は、障害のある人が司法に効果的にアクセスすることを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適切な訓練を促進する。

第 14 条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、次のことを確保する。
 - (a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自由を不法に又は恣意的に奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従い行われること、及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在により正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害のある人が、いずれの手続を通じても自由を奪われた場合には、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること、並びにこの条約の趣旨及び原則に従い取り扱われること（合理的配慮を行うことによるものを含む。）を確保する。

第 15 条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2 締約国は、障害のある人が拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることを、他の者との平等を基礎として防止するため、すべての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第 16 条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（これらのジェンダーを理由とする状況を含む。）から障害のある人を保護するためのすべての適切な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 締約国は、また、搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し及び報告する方法に関する情報及び教育を提供すること等を通じて、特に、障害のある人並びにその家族及び介助者に対してジェンダー及び年齢を考慮した適切な形態の援助及び支援を行うことを確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、保護サービスが年齢、ジェンダー及び障害を考慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害のある人向けのすべての施設〔機関・設備〕及び計画が、独立した当局により効果的に監視〔モニター〕されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害のある人の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰〔社会的再統合〕を促進するためのすべての適切な措置（保護サービスの提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害のある人の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を促進する環境において行われるものとし、ジェンダー及び年齢に特有の必要〔ニーズ〕を考慮に入れる。

5 締約国は、障害のある人に対する搾取、暴力及び虐待の事案が明らかにされ、調査〔捜査〕され、かつ、適切な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女性及び子どもに重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第 17 条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護

障害のあるすべての人は、他の者との平等を基礎として、その身体的及び精神的なインテグリティ〔不可侵性〕を尊重される権利を有する。

第 18 条 移動の自由及び国籍

1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、移動の自由、居所を選択する自由及び国籍についての権利を認めるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、国籍を取得し及び変更する権利を有すること、並びにその国籍を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

(b) 障害のある人が、国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し及び利用する法的資格、又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされることのある関連手続（出入国手続等）を行う法的資格を、障害を理由として奪われないこと。

(c) 障害のある人が、いずれの国（自国を含む。）からも離れる自由を有すること。

(d) 障害のある人が、自国に入学する権利を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

2 障害のある子どもは、出生の後直ちに登録されるものとする。障害のある子どもは、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、可能な限りその親を知りかつその親によって養育される権利を有する。

第 19 条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。

(b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

第 20 条 個人の移動性

締約国は、障害のある人が可能な限り自立〔自律〕して移動することを確保するための効果的な措置をとるものとし、特に次のことを行う。

(a) 障害のある人が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担可能な費用で移動することを容易にすること。

(b) 障害のある人が、質の高い移動補助具、補装具〔補助器具〕、支援技術〔支援機器〕、ライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者のサービスにアクセスすることを、特に、これらを負担可能な費用で利用可能なものとするにより容易にすること。

(c) 障害のある人に対し及び障害のある人と共に行動する専門職員に対し、移動技能の訓練を提供すること。

(d) 移動補助具、補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕を生産する主体が、障害のある人の移動のあらゆる側面を考慮に入れるよう奨励すること。

第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第 2 条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、様々な種類の障害に適応したアクセシブルな様式及び技術〔機器〕により、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。
- (c) 一般公衆にサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間主体が、情報及びサービスを障害のある人にとってアクセシブルかつ使用可能な様式で提供するように勧奨すること。
- (d) 大衆媒体〔マス・メディア〕（インターネットで情報を提供する主体を含む。）が、そのサービスを障害のある人にとってアクセシブルなものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

第 22 条 プライバシーの尊重

1 障害のあるいかなる人も、居住地又は生活様式のいかなる問わず、そのプライバシー、家族、家庭又は通信その他の形態のコミュニケーションを恣意的に若しくは不法に干渉され、又は名誉及び信用を不法に攻撃されることはない。障害のある人は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害のある人の個人情報、健康に関連する情報及びリハビリテーションに関連する情報についてのプライバシー〔秘密性〕を保護する。

第 23 条 家庭及び家族の尊重

1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び親族関係に係るすべての事項に関し、障害のある人に対する差別を撤廃するための効果的かつ適切な措置をとるものとし、次のことを確保する。

- (a) 婚姻をすることのできる年齢にある障害のあるすべての人が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし及び家族を形成する権利を認めること。
 - (b) 障害のある人が、子どもの数及び出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利、並びにその年齢に適した方法で生殖・出産及び家族計画に関する情報及び教育にアクセスする権利を認めること。また、障害のある人がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供すること。
 - (c) 障害のある人（障害のある子どもを含む。）が他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。
- 2 締約国は、子どもの後見、監督、管財、養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度についての障害のある人の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子どもの最善の利益は至上である。締約国は、障害のある人が子どもの養育についての責任を遂行するに当たり、その者に対して適切な援助を与える。
- 3 締約国は、障害のある子どもが家族生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現するため並びに障害のある子どもの隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある子ども及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。
- 4 締約国は、子どもがその親の意思に反してその親から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が、司法の審査に従うことを条件として、適用のある法律及び手続に従い、その分離が子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、子どもは、その子どもの障害又は一方若しくは両方の親の障害を理由として親から分離されない。
- 5 締約国は、最も近い関係にある家族〔親及び兄弟姉妹〕が障害のある子どもを監護〔ケア〕することができない場合には、より広い範囲の家族の中で代替的な監護〔ケア〕を提供し、また、これが不可能なときは、地域社会の中の家庭的な環境で代替的な監護〔ケア〕を提供するためのすべての努力を行うことを約束する。

第 24 条 教育

1 締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことを目的とするものを確保する。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること。また、人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害のある人が、その人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1 の権利を実現するに当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、その生活する地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。
 - (c) 各個人の必要〔ニーズ〕に応じて合理的配慮が行われること。
 - (d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にするために必要とする支援を一般教育制度の下で受けること。
 - (e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効

果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害のある人が教育制度及び地域生活に完全かつ平等に参加することを容易にするための生活技能及び社会性の発達技能を習得することを可能としなければならない。このため、締約国は、次のことを含む適切な措置をとる。

(a) 点字、代替文字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式、並びに歩行技能の習得を容易にすること。また、ピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕及びピア・メンタリング〔障害のある人相互による助言・指導〕を容易にすること。

(b) 手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること。

(c) 盲人、ろう者又は盲ろう者（特に子どもの盲人、ろう者又は盲ろう者）の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること。

4 締約国は、1 の権利の実現を確保することを容易にするため、手話又は点字についての適格性を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用するための並びに教育のすべての段階において教育に従事する専門家及び職員に対する訓練を行うための適切な措置をとる。この訓練には、障害に対する意識の向上、適切な拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式の使用、並びに障害のある人を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れなければならない。

5 締約国は、障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができるとを確保する。このため、締約国は、障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保する。

第 25 条 健康

締約国は、障害のある人が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害のある人がジェンダーを考慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）にアクセスすることを確保するためのすべての適切な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 障害のある人に対し、他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担可能な費用の保健サービス（性及び生殖に関する保健サービス、並びに地域社会の公衆衛生計画を含む。）を提供すること。

(b) 障害のある人が特にその障害のために必要とする保健サービスを提供すること。当該保健サービスには、適切な場合には早期発見及び早期介入〔早期治療〕が含まれるとともに、二次障害〔新たに出現する障害〕、特に子ども及び高齢者の二次障害を最小にし及び予防するためのサービスが含まれる。

(c) 当該保健サービスを、障害のある人自身が属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで提供すること。

(d) 保健の専門家に対し、他の者と同一の質の医療〔ケア〕（特に、十分な説明に基づく自由な同意に基づいたもの）を障害のある人に提供するように要請すること。このため、締約国は、特に、障害のある人の人権、尊厳、自律及び必要〔ニーズ〕に対する意識が高められるように、公的及び私的な保健部門のために訓練活動を先導し及び倫理規則を普及する。

(e) 健康保険及び国内法において生命保険が認められている場合には生命保険が障害のある人に対して公正かつ妥当な方法で提供されるものとし、これらの保険の提供に当たり障害のある人に対する差別を禁止すること。

(f) ヘルス・ケア若しくは保健サービス又は食料若しくは飲料の提供が障害に基づいて差別的に拒否されることを防止すること。

第 26 条 ハビリテーション及びリハビリテーション

1 締約国は、障害のある人が、最大限の自立〔自律〕、十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力、並びに生活のあらゆる側面への完全なインクルージョン及び参加を達成しかつ維持することを可能とするため、特にピア・サポート〔障害のある人相互による支援〕を活用して、効果的かつ適切な措置をとる。このため、締約国は、特に保健、雇用、教育及び社会サービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的〔多様〕なサービス及び計画を企画し、強化し及び拡張する。この場合において、これらのサービス及び計画は、次のとおりとする。

(a) 可能な限り最も早い段階で開始すること、並びに個人の必要〔ニーズ〕及び能力〔長所〕に関する学際的な評価に基づくこと。

(b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への障害のある人の参加及びインクルージョンを容易にするものであること、障害のある人により任意〔自由〕に受け入れられるものであること、並びに障害のある人により自己の属する地域社会（農村を含む。）に可能な限り近くで利用されることができること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期訓練及び継続訓練の充実を促進する。

3 締約国は、障害のある人向けの補装具〔補助器具〕及び支援技術〔支援機器〕であって、ハビリテーション及びリハビリテーションを容易にするものの供給、知識及び使用を促進する。

第 27 条 労働及び雇用

1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める。この権利には、障害のある人にとって開かれ、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会についての権利を含む。締約国は、特に次のことのための適切な措置（立法措置を含む。）をとることにより、障害のある人（雇用の過程で障害を持つこととなった者を含む。）のために労働についての権利の実現を保障し及び促進する。

- (a) あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
 - (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（平等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（いやがらせ〔ハラスメント〕からの保護を含む。）及び苦情救済についての障害のある人の権利を保護すること。
 - (c) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、職業上の権利及び労働組合の権利を行使することができることを確保すること。
 - (d) 障害のある人が、一般公衆向けの技術指導及び職業指導に関する計画、職業紹介サービス並びに継続的な職業訓練サービスに効果的にアクセスすることを可能とすること。
 - (e) 労働市場における障害のある人の雇用機会及び昇進を促進すること。また、障害のある人が職業を求め、それに就き、それを継続し及びそれに復帰する際の支援を促進すること。
 - (f) 自己雇用〔自営〕の機会、企業家精神〔アントレプレナーシップ〕、協同組合の組織及び自己の事業の開始〔起業〕を促進すること。
 - (g) 公的部門において障害のある人を雇用すること。
 - (h) 適切な政策及び措置を通じて、民間部門における障害のある人の雇用を促進すること。これらの政策及び措置には、積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。
 - (i) 職場において障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保すること。
 - (j) 障害のある人が開かれた労働市場において職業経験を得ることを促進すること。
 - (k) 障害のある人の職業リハビリテーション及び専門リハビリテーション、職業維持並びに職場復帰の計画を促進すること。
- 2 締約国は、障害のある人が奴隷状態又は隷属状態に置かれぬこと及び強制的又は義務的労働から他の者との平等を基礎として保護されることを確保する。

第 28 条 適切〔十分〕な生活水準及び社会保護

- 1 締約国は、自己及びその家族の適切〔十分〕な生活水準（適切〔十分〕な食料、衣類及び住居を含む。）についての並びに生活条件の不断の改善についての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利を障害に基づく差別なしに実現することを保障し及び促進するための適切な措置をとる。
- 2 締約国は、社会保護についての障害のある人の権利及びこの権利を障害に基づく差別なしに享有することについての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し及び促進するための適切な措置をとる。これには、次の措置を含む。
- (a) 障害のある人が、清浄な水に平等にアクセスすることを確保するための措置、並びに障害のある人が、障害に関連する必要〔ニーズ〕に係る適切かつ負担可能なサービス、補装具〔補助器具〕その他の支援にアクセスすることを確保するための措置
 - (b) 障害のある人、特に、障害のある女性及び少女並びに障害のある高齢者が、社会保護計画及び貧困削減計画にアクセスすることを確保するための措置
 - (c) 貧困の状況下で生活している障害のある人及びその家族が、障害に関連する費用をまかなうための国の援助（適切〔十分〕な訓練、カウンセリング、財政援助及びレスパイト・ケアを含む。）にアクセスすることを確保するための措置
 - (d) 障害のある人が、公的な住宅供給計画にアクセスすることを確保するための措置
 - (e) 障害のある人が、退職に関する給付及び計画に平等にアクセスすることを確保するための措置

第 29 条 政治的及び公的活動への参加

- 締約国は、障害のある人に対し、政治的権利の享有及びこの権利を他の者との平等を基礎として行使する機会を保障するものとし、次のことを約束する。
- (a) 特に次のことにより、障害のある人が、直接に又は自由に選んだ代表を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害のある人が投票し及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
 - (i) 投票の手続、施設〔設備〕及び資料が適切であること、アクセシブルであること並びに理解し及び利用しやすいことを確保すること。
 - (ii) 適切な場合には、支援技術〔支援機器〕及び新たな技術〔機器〕の使用を容易にすることにより、障害のある人が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票により投票する権利、選挙に立候補する権利、並びに政府のすべての段階において効果的に公職に就き及びすべての公務を遂行する権利を保護すること。
 - (iii) 選挙人としての障害のある人の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害のある人の要請に応じて、障害のある人自身により選ばれた者が投票の際に援助することを認めること。
 - (b) 障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することのできる環境を積極的に促進すること。また、障害のある人が政治に参加することを奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加すること、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
 - (ii) 国際的、国内的、地域的及び地方的な段階において、障害のある人を代表するための障害のある人の団体を結成し、及びこれに加入すること。

第 30 条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害のある人が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、文化的作品へのアクセスを享受すること。
- (b) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、テレビ番組、映画、演劇その他の文化的な活動へのアクセスを享受すること。
- (c) 障害のある人が、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス等の文化的な公演又はサービスが行われる場所へのアクセスを享受し、また、可能な限度において国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

2 締約国は、障害のある人が、自己の利益のためのみでなく社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し及び活用する機会を有することを可能とするための適切な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法令が文化的作品への障害のある人のアクセスを妨げる不合理な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

4 障害のある人は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的なアイデンティティ（手話及びろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とするため、次のことのための適切な措置をとる。

- (a) 障害のある人が、あらゆる段階における主流〔一般〕のスポーツ活動に可能な最大限の範囲内で参加することを奨励し及び促進すること。
- (b) 障害のある人が、障害に特有のスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、発展させ及びこれに参加する機会を有することを確保すること。また、このため、適切な指導、訓練及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
- (c) 障害のある人が、スポーツ及びレクリエーションの開催地並びに観光地にアクセスすることを確保すること。
- (d) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）に参加することができることを確保すること。
- (e) 障害のある人が、レクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に責任を負う者及び団体によるサービスにアクセスすることを確保すること。

第 31 条 統計及びデータ収集

1 締約国は、この条約を実現するための政策を形成し及び実施することを可能とするための適切な情報（統計及び研究データを含む。）を収集することを約束する。締約国は、この情報を収集し及び保存する過程において、次の事項を遵守しなければならない。

- (a) 障害のある人の秘密性の保持及びプライバシーの尊重を確保するための法定の保護（データ保護に関する法令を含む。）
- (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範、並びに統計の収集及び利用に関する倫理原則

2 この条の規定に従い収集された情報は、適切な場合には分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために並びに障害のある人がその権利を行使する際に直面する障壁を明らかにし及び当該障壁に取り組むために用いられる。

3 締約国は、これらの統計の普及についての責任を負うものとし、障害のある人及び他の者がこれらの統計にアクセスすることができることを確保する。

第 32 条 国際協力

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認識し、また、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会（特に障害のある人の団体）と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。このような措置には、特に次のことを含むことができる。

- (a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害のある人にとって、インクルーシブかつアクセシブルであることを確保すること。
- (b) 特に、情報、経験、訓練計画及び最良の実践の交換及び共有を通じて、能力形成を容易にしかつ支援すること。
- (c) 研究における協力並びに科学的及び技術的知識へのアクセスを容易にすること。
- (d) 適切な場合には、特に、アクセシブルな支援技術〔支援機器〕へのアクセス及びその共有を容易にすることにより並びに技術移転を通じて、技術援助及び経済援助を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

【HIV 感染者等】

- * らい予防法[1907](1931 年、1953 年に改正)
- * 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)[1988](1998 年 廃止)
- * らい予防法の廃止に関する法律[1998]
- * 感染症予防および感染症の患者に対する医療に関する法律[1998]
- * ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律[2001]
- * ハンセン病問題の解決の促進に関する法律[2008]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(抜粋)

公布：平成 20 年 6 月 18 日 法律第 82 号

施行：平成 21 年 4 月 1 日

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったこと又はハンセン病に罹（り）患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

【外国人】

* 改正外国人登録法[1999]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

「改正外国人登録法」（抜粋）

昭和 27 年 4 月 28 日 法律第 125 号)
最終改正：平成 11 年 8 月 18 日 法律第 134 号

第一章 総則

(目的)

第 一条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによつて外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第 二条 この法律において「外国人」とは、日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者をいう。

2 日本の国籍以外の二以上の国籍を有する者は、この法律の適用については、旅券（入管法第二条第五号に定める旅券をいう。以下同じ。）を最近に発給した機関の属する国の国籍を有するものとみなす。

【その他】

- * 北海道旧土人保護法[1899]
- * 戸籍法[1947(最終改正 2002)]
- * 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第 111 号条約)[1958]
- * 住民基本台帳法[1967(最終改正 2003)]
- * 消費者保護基本法[1968]
- * 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律[1971]
- * 公害健康被害の補償等に関する法律[1973]
- * 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律[1980]
- * 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(抄)(ILO第 156 号条約)[1981]
- * 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律[1993]
- * 環境基本法[1993]
- * 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律[1994]
- * アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法) [1997]
- * 特定非営利活動促進法[1998]
- * 消費者契約法[2000]
- * 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律[2000]
- * 循環型社会形成推進基本法[2000]
- * 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律[2001]
- * ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法[2002]
- * 個人情報の保護に関する法律[2003]
- * 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律[2003]
- * 情報公開・個人情報保護審査会設置法[2003]
- * 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律[2003]
- * 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律[2003]
- * 裁判の迅速化に関する法律[2003]
- * 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律[2003]
- * 公益通報者保護法[2004]
- * 犯罪被害者等基本法[2004]
- * 宇宙基本法[2008]
- * 労働契約法[2008]
- * アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議[2008]

〔関連する宣言・条約・法規等の抜粋〕

ヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(抄)

平成9年5月14日法律第52号

(目的)

第1条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

暫定版「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(仮訳)

国連総会第61会期2007年9月13日採択

総会は、国際連合憲章の目的および原則、ならびに憲章に従い国家が負っている義務の履行における信義誠実に導かれ、すべての民族が異なることへの権利、自らを異なると考える権利、および異なる者として尊重される権利を有することを承認するとともに、先住民族が他のすべての民族と平等であることを確認し、すべての民族が、人類の共同遺産を成す文明および文化の多様性ならびに豊かさに貢献することもまた確認し、民族の出自または人種、宗教、民族的ならびに文化的な差異を根拠として民族または個人の優越を基盤としたり、主唱するすべての教義、政策、慣行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難すべきであり、社会的に不正であることをさらに確認し、先住民族は、彼／女らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも自由であるべきことをまた再確認し、先住民族は、とりわけ、彼／女らの植民地化と彼／女らの土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しみ、したがって特に、彼／女ら自身のニーズ（必要性）と利益に従った発展に対する彼／女らの権利を彼／女らが行使することを妨げられてきたことを懸念し、先住民族の政治的、経済的および社会的構造と、彼／女らの文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来する彼／女らの生得の権利、特に土地、領域および資源に対する彼／女らの権利を尊重し促進させる緊急の必要性を認識し、条約や協定、その他の国家との建設的取決めで認められた先住民族の権利を尊重し促進する緊急の必要性をさらに認識し、先住民族が、政治的、経済的、社会的および文化的向上のために、そしてあらゆる形態の差別と抑圧に、それが起こる至る所で終止符を打つために、自らを組織しつつあるという事実を歓迎し、先住民族とその土地、領域および資源に影響を及ぼす開発に対する先住民族による統制は、彼／女らが、自らの制度、文化および伝統を維持しかつ強化すること、そして彼／女らの願望とニーズ（必要性）に従った発展を促進することを可能にすると確信し、先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識し、先住民族の土地および領域の非軍事化の、世界の諸国と諸民族の間の平和、経済的・社会的進歩と発展、理解、そして友好関係に対する貢献を強調し、先住民族の家族と共同体が、子どもの権利と両立させつつ、彼／女らの子どもの養育、訓練、教育および福利について共同の責任を有する権利を特に認識し、国家と先住民族との間の条約、協定および建設的な取決めにによって認められている権利は、状況によって、国際的な関心と利益、責任、性格の問題であることを考慮し、条約や協定、その他の建設的な取決め、ならびにそれらが示す関係は、先住民族と国家の間のより強固なパートナーシップの基礎であることもまた考慮し、国際連合憲章、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、そして市民的及び政治的権利に関する国際規約、ならびにウィーン宣言および行動計画が、すべての民族の自決の権利ならびにその権利に基づき、彼／女らが自らの政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的および文化的発展を自由に追求することの基本的な重要性を確認していることを是認し、本宣言中のいかなる規定も、どの民族に対しても、国際法に従って行使されるところの、その自決の権利を否認するために利用されてはならないことを心に銘記し、本宣言で先住民族の権利を承認することが、正義と民主主義、人権の尊重、非差別と信義誠実の原則に基づき、国家と先住民族の間の調和的および協力的な関係の向上につながることを確信し、国家に対し、先住民族に適用される国際法文書の下での、特に人権に関連する文書に関するすべての義務を、関係する民族との協議と協力に従って、遵守しかつ効果的に履行することを奨励し、国際連合が先住民族の権利の促進と保護において演じるべき重要かつ継続する役割を有することを強調し、本宣言が、先住民族の権利と自由の承認、促進および保護への、そしてこの分野における国際連合システムの関連する活動を展開するにあたっての、更なる重要な一歩前進であることを信じ、先住民族である個人は、差別なしに、国際法で認められたすべての人権に対する権利を有すること、およびその民族としての存立や福祉、統合的発展にとって欠かすことのできない集団としての権利を保有していることを認識かつ再確認し、先住民族の状況が、地域や国によって異なること、ならびに国および地域的な特性の重要性と、多様な歴史的および文化的背景が考慮されるべきであることもまた認識し、以下の、先住民族の権利に関する国際連合宣言を、パートナーシップと相互尊重の精神の下で、達成を目指すべき基準として厳粛に宣言する。

第1条

先住民族は、集団または個人として、国際連合憲章、世界人権宣言および国際人権法に認められたすべての人権と基本的自由の十分な享受に対する権利を有する。

第2条

先住民族および個人は、自由であり、かつ他のすべての民族および個人と平等であり、さらに、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも、特に彼／女らの先住民族としての出自あるいはアイデンティティ（帰属意識）に基づく差別からも自由である権利を有する。

第3条

先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

第4条

先住民族は、彼／女らの自決権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を含めて、彼／女らの内部的および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。

第5条

先住民族は、国家の政治的、経済的、社会的および文化的生活に、彼／女らがそう選択すれば、完全に参加する権利を保持する一方、彼／女らの独自の政治的、法的、経済的、社会的および文化的制度を維持しかつ強化する権利を有する。

第6条

すべての先住民族である個人は、国籍／民族籍に対する権利を有する。

第7条

1. 先住民族である個人は、生命、身体および精神的一体性、自由ならびに安全に対する権利を有する。
2. 先住民族は、独自の民族として自由、平和および安全のうちに生活する集団的権利を有し、集団からの別の集団への子どもの強制的引き離しを含む、ジェノサイド（集団虐殺）行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない。

第8条

1. 先住民族およびその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する。
2. 国家は以下の行為について防止し、是正するための効果的な措置をとる：
(a) 独自の民族としての彼／女らの一体性、彼／女らの文化的価値観あるいは民族的アイデンティティ（帰属意識）を剥奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
(b) 彼／女らからその土地、領域または資源を収奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
(c) 彼／女らの権利を侵害したり損なう目的または効果をもつあらゆる形態の強制的な住民移転。
(d) あらゆる形態の強制的な同化または統合。
(e) 彼／女らに対する人種的または民族的差別を助長または扇動する意図をもつあらゆる形態のプロパガンダ（宣伝）。

第9条

先住民族およびその個人は、関係する共同体または民族の伝統と慣習に従って、先住民族の共同体または民族に属する権利を有する。いかなる種類の不利益もかかる権利の行使から生じてはならない。

第10条

先住民族は、彼／女らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われ不得。

第11条

1. 先住民族は、彼／女らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる彼／女らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。
2. 国家は、彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼／女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取された彼／女らの文化的、知的、宗教的および霊的（スピリチュアル）な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。

第12条

1. 先住民族は、彼／女らの精神および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、彼／女らの宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骸／遺骨の返還に対する権利を有する。
2. 国家は、関係する先住民族と連携して公平で透明性のある効果的措置を通じて、儀式用具と遺骸／遺骨のアクセスおよび／または返還を可能にするよう努める。

第13条

1. 先住民族は、彼／女らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに彼／女ら独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。
2. 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保するために、効果的措置をとる。

4

第14条

1. 先住民族は彼／女らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、彼／女ら独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
3. 国家は、先住民族と連携して、彼／女らの共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、彼／女ら独自の文化および言語による教育に対してアクセスできるよう、効果的措置をとる。

第15条

1. 先住民族は、教育および公共情報に適切に反映されるべき彼／女らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳ならびに多様性に対する権利を有する。
2. 国家は、関係する先住民族と連携および協力して、偏見と闘い、差別を除去し、先住民族および社会の他のすべての成員の間での寛容、理解および良好な関係を促進するために、効果的措置をとる。

第 16 条

1. 先住民族は、彼／女ら自身のメディアを彼／女ら自身の言語で設立し、差別されずにあらゆる形態の非先住民族メディアへアクセスする権利を有する。
2. 国家は、国有のメディアが先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確保するため、効果的措置をとる。国家は、完全な表現の自由の確保を損なうことなく、民間のメディアが先住民族の文化的多様性を十分に反映することを奨励すべきである。

第 17 条

1. 先住民族である個人および先住民族は、適用される国際および国内労働法の下で確立されたすべての権利を全面的に享受する権利を有する。
2. 国家は、先住民族の子どもたちを経済的搾取から保護され、および危険性があり、もしくは子どもの教育を阻害したり、子どもの健康もしくは肉体的または精神的、霊的（スピリチュアル）、道徳的もしくは社会的な発達に対して有害であると思われるようないかなる労働にも従事しないよう保護するため、彼／女らが特に弱い存在であることと、彼／女らのエンパワメント（力づけ）のために教育が重要であることを考慮に入れつつ、先住民族と連携および協力し特別な措置をとる。
3. 先住民族である個人は、労働や、特に雇用、または給与のいかなる差別的条件にも従わせられない権利を有する。

第 18 条

先住民族は、彼／女らの権利に影響を及ぼす事柄における意思決定に、彼／女ら自身の手続きに従い自ら選んだ代表を通じて参加し、先住民族固有の意思決定制度を維持しかつ発展させる権利を有する。

第 19 条

国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該の先住民族と誠実に協議し協力する。

第 20 条

1. 先住民族は、彼／女らの政治的、経済的および社会的制度または機関を維持しかつ発展させる権利、生存および発展の独自の手段の享受が確保される権利、ならびに彼／女らのすべての伝統的その他の経済活動に自由に従事する権利を有する。
2. 自らの生存および発展の手段を剥奪された先住民族は、公正かつ公平な救済を得る権利を有する。

第 21 条

1. 先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。
2. 国家は、彼／女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障害のある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意が払われる。

第 22 条

1. この宣言の実行にあたって、先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、そして障害のある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別の注意が払われる。
2. 国家は、先住民族と連携して、先住民族の女性と子どもがあらゆる形態の暴力と差別に対する完全な保護ならびに保障を享受することを確保するために措置をとる。

第 23 条

先住民族は、発展に対する彼／女らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。特に、先住民族は、彼／女らに影響を及ぼす健康、住宅、その他の経済的および社会的計画を展開し決定することに積極的に関わる権利を有し、可能な限り、彼／女ら自身の制度を通じてそのような計画を管理する権利を有する。

第 24 条

1. 先住民族は、必要不可欠な医療用の動植物および鉱物の保存を含む、彼／女らの伝統医療および保健の実践を維持する権利を有する。先住民族である個人は、また、社会的および保健サービスをいかなる差別もなく利用する権利を有する。
2. 先住民族である個人は、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康を享受する平等な権利を有する。国家はこの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、必要な措置をとる。

第 25 条

先住民族は、彼／女らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との彼／女らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対する彼／女らの責任を保持する権利を有する。

第 26 条

6

1. 先住民族は、彼／女らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
2. 先住民族は、彼／女らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

第 27 条

国家は、関係する先住民族と連携して、伝統的に所有もしくは他の方法で占有または使用されたものを含む先住民族の土地と領域、資源に関する権利を承認し裁定するために、公平、独立、中立で公開された透明性のある手続きを、先住民族の法律や慣習、および土地保有制度を十分に尊重しながら設立し、かつ実施する。先住民族はこの手続きに参加する権利を有する。

第 28 条

1. 先住民族は、彼／女らが伝統的に所有し、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源であって、彼／女らの自由で事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用され、または損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手段により、またはそれが可能でなければ正当、公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。

2. 関係する民族による自由な別段の合意がなければ、補償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領域および資源の形態、または金銭的な賠償、もしくはその他の適切な救済の形をとらねばならない。

第 29 条

1. 先住民族は、彼／女らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。

2. 国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。

3. 国家はまた、必要な場合に、そのような物質によって影響を受ける民族によって策定されかつ実施される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための計画が適切に実施されることを確保するための効果的な措置をとる。

第 30 条

1. 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない。

2. 国家は、彼／女らの土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特に彼／女らの代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。

第 31 条

1. 先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。

2. 国家は、先住民族と連携して、これらの権利の行使を承認しかつ保護するために効果的な措置をとる。

第 32 条

1. 先住民族は、彼／女らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。

2. 国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／女らの土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、彼／女ら自身の代表機関を通じ、彼／女らの自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。

3. 国家は、そのようないかなる活動についての公正かつ公平な救済のための効果的仕組みを提供し、環境的、経済的、社会的、文化的または霊的（スピリチュアル）な負の影響を軽減するために適切な措置をとる。

第 33 条

1. 先住民族は、彼／女らの慣習および伝統に従って、彼／女らのアイデンティティ（帰属意識）もしくは構成員を決定する集団としての権利を有する。このことは、先住民族である個人が、彼／女らの住む国家の市民権を取得する権利を害しない。

2. 先住民族は、彼／女ら自身の手続きに従って、彼／女らの組織の構造を決定しかつその構成員を選出する権利を有する。

第 34 条

先住民族は、国際的に承認された人権基準に従って、彼／女らの組織構造および彼／女らの独自の慣習、精神性、伝統、手続き、慣行、および存在する場合には司法制度または慣習を促進し、発展させ、かつ維持する権利を有する。

第 35 条

先住民族は、自らの共同体に対する個人の責任を決定する権利を有する。

第 36 条

1. 先住民族、特に国境によって分断されている先住民族は、霊的（スピリチュアル）、文化的、政治的、経済的および社会的な目的のための活動を含めて、国境を越えて他の民族だけでなく自民族の構成員との接触、関係および協力を維持しかつ発展させる権利を有する。

2. 国家は、先住民族と協議および協力し、この権利の行使を助長し、この権利の実施を確保するための効果的な措置をとる。

第 37 条

8

1. 先住民族は、国家またはその継承者と締結した条約、協定および他の建設的取決めに承認し、遵守させ、実施させる権利を有し、また国家にそのような条約、協定および他の建設的取決めに遵守し、かつ尊重させる権利を有する。

2. この宣言のいかなる規定も、条約や協定、建設的な取決めに含まれている先住民族の権利を縮小または撤廃するものと解されてはならない。

第 38 条

国家は、本宣言の目的を遂行するために、先住民族と協議および協力して、立法措置を含む適切な措置をとる。

第 39 条

先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金적および技術的な援助を利用する権利を有する。

第 40 条

先住民族は、国家もしくはその他の主体との紛争および争議の解決のための相互に公正かつ公平な手続きを利用し、迅速な決定を受ける権利を有し、また彼／女らの個人的および集団的権利のすべての侵害に対する効果的な救済を受ける権利を有する。そのような決定には、当該先住民族の慣習、伝統、規則、法制度および国際人権を十分に考慮しなければならない。

第 41 条

国際連合システムの機関および専門機関ならびにその他の政府間機関は、特に、資金協力および技術援助の動員を通じて、本宣言の条項の完全実現に寄与するものとする。先住民族に影響を及ぼす問題に関して、彼／女らの参加を確保する方法と手段を確立する。

第42条

国際連合および先住民族問題に関する常設フォーラムを含む国連機関、各国に駐在するものを含めた専門機関ならびに国家は、本宣言の条項の尊重および完全適用を促進し、この宣言のフォローアップ（あとあとまで責任をもって見届け、措置を講ずること）を行う。

第43条

本宣言で認められている権利は、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準をなす。

第44条

ここに承認されているすべての権利と自由は、男性と女性の先住民族である個人に等しく保障される。

第45条

本宣言中のいかなる規定も、先住民族が現在所有している、もしくは将来取得し得る権利を縮小あるいは消滅させると解釈されてはならない。

第46条

1. 本宣言のいかなる規定も、いずれかの国家、集団あるいは個人が、国際連合憲章に反する活動に従事したり、またはそのような行為を行う権利を有することを意味するものと解釈されてはならず、もしくは、主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体的または部分的に、分断しあるいは害するいかなる行為を認めまたは奨励するものと解釈されてはならない。

2. 本宣言で明言された権利の行使にあたっては、すべての者の人権と基本的自由が尊重される。本宣言に定める権利の行使は、法律によって定められかつ国際人権上の義務に従った制限にのみ従う。そのような制限は無差別のものであり、他者の権利と自由への相応の承認と尊重を確保する目的であって、民主的な社会の公正でかつもっとも切実な要求に合致するためだけに厳密に必要なものでなければならない。

3. 本宣言に定められている条項は、人権、平等、非差別、よき統治、および良心の尊重の原則に従って解釈される。

【市民外交センター仮訳暫定版 2007 年 12 月 15 日】

本仮訳は、手島武雅氏（市民外交センター）による「先住民族の権利に関する国際連合宣言（案）訳」

（1994 年国連差別防止・少数者保護小委員会〈通称：人権小委員会〉において合意。国連文書 E/CN.4/Sub.2/1994/2/Add.1）を土台とし、北海道ウタリ協会が作成した「先住民族の権利に関する国際連合宣言仮訳」（2006 年 6 月人権理事会採択）を参考にして作成したものです。

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」

平成 20 年（2008 年）6 月 6 日

衆参本会議

昨年 9 月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

すべての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が 21 世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年 7 月に、環境サミットとも言われる G8 サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講ずるべきである。

1. 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

2. 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

■ 人権に関する国際年・国際デーなど

【国際年】

1. 国際地球観測年 International Geophysical Year 1957 年
2. 世界難民年 World Refugee Year 1959～60 年
3. 世界精神衛生年 World Mental Helth Year 1960 年
4. 国際保健医療研究年 International Helth and Medical Research Year 1960 年
5. 世界種子年 World Seed Year 1961 年
6. 太陽極少期国際観測年 International Year of the Quiet Sun 1964～65 年
7. 国際協力年 International Co-operation Year 1965 年
8. 国際米の年 International Rice Year 1966 年
9. 国際観光年 International Tourist Year 1967 年
10. 国際人権年 International Year for Human Rights 1968 年
11. 国際教育年 International Education Year 1970 年
12. 人種差別と闘う国際年 international Year of Action to Combat Racism and Racial Discrimination 1971 年
13. 国際図書年 International Book Year 1972 年
14. 世界人口年 World Population Year 1974 年
15. 国際婦人年 International Women's Year 1975 年
16. 国際児童年 International Year of the Child 1979 年
17. 国際障害者年 International Year of Disabled Persons 1981 年
18. 南アフリカ制裁国際年 International Year of Mobilization for Sanctions against South Africa 1982 年
19. 世界コミュニケーション年 World Communications Year 1983 年
20. 国際青年年 International Youth Year 1985 年
21. 国際森林年 International Year of the Forest 1985 年
22. 国際平和年 International Year of Peace 1986 年
23. 家のない人びとのための国際居住年 International Year of Shelter for the Homeless 1987 年
24. 国際識字年 International Literacy Year 1990 年
25. 世界の先住民の国際年 International Year of Worlds Indigenous Peoples 1993 年
26. 国際家族年 International Year of the Family 1994 年
27. 国連寛容年 United Nations Year for Tolerance 1995 年
28. 第2次世界大戦の犠牲者を悼む世界年 World Year of Peoples Commemoration of the Victims of the Second World War 1995 年
29. 国際高齢者年 International Year of Older Persons 1999 年
30. 第1回国際平和会議 100 周年 Centennial of the First International Peace Conference 1999 年
31. 平和の文化のための国際年 International Year for the Culture of Peace 2000 年
32. 国際感謝年 International Year of Thanksgiving 2000 年
33. ボランティア国際年 International Year of Volunteers 2001 年
34. 国連文明間の対話年 United Nations Year of Dialogue among Civilizations 2001 年
35. 人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年 International Year of Mobilization against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance 2001 年
36. 国際山岳年 International Year of Mountains 2002 年
37. 国際エコツーリズム年 International Year of Ecotourism 2002 年
38. 国際淡水年 International Year of Freshwater 2003 年
39. 国際コメ年 International Year of Rice 2004 年
40. 奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年 International Year to Commemorate the Struggle against Slavery and its Abolition 2004 年
41. 国際小口金融年 International Year of Microcredit 2005 年
42. スポーツと体育の国際年 International Year of Sport and Physical Education 2005 年
43. 世界物理年 International Year of Physics 2005 年
44. 砂漠と砂漠化に関する国際年 International Year of Deserts and Desertification 2006 年

【国際デー】

1. 3月8日 国際婦人デー[International Women's Day]
2. 3月21日 国際人種差別撤廃デー[International Day for the Elimination of Racial Discrimination]
3. 3月22日 国連水の日[World Day for Water]
4. 3月23日 世界気象の日[World Meteorological Day]
5. 4月7日 世界保健デー[World Health Day]
6. 4月23日 世界図書・著作権デー[World Book and Copyright Day]
7. 5月3日 世界報道自由デー[World Press Freedom Day]
8. 5月15日 国際家族デー[International Day of Families]
9. 5月17日 世界電気通信の日[World Telecommunication Day]
10. 5月31日 世界禁煙デー[World No-Tobacco Day]
11. 6月4日 侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー[International Day of Innocent Children Victims of Aggression]
12. 6月5日 世界環境デー[World Environment Day]
13. 6月17日 砂漠化および干ばつと闘う世界デー[World Day to Combat Desertification and Drought]
14. 6月26日 国際薬物乱用・不正取引防止デー[International Day against Drug Abuse and Illicit Trafficking]
15. 6月26日 拷問の犠牲者を支援する国際デー[International Day in Support of Victims of Torture]
16. 7月の第1土曜日 協同組合の国際デー[International Day of Cooperatives]
17. 7月11日 世界人口デー[World Population Day]
18. 9月8日 国際識字デー[International Literacy Day]
19. 9月16日 オゾン層保護のための国際デー[International Day for the Preservation of the Ozone Layer]
20. 9月の最後の週 世界海事デー[World Maritime Day]
21. 10月1日 国際高齢者デー[International Day of Older Persons]
22. 10月の第1月曜日 世界ハビタット・デー[World Habitat Day]
23. 10月9日 世界郵便の日[World Post Day]
24. 10月の第2水曜日 国際防災の日[International Day for Natural Disaster Reduction]
25. 10月16日 世界食糧デー[World Food Day]
26. 10月17日 貧困撲滅の国際デー[International Day for the Eradication of Poverty]
27. 10月24日 国連デー[United Nations Day]
28. 10月24日 世界開発情報の日[World Development Information Day]
29. 11月16日 国際寛容デー[International Day for Tolerance]
30. 11月20日 アフリカ工業化の日[Africa Industrialization Day]
31. 11月20日 世界の子どもの日[Universal Children's Day]
32. 11月21日 世界テレビ・デー[World Television Day]
33. 11月29日 パレスチナ人民連帯国際デー[International Day of Solidarity with the Palestinian People]
34. 12月1日 奴隷制度廃止国際デー[International Day for the Abolition of Slavery]
35. 12月3日 国際障害者デー[International Day of Disabled Persons]
36. 12月5日 経済・社会開発のための国際ボランティア・デー[International Volunteer Day]
37. 12月7日 国際民間航空デー[International Civil Aviation Day]
38. 12月10日 人権デー[Human Rights Day]
39. 12月29日 生物の多様性のための国際デー[International Day for Biological Diversity]

【国際週間】

1. 3月21日からの週 人種差別主義と闘う人々との連帯週間[Week of Solidarity with the Peoples Struggling against Racism and Racial Discrimination]
2. 5月25日からの週 自由、独立および人権のために闘うすべての他の植民地人民との連帯週間[Week of Solidarity with the Peoples of All Colonial Territories, as well as Those in South Africa, Fighting for Freedom, Independence and Human Rights]
3. 10月24～30日 軍縮週間[Disarmament Week]



TOKI Human Rights 21

土岐市人権施策推進指針

発行年月

平成23年3月

編集・発行

土岐市 市民部 福祉課

〒509-5192

岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101

電話 (0572) 54-1111 (代表)

FAX (0572) 54-7051

